

【資料3】

第5次 鞍手町行財政改革プラン

平成23年度～平成27年度

鞍 手 町

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施																							
連番	1	主管課	企画財政課	その他担当課	全庁																		
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）																		
中間目標	住民と行政の協働				計画期間中に協働10事業実施																		
直接的な目標	協働体制の構築				(現在までの累積効果額) 0千円																		
具体的改革項目	協働のまちづくり推進体制の確立				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）																		
					24年度までにモデル事業の実施																		
実施概要	<p>住民と行政が一体となった協働のまちづくりを目指し、これを推進するため、協働推進体制を確立するとともに、住民参画による実効性をもった基本計画を策定する。住民主体のまちづくりと地域コミュニティの活性化を促進し、自分たちが暮らす鞍手町という地域を、力を合わせて自主的に住みよいまちにしていく地域社会を目指す。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>■23年度～24年度</p> <p>①担当課（班）またはプロジェクトチームの創設による協働推進の組織体制を整備</p> <p>②（仮称）協働のまちづくり推進基本計画の策定 協働の意識づくり、機会づくり、システムづくり、環境づくり等</p> <p>③モデル事業の実施（図書室の運営、地域の草刈や溝掃除、町民体育祭実施等）</p> <p>■25年度～</p> <p>④各課局において、協働のまちづくりの推進</p>																						
■ 評価点検⇒見直し																							
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額													
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額										
平成23年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H25年03月	検討中	20%	—	—	—	—								
	<p>具体的取組内容</p> <p>第5次行財政改革の実実施計画策定時から協働のパートナーを住民自治組織（自治会、町内会）に限定し、それに基づいた仕組みづくり考えてきました。この計画では平成27年度までに基本計画を策定し、モデル事業を10事業行うという内容になっています。平成23年度においては、協働の推進体制を確立するため、地域コミュニティ活動等の把握や近隣市町の協働事業にかかる取組の状況を聴取しました。</p>																						
平成24年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H25年03月		0%	—											
	<p>具体的取組内容</p>																						
平成25年度						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H25年04月	H28年03月		0%	—			
	<p>具体的取組内容</p>																						
平成26年度						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H25年04月	H28年03月		0%	—			
	<p>具体的取組内容</p>																						
平成27年度						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H25年04月	H28年03月		0%	—			
	<p>具体的取組内容</p>																						

■協働とは

地方分権の進展、行財政改革の取り組み、少子高齢化の加速、地域コミュニティ機能の低下、住民ニーズの多様化など様々な背景から、今後は住民【※1】と行政がよきパートナー【※2】として連携し、地域の公共的課題の解決や、快適な住みよい鞍手町を創造するため共に積極的に考え、協力していくこと。

【※1】「住民」とは、町内に在住する人や通勤・通学する人、町内で活動を行なうNPO・ボランティア団体、個人、企業を指す。

【※2】「パートナー」とは、公共を担う協働の相手方を指す。

■協働の領域



- A・・・住民の責任と主体性によって行なう領域
 - B・・・住民の主体性のもとに行政の協力によって行なう領域
 - C・・・住民と行政がそれぞれの主体性のもとに行なう領域
 - D・・・住民の協力を得ながら行政の主体性のもとに行なう領域
 - E・・・行政の責任と主体性によって行なう領域
- } 協働の領域

【参考：自治体における市民セクター支援に関する報告書／山岡義典（日本NPOセンター）】

■協働の原則

①対等の原則

住民は行政の下請けでなく、公共サービスの担い手としてお互い対等な関係。

②自主・自立の原則

協働するパートナー同士は、お互いに自主性を尊重し、自立した存在として自己決定、自己責任を持って取り組む。

③相互理解の原則

お互いの特性や能力を認め合い協力し合うことが大切。

④目的・目標共有の原則

協働の「目的」と達成する「目標」を共有することが必要。また、活動に必要な情報もお互いに共有することが大切。

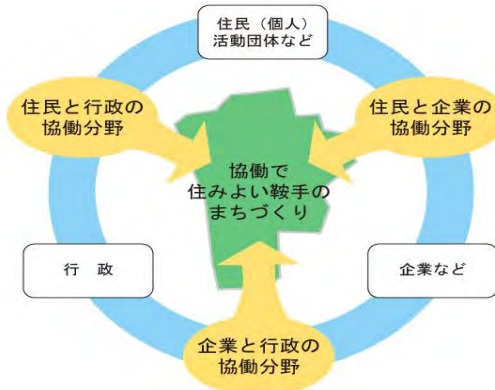
⑤公開の原則

決定までの過程や協働の内容は誰もが知ることができるように、積極的に情報公開をすることが大切。

■協働の形態

- 委託
- 補助
- 共催、事業協力
- 後援
- 実行委員会・協議会
- 情報提供・情報交換
- 政策提案
- 評価

■協働のイメージ図



◇他市町の協働事業の取組み状況

・協働事業の対象組織・団体

市町村名	組織・団体
小竹町	住民自治組織(町内会、自治会)
添田町	
遠賀町	NPO法人、ボランティア団体、任意住民団体
志免町	
宇美町	
久留米市	
福岡市	

・協働事業の概要

市町村名	事業の種別	助成金の額	事業年度
小竹町	提案事業	上限25万円	単年度
遠賀町	提案事業	総事業費の9/10 上限35万	単年度
志免町	提案事業	総事業費の1/2 上限30万	単年度
福岡市	提案事業	総事業費の4/5 上限400万	単年度

・地区担当制度の導入状況

市町村名	状況
小竹町	導入済み
添田町	導入済み
遠賀町	—
志免町	—
宇美町	—
久留米市	—
福岡市	—

◇鞍手町の地域コミュニティ活動の取組状況

・公民館育成事業

平成22年度に各種(バレー、野球、ソフトボール等)スポーツ大会に参加した自治会・町内会の活動実績の把握

・青少年育成町民会議

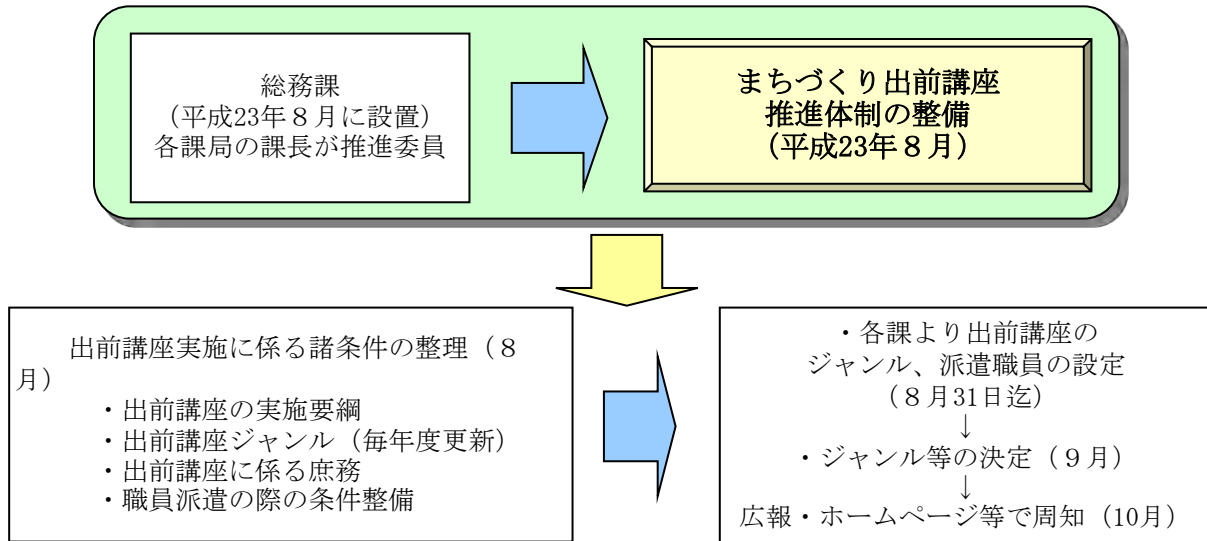
平成22年度青少年育成町民会議育成部(各校区毎)の活動実績の把握

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

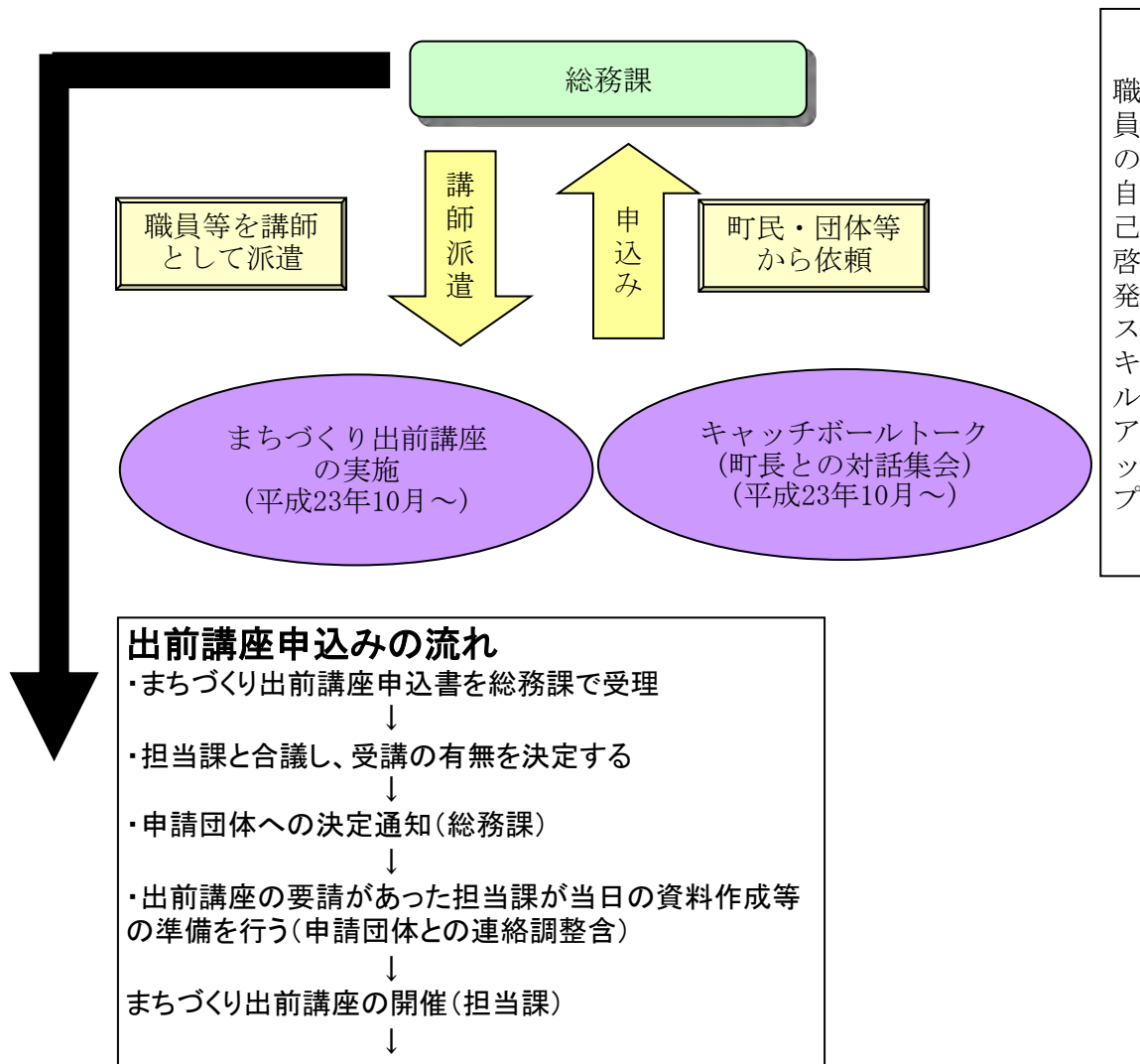
■ 計画⇒実施																										
連番	2	主管課	総務課	その他担当課	全庁																					
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）																					
中間目標	住民と行政の協働				計画期間中に48講座を開催（年12講座）																					
直接的な目標	情報の公開と共有				（現在までの累積効果額） 0千円																					
具体的改革項目	まちづくり出前講座(仮称)とキャッチボールトーク(町長との対話集会)の実施				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態） 推進体制の整備完了																					
実施概要	<p>町民参画によるまちづくり、開かれた町政という観点から町職員による講座を行う。講座の内容は町政や公的な制度などについて理解を深め、協働の町づくりを推進することを目的に「出前講座」の推進体制を整え出前講座を開催する。また、町民1万8千人の声に耳を傾け、町政に反映させることで、鞍手町を住み良い魅力あるまちにするため、キャッチボールトーク（町民対話集会）を実施する。</p> <p>※具体的な実施内容 出前講座・キャッチボールトークの推進体制の整備 ①出前講座等の要綱作成 ②出前講座等のジャンル整理 ③申込の条件や期間等の整理 ④職員派遣の際の条件整備 ⑤出前講座を行うことにより職員の自己啓発・スキルアップにつなげる ⑥外部講師関係団体等の調整 等</p>																									
■ 評価点検⇒見直し																										
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額																
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額													
平成23年度	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月	実施中	2%	—	—	—	—
	当初平成23年度中に推進体制の整備等を行うこととしていましたが、平成23年7月に鞍手町まちづくり出前講座実施要綱を制定し、まちづくり出前講座の推進体制整備を行いました。出前講座のジャンルや町長との対話集会の内容を検討し、10月よりまちづくり出前講座を実施。周知方法は広報紙及びホームページで行いました。講座数は34講座中、外部講座が5講座。平成23年度の実績は町長との対話集会1件でした。																									
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月		0%	—			
	平成24年7月31日現在、10講座の申し込みがあり、すでに5講座が終了済です。																									
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月		0%	—			
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月		0%	—			
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月		0%	—			

鞍手町まちづくり出前講座等推進体制

■まちづくり出前講座実施までの体制



■まちづくり出前講座実施体系（平成23年10月～）



鞍手町まちづくり出前講座等実施要綱

平成 23 年 8 月 22 日
鞍手町告示第 58 号

(目的)

第 1 条 この告示は、町民等で構成される団体又はグループ（以下「団体等」という。）からの要請に基づき、町の職員等を講師として派遣し、町政に関する説明、専門知識を活かした講座等を行う鞍手町まちづくり出前講座（以下「出前講座」という。）を実施することにより、町民等の学習意欲の高揚と地域活動の促進を図るとともに、様々な情報を共有できる学習機会の拡大を図り、住民参画による協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(対象)

第 2 条 出前講座を受講できる者は、町内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者で構成された概ね10人以上の団体等とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(出前講座等の種類及び内容等)

第 3 条 出前講座の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各講座における講師及び講座内容は、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 町政編 町の職員が講師となり、当該職員が担当する業務に関する専門分野について行うもの
 - (2) 公共機関編 国、県等の公共施設又は公共的団体の職員が講師となり、行うもの
 - (3) 町長との対話集会（通称「キャッチボールトーク」）
- 2 出前講座の具体的な内容は町民等からの要望を考慮し、調整して決定する。なお、項目については毎年度作成し、町長が別に定める。

(開催時間及び場所等)

第 4 条 出前講座の開催日時は、12月28日から翌年1月4日までの日を除く、午前9時から午後9時までとし、連続した2時間以内の時間とする。

- 2 出前講座を開催する会場は、町内に限るものとし、その会場については出前講座を受講する団体等が確保しなければならない。
- 3 受講当日の運営及び進行は、当該受講団体等において行うものとする。

(受講の申込手続)

第 5 条 出前講座を受講しようとする団体等の代表者は受講を希望する日の30日前までに、鞍手町まちづくり出前講座等受講申込書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(決定)

第 6 条 町長は、前条により申込みがあったときは、出前講座の実施の可否を決定し、鞍手町まちづくり出前講座等承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により団体等の代表者に通知するものとする。

- 2 町長は、出前講座の実施の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。
- 3 町長は、その出前講座が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その講座を実施しない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 政治、宗教又は営利を目的とした出前講座であるとき。
 - (3) 専ら批判、苦情の申し出、戸別相談又は陳情等を目的としたものであるとき。
 - (4) 出前講座の目的を著しく逸脱したものであるとき。
 - (5) その他町長が不適當であると認めるとき。

(変更等の届出)

第 7 条 第 6 条第 1 項の規定により出前講座の決定を受けた団体等の代表者は、講座内容、開催日時又は会場等に変更があったとき、若しくは当該出前講座の受講を取り消そうとするときは、速やかに鞍手町まちづくり出前講座等受講（変更・取消）届（様式第3号）を町長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、参加者予定人数等の軽微な変更については、この限りでない。

(決定の取消し)

第 8 条 町長は、出前講座が次の各号のいずれかに該当するとき、その決定を取り消すことができ

る。

(1) 第6条第3項の各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(2) 講師の事故その他やむを得ない理由があるとき。

2 町長は、前項の規定により出前講座の実施の決定を取り消す決定をしたときは、速やかに鞍手町まちづくり出前講座等取消決定通知書（様式第4号）により、団体等の代表者に通知するものとする。

（経費等）

第9条 出前講座の講師料は、無料とする。ただし、出前講座において使用する施設の借上料、原材料費、有償資料代については、出前講座を受講する団体等の負担とする。

2 町は、第6条から第8条までの規定による決定を行った場合において、これにより当該団体等が前項の費用負担等の損害を受けても、一切の責めを負わないものとする。

（報告）

第10条 団体等の代表者は、出前講座終了後、鞍手町まちづくり出前講座等報告書（様式第5号）を町長へ提出しなければならない。

（講師の派遣等に係る事務）

第11条 講師の派遣、団体等との調整及び講座の開催に必要な資料等の準備は出前講座の依頼があった担当課がするものとする。

（庶務）

第12条 出前講座に関する庶務は、総務課で処理する。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

鞍手町まちづくり出前講座の講座メニュー

ジャンル	No.	テーマ	内 容	担当部署
まちづくり	1	キャッチボールトーク	町政に関するテーマについて住民のみなさんと意見交換を行います。(テーマは事前に設定したものとし、誹謗中傷・苦情の申し出や陳情を目的とした申込みは不可とする。)	総務課 庶務管財班
	2	鞍手町の財政について	鞍手町の財政状況について説明します。	企画財政課 政策財政班
	3	その他	行政の取り組み等について (各種団体等からの要望によるもの)	業務の主管課が 対応
防災と防犯	4	防災知識あれこれ	さまざまな自然災害に備えて、普段からの心がけや避難の方法、町の防災体制について紹介します。	総務課 庶務管財班
	5	簡易救命講習会	応急処置や心肺蘇生法の実技やAEDの取り扱い等を説明します。(外部講師：消防署)	消防署
	6	犯罪被害にあわないための防犯教室	さまざまな犯罪を予防するための防犯教室です。 (外部講師：警察署)	警察署
	7	地域の防災マップを作ってみよう	実際に地域を歩き、避難箇所の確認や避難経路などを確認し、地域の防災マップを作成するアドバイスをします。	総務課 庶務管財班
くらし	8	広報紙をつくってみよう	町内会の広報等の作成について、企画から編集までをアドバイスします。	総務課 庶務管財班
	9	消費生活講座 「悪徳商法にご注意を！」	悪徳商法による被害を未然に防止するための啓発講座です。	企画財政課 地域振興班
	10	下水道事業について	下水道のしくみや役割、鞍手町の下水道事業の内容、住民負担(受益者負担金、排水設備工事、使用料)についてご説明します	上下水道課 下水道班
	11	やってみよう確定申告 (初級編)	初めて確定申告をする方を対象に申告の仕方、準備する書類等を説明します。電子申告の仕方についても説明します。(7月～12月限定の講座)	税務住民課 税務班
	12	町税について	町の税金について説明します(税のしくみ)。(7月～12月限定の講座)	税務住民課 税務班
	13	ごみ・減量・分別・リサイクルについて	ごみの減量化・分別方法・リサイクル及びごみ処理の流れについて説明します。くらしクリーンセンターの施設見学も紹介します。	農政環境課

ジャンル	No.	テーマ	内 容	担当部署
	14	相続と遺言について	法務局の業務である登記制度を含めた相続手続き	福岡法務局 直方支局
	15	土地の境界について	トラブルの多い土地の境界についての基本的知識	福岡法務局 直方支局
人権	16	男女共同参画を学んで地域づくりに役立てよう	町の男女共同参画に対する取組みや男女共同参画について一緒に考えてみましょう。	福祉人権課 児童人権班
教育・文化	17	鞍手町出前歴史講座	鞍手町の歴史と遺跡めぐり、民俗芸能などの文化財について説明します。	教育課 歴史民俗資料館
	18	出前歴史体験講座	古代の火おこしや勾玉づくりを実際に体験します	教育課 歴史民俗資料館
	19	鞍手町文化財探訪講座	町内の文化財を実際に見学。現地で解説します	教育課 歴史民俗資料館
健康づくり	20	自分のからだのようすを知っていますか？～健診結果の見方について～	健診の結果をじっくり見ながら、自分の生活習慣をふりかえりましょう。(40分)	保険健康課 健康増進班
	21	体のしくみについて	心臓・腎臓・肝臓のはたらきについてもっと知ろう。(40分)	保険健康課 健康増進班
	22	もっと体を動かそう	効果的な運動の方法のお話と実際にストレッチ体操等を行います。(40分)	保険健康課 健康増進班
	23	女性に多い病気のはなし	子宮がん・乳がん・出産後に多い尿失禁など女性特有の病気についての話(40分)	保険健康課 健康増進班
	24	CKD(慢性腎臓病)のはなし	じわじわとしのびよる腎臓病についての予防や食事についての話(60分)	保険健康課 健康増進班
	25	生活習慣病予防のはなし	糖尿病や高血圧などの病気や予防・食事についての話(60分)	保険健康課 健康増進班
	26	認知症予防講座	認知症についての正しい知識や接し方などを学びませんか。	福祉人権課 福祉高齢者班

ジャンル	No.	テーマ	内 容	担当部署
	27	介護予防講座	要介護状態になる前に健康的な生活習慣で介護を予防しましょう。	福祉人権課 福祉高齢者班
子育て	28	子育て支援制度について	保育サービスや子ども手当などの子育て支援策について紹介します。	福祉人権課 児童人権班
保険・福祉制度	29	わかりやすい介護保険制度	介護保険制度や保険料、申請方法、サービスの内容等についてお話します。	福祉人権課 福祉高齢者班
	30	町の障害者福祉制度について	障がい者（精神・知的・身体）がどのような申請や手続きをすると、どのようなサービスが受けられるか等を説明します	福祉人権課 福祉高齢者班
	31	国民健康保険制度について	国民健康保険制度について全般的に説明します（30分）	保険健康課 保険年金班
	32	後期高齢者医療制度について	後期高齢者医療制度について全般的に説明します（30分）	保険健康課 保険年金班
その他	33	ふれあい・いきいきサロン		社会福祉協議会
施設見学	34	浄水場施設見学	浄水場の見学と水をつくるしくみについてご説明します	上下水道課 上水道班

◆福岡県内市町村出前講座実施状況

平成24年3月31日現在

No.	市町村名	実施状況	主管課	名称等	ジャンル数	メニュー数
1	北九州市	○	総務市民局安全・安心部	出前講座	11	19
2	福岡市	○	公聴課	出前講座	12	186
3	大牟田市	○	教育委員会	出前講座	11	106
4	久留米市	○	広報公聴課	出前講座	7	85
5	直方市	○	政策推進課	出前講座・健康出前講座	13	52
6	飯塚市	×	—	—	—	—
7	田川市	×	—	—	—	—
8	柳川市	○	人事秘書課	柳川市まちづくり出前講座	—	50
9	朝倉市	×	—	—	—	—
10	八女市	○	生涯学習課	男女共同参画に関する出前講座	1	5
11	筑後市	○	社会教育課	生涯学習まちづくり出前講座	25	62
12	大川市	×	—	—	—	—
13	行橋市	○	—	外部出前講座	—	—
14	豊前市	×	—	—	—	—
15	中間市	×	—	—	—	—
16	小郡市	○	生涯学習課	七夕出前講座	10	16
17	筑紫野市	○	商工観光課	消費生活基礎講座	2	5
18	春日市	○	地域づくり課	市職員出前講座あすか市民塾	9	60
19	大野城市	○	文化学習課	生涯学習まちづくり出前講座等	12	68
20	宗像市	○	市民活動交流室	ルックルック講座	10	177
21	太宰府市	○	生涯学習課	いりり端学習「行政出前講座」	24	51
22	古賀市	○	市民共働課	まちづくり出前講座	6	44
23	福津市	○	郷育推進課	出前講座	1	1
24	うきは市	○	生涯学習課	まちづくり出前講座	7	40
25	宮若市	○	企画財政課	まちづくり出前講座	8	50
26	嘉麻市	×	—	—	—	—
27	みやま市	○	生涯学習課	生涯学習出前講座	19	45
28	糸島市	○	生涯学習課	出前講座	25	50
29	那珂川町	○	生涯学習課	まちづくり出前講座	—	—
30	宇美町	○	社会教育課	職員出前講座	5	36
31	篠栗町	×	—	—	—	—
32	志免町	○	総務課	まちづくり出前講座	15	34
33	須恵町	×	—	—	—	—
34	新宮町	×	—	—	—	—
35	久山町	×	—	—	—	—
36	粕屋町	○	協働のまちづくり	まちづくり出前講座	11	28
37	芦屋町	○	企画政策課	出前講座	6	36
38	水巻町	○	企画課	出前講座	—	29
39	岡垣町	○	中央公民館	出前講座	13	64
40	遠賀町	○	生涯学習課・住民課	まちづくり出前講座	—	25
41	小竹町	×	—	—	—	—
42	鞍手町	○	総務課	まちづくり出前講座	10	34
43	桂川町	×	—	—	—	—
44	筑前町	○	—	外部出前講座	—	—
45	東峰村	×	—	—	—	—
46	大刀洗町	×	—	—	—	—
47	大木町	×	—	—	—	—
48	広川町	×	—	—	—	—
49	香春町	×	—	—	—	—
50	添田町	×	—	—	—	—
51	糸田町	○	—	外部出前講座	—	—
52	川崎町	×	—	—	—	—
53	大任町	○	—	外部出前講座	—	—
54	福智町	×	—	—	—	—
55	赤村	○	—	外部出前講座	—	—
56	荻田町	○	—	外部出前講座	—	—
57	みやこ町	×	—	—	—	—
58	吉富町	×	—	—	—	—
59	上毛町	×	—	—	—	—
60	築上町	○	—	外部出前講座	—	—
計		36				

※60市町村中36自治体で実施。

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施																										
連番	3		主管課	総務課			その他担当課	全庁																		
最終目標	人が主役のまちづくり (ヒト、情報)						●指標 (実施に関する目標達成の状態)																			
中間目標	住民と行政の協働						行政情報の配信サービス登録件数1,500件																			
直接的な目標	情報の公開と共有						(現在までの累積効果額) 0千円																			
具体的改革項目	住民と行政の情報の共有化						▲指標 (検討または準備に関する目標達成の状態)																			
							システムの整備完了																			
実施概要	<p>住民と行政の情報の共有化を図るため、24時間サービスが可能なホームページを充実させ、「いつでも・どこでも」必要な情報の取得が可能となる整備を進め、迅速な町政情報の提供・発信を行う体制を整える。</p> <p>また、多様化する住民のニーズを把握するため、ホームページを活用したアンケート調査を行い、住民ニーズの把握に努める。このことは、情報技術 (IT) を利用した住民参画であり、パブリックコメント (基本的な施策等に関する計画や条例の策定の際に、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続) としても活用することが可能である。</p>																									
	<p>※具体的な実施内容</p> <p>① ホームページの充実 (アクセシビリティ (利用のしやすさ) の確保)</p> <p>② メール (メールマガジン) 配信サービスの登録 (PC・携帯電話)</p> <p>③ 携帯電話への行政・防災情報などの配信サービス</p> <p>④ 高齢者や情報技術 (IT) 弱者には、従来どおり広報紙を通じた情報提供を行う</p> <p>⑤ ITを活用した住民が関心のあるテーマごとの電子会議室 (コミュニティの場) の形成を行い、住民の参加型ホームページを確立</p> <p>⑥ ホームページ上の個々の情報に対する役立ち度調査</p> <p>⑦ テーマ別のアンケートの実施</p>																									
■ 評価点検⇒見直し																										
年度	検討及び実施期間 (検討または準備: ▲ 実施: ●)							現在の状況	進捗率 (%)	単年度効果額																
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額													
平成23年度	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月	実施中	30%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>住民参画によるまちづくり、開かれた町制という観点から住民に対し行政情報を積極的に発信することを柱とした住民と行政の情報の共有化実施要領を定めました。具体的な実施内容としては、ホームページの利用のしやすさの確保、読み上げソフト対応、検索の導線をわかりやすくする表示、外国人への対応 (英語・韓国語・中国語)、メール配信サービスを行いました。メール配信登録者数は (防災メール・ふっけい安心メールを含) 450人です。今後も必要な情報の取得が迅速に入手できるように努めます。</p>																									
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月		0%	—			
	<p>具体的取組内容</p>																									
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月		0%	—			
	<p>具体的取組内容</p>																									
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月		0%	—			
	<p>具体的取組内容</p>																									
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月		0%	—			
	<p>具体的取組内容</p>																									

◆県内60各市町村における広報誌作成状況

月1回	32
月2回	28
合計	60

◆情報通信調

パソコン普及率 87.2%
 インターネット利用率 92.7%
 携帯電話普及率 96.3%

※いずれも内閣府調査(2009.12現在)

◆県内65各市町村別ホームページ開設内容

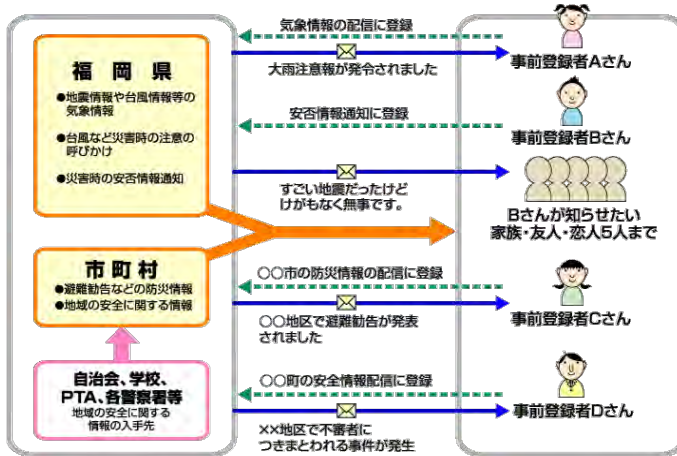
平成24年3月31日

No.	市町村名	アクセス数 (H20年度・件)		外国語対応	携帯 ホームペー	メール マガジン	防災・安心 等情報メー	ホームペー ジアンケー
		総数	トップページ					
1	北九州市	2,291,000	289,500	○	○	○	○	○
2	福岡市	38,504,657	5,325,840	○	○	○	○	○
3	大牟田市	4,622,272	648,569	○	○	○	○	○
4	久留米市	24,102,731	918,398	○	○	○	○	○
5	直方市	-	-		○	○		
6	飯塚市	不明	231,000	○	○		○	○
7	田川市	-	-		○			
8	柳川市	326,737	267,895		○	○		
9	朝倉市					○	○	
10	八女市	444,836	255,885	○	○			
11	筑後市	5,066,724	271,475		○	○		○
12	大川市	2,438,524	406,620					
13	行橋市		684,324					○
14	豊前市	-	-		○			
15	中間市	-	283,889		○			
16	小郡市	-	268,102		○			
17	筑紫野市	不明	399,350		○			
18	春日市	917,949	未集計	○		○	○	
19	大野城市	1,159,422	754,023		○		○	○
20	宗像市	8,300,000	1,100,000	○	○		○	
21	太宰府市	不明	374,633	○	○		○	
22	古賀市	487,292	216,000	○	○		○	○
23	福津市	2,775,251	168,783	○	○	○	○	
24	うきは市	-	399,850		○	○	○	
25	宮若市	50,000	-	○	○		○	
26	嘉麻市	-	-				○	
27	みやま市	-	188,772		○	○		
28	糸島市	-	-	○	○		○	
29	那珂川町	351,878	381,878		○		○	
30	宇美町	不明	100,133		○		○	
31	篠栗町	-	86,200				○	
32	志免町	120,000	10,000		○		○	
33	須恵町	-	-	○			○	
34	新宮町	610,000	-		○			
35	久山町	不明	400	○	○			
36	粕屋町	14,235,351	44,809		○		○	
37	芦屋町	380,000	-		準備中		○	○
38	水巻町	808,551	621,216	○	○		○	○
39	岡垣町	168,770	168,770	○			○	
40	遠賀町	736,616	99,385				○	
41	小竹町	149,432	53,240				○	
42	鞍手町	100,969	-	○	○	○	○	○
43	桂川町	126,200	22,277		○		○	
44	筑前町	102,507	102,507				○	
45	東峰村	-	106,094		○			
46	大刀洗町	434,804	114,283				○	
47	大木町	146,000	90,000		○		○	
48	広川町	80,945	-					
49	香春町	1,000	1,000					○
50	添田町	297,280	101,138					
51	糸田町	不明	不明					
52	川崎町	2,457,337	148,948					
53	大任町	1,259	59					
54	福智町	不明	132,000					
55	赤村	不明	不明		○			
56	荻田町	527,000	-				○	
57	みやこ町	665,930	214,074				○	
58	吉富町	1,651	1,651		○			
59	上毛町	94,362	41,641					
60	築上町	61,842	61,842					
件数				17	36	13	34	13

◆情報の共有化のための防災情報等の発信

・防災メールまもるくん

福岡県、福岡県内市町村から配信される「防災・安全情報」と県内防災気象情報が配信される「福岡県防災気象情報」と「安否確認メール」の3つから選択できる。



・ふっけい安心メール（平成23年10月より鞍手町HPと連動）

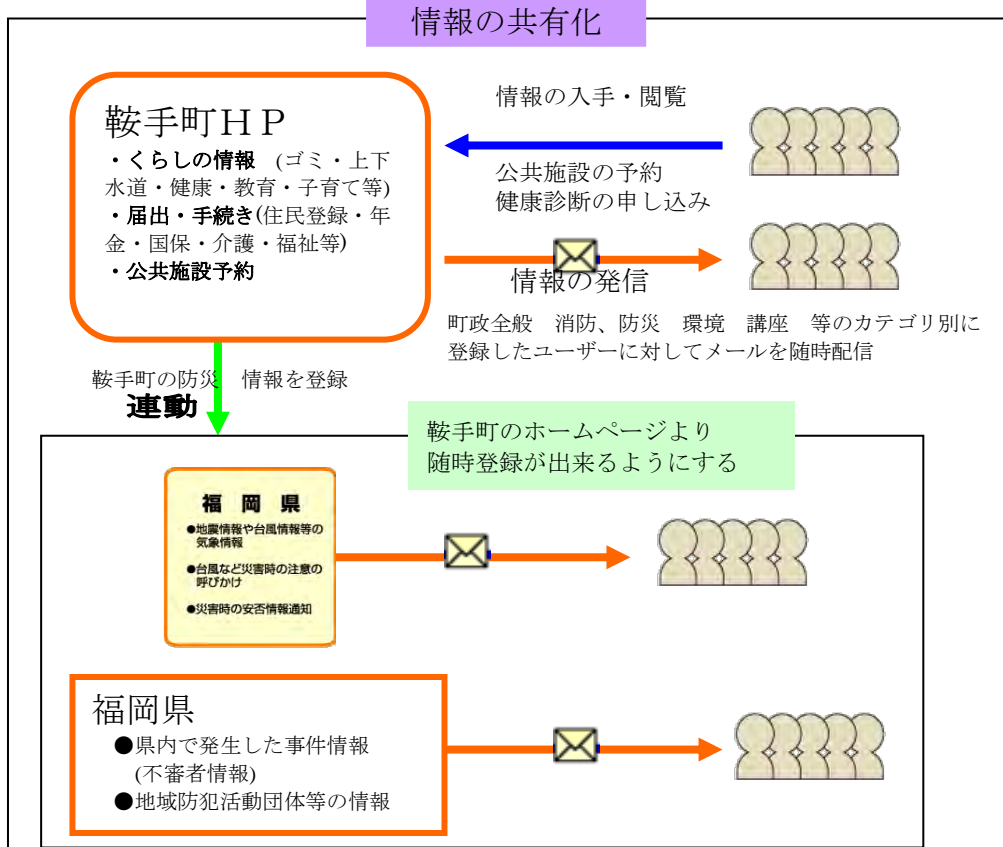
県内で発生した事件等の地域安全情報を福岡県警察が配信。

・あんあんメール

県、県警察、市町村からの地域防犯活動団体の活動を支援する情報や防犯の啓発情報等の安全・安心まちづくりに関する情報を配信。地域防犯活動団体からはイベントの情報、合同活動の呼びかけなど他の団体へのお知らせを配信。



◆今後の鞍手町情報発信システム(案)



住民と行政の情報の共有化実施要項

◆第 5 次行財政改革（情報の公開と共有）の柱

住民参画よるまちづくり、開かれた町政という観点から住民に対し行政情報を積極的に発信することを柱とする。

◆実施概要

住民と行政の情報の共有化を図るため、24 時間サービスが可能なホームページを充実させ、「いつでも・どこでも」必要な情報の取得が可能となる整備を進め、迅速な町政情報の提供・発信を行う体制を整えるとともに行政情報をわかりやすく提供することで手軽に情報を入手できるシステムを構築する。

また、多様化する住民のニーズの把握をホームページを活用したアンケート調査で行うことができる。このことは、情報技術（IT）を利用した住民参画であり、パブリックコメント（基本的な施策等に関する計画や条例の策定の際に、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続）としても活用することも可能である。

※具体的な実施内容

- ①ホームページの充実（アクセシビリティ（利用のしやすさ）の確保）
 - ・読み上げソフト対応（聴覚障害者対応）
 - ・検索の導線をわかりやすく表示（利用しやすさ）
 - ・英語、韓国語、中国語 3 カ国の翻訳（外国人への対応）
- ②メール（メールマガジン）配信サービスの登録（PC・携帯電話）
- ③携帯電話への行政・防災情報などの配信サービス（防災メールまもるくん、ふっけい安心メール含む）
- ④住民の声をフィードバック（アンケートや行政相談等で寄せられた内容について、「よくある質問集」（FAQ）として公開し、日常的に役場の業務上で「わかりにくい」、「説明不足」等を住民側の視点に立ちわかりやすい行政のシステムを構築させる
- ⑤ホームページ上から役場提出の書類等ダウンロードできるものについては、掲載を行い、スムーズな窓口対応を行う
- ⑥テーマ別のアンケート等を実施し、住民の参加型ホームページを確立
- ⑦高齢者や情報技術（IT）弱者には、従来どおり広報紙を通じた情報提供を行う

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施														
連番	4	主管課	企画財政課	その他担当課	税務住民課									
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）									
中間目標	効果的、効率的な行政運営				町民税増収と奨励金の差引増収5,406千円									
直接的な目標	住民サービスの向上				(現在までの累積効果額) 0千円									
具体的改革項目	奨励金の交付による定住支援の実施				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）									
					条例等の整備完了									
実施概要	<p>新築の住宅用家屋に課税される固定資産税相当額を「定住奨励金」として交付することで定住支援を行なう。平成23年度中に奨励金の具体的な交付内容や交付要件の検討及び必要な条例・要綱などの整備を行い、平成24年度から実施し人口増加を図る。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ■奨励金内容 課税年度1年目から10年目まで、納税した固定資産税の全額を本人からの申請により交付 ■交付要件（案） 奨励金の対象となる新築家屋：新築軽減の対象となる家屋を交付対象とする <p>※交付要件等については、条例、要綱の整備を行う中で詳細に検討を行う</p>													
■ 評価点検⇒見直し														
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額				
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額	
平成23年度	▲	▲	▲											
	具体的取組内容 平成23年度中に奨励金等の具体的な内容について検討としていましたが、平成23年12月議会にて鞍手町定住促進奨励金交付条例が承認され、平成24年1月1日より鞍手町定住促進奨励金交付条例、鞍手町定住促進奨励金交付条例施行規則を施行しました。周知については、広報・ホームページ等で周知。また、町内の不動産業者や建築業者等にはパンフレットを送付しました。							検討完了	100%	—	—	—	—	
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	具体的取組内容 H24年01月 H28年03月								0%	—				
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	具体的取組内容 H24年01月 H28年03月								0%	—				
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	具体的取組内容 H24年01月 H28年03月								0%	—				
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	具体的取組内容 H24年01月 H28年03月								0%	—				

鞍手町定住促進奨励金交付条例

平成23年12月26日
鞍手町条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、鞍手町への定住の促進と人口の増加を図るため、本町に定住する目的をもって住宅を取得する者に対し、鞍手町定住促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、もって活力にあふれた町づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町の住民として、永住の意思をもって居住し、本町の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 住宅 玄関、トイレ、台所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有する、床面積が規則で定められた範囲内の個人の居住の用に供する建物をいう。ただし、併用住宅については、居住の用に供する部分に限ることとし、その床面積が規則で定められた範囲内の建物をいう。
- (3) 新築 新たに自己の居住の目的で、本町内に住宅を建築又は建築後未使用の住宅を購入することをいう。
- (4) 購入 新たに自己の居住の目的で、本町内にある中古住宅を購入することをいう。
- (5) 町税等 規則で定めるものをいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、定住を目的に新築又は購入により取得した住宅（以下「当該住宅」という。）の所有権を有する者（規則で定める者は除く。）で、かつ、次の各号の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 当該住宅において、平成25年度から平成34年度までの間に鞍手町税条例（昭和30年鞍手町条例第7号）第3条第1項第2号に規定する固定資産税を新たに課税された者
 - (2) 当該住宅に入居する世帯全員の町税等に滞納がない者
 - (3) 当該住宅に入居する世帯全員が鞍手町暴力団等追放推進条例（平成21年鞍手町条例第15号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する暴力団員並びに暴力団関係者でない者
 - (4) 過去に本条例の規定による奨励金の交付を受けていない者（規則で定める者は除く。）
- 2 前項に規定する要件を満たし奨励金を受けていた交付対象者が死亡し、同一の世帯員のいずれかのものが当該住宅の所有権を相続し、前項に規定する要件を満たし、引き続き定住する者は、交付対象者とする。

(交付額及び交付期間)

第4条 奨励金は、年度ごとに交付するものとし、その額は、前条に規定する者が取得した当該住宅及び当該住宅に係る土地に課税され、納付することとなる固定資産税に相当する額（併用住宅にあっては、規則で定める額）又は15万円のいずれか少ない額とする。

2 奨励金の交付期間は、平成25年度から平成34年度までの間に当該住宅に課税された固定資産税の最初の年度（購入にあっては、交付対象者となった最初の年度）から10年間とする。

3 前条第2項の規定により奨励金の交付対象となった者の交付期間は、死亡前の交付対象者が受けることとなっていた年度までを限りとする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、年度ごとに規則に定めるところにより町長に交付申請しなければならない。

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金交付の適否を決定し、申請者に対し通知するものとする。

(交付請求)

第7条 奨励金の交付決定を受けた者は、規則に定めるところにより町長に奨励金の交付請求をしなければならない。

(返還等)

第 8 条 町長は、奨励金の交付を受けた者が虚偽の申請若しくはその他不正な手段により奨励金の決定又は交付を受けたときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した奨励金を返還させることができる。

2 町長は、奨励金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、奨励金の返還を免除することができる。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、この条例の失効の日までに第6条の規定により奨励金の交付決定を受けた者については、第4条第2項に規定する交付期間が経過するまでの間は、なおその効力を有する。

(読替え)

4 この条例の施行後、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）が施行されるまでの間、第2条中「住民基本台帳」とあるのは「住民基本台帳又は外国人登録原票」と読み替える。

鞍手町定住促進奨励金交付条例施行規則

平成 23 年 12 月 28 日
鞍手町規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鞍手町定住促進奨励金交付条例（平成23年鞍手町条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(住宅の面積)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号中の床面積が規則で定められた範囲内の建物とは、50平方メートル以上280平方メートル以下のものとする。ただし、区分所有に係る住宅（一棟の建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるもので構成されたものをいう。以下次項において同じ。）の居住の用に供する部分を購入する場合には、当該居住の用に供する住宅の面積が40平方メートル以上280平方メートル以下のものとする。

(町税等)

第 3 条 条例第 2 条に規定する町税等とは、鞍手町税条例（昭和30年鞍手町条例第 7 号）第 3 条第 1 項各号に規定する町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉱産税及び特別土地保有税、鞍手町国民健康保険税条例（昭和30年鞍手町条例第 4 号）第 2 条に規定する課税額、福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年福岡県後期高齢者医療広域連合条例第26号）第 5 条及び鞍手町後期高齢者医療に関する条例（平成20年鞍手町条例第 4 号）第 3 条に規定する保険料、鞍手町保育料徴収条例（昭和32年鞍手町条例第 4 号）第 2 条に規定する保育料、鞍手町営住宅管理条例（平成 9 年鞍手町条例第31号）第14条に規定する家賃、鞍手町改良住宅設置及び管理条例（昭和50年鞍手町条例第31号）第10条に規定する家賃、鞍手都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成14年鞍手町条例第28号）第 4 条に規定する負担金、鞍手町下水道条例（平成14年鞍手町条例第27号）第15条に規定する使用料、鞍手町水道事業給水条例（平成10年鞍手町条例第 5 号）第23条に規定する水道料金及び本町の各種使用料等の一切のものをいう。

(交付対象者とならない者)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規則に定める者とは、次の各号に定める要件のいずれかを満たす者をいう。

- (1) 町内に所有権を有する既存の住宅を取り壊し、町内に新たに新築した住宅の所有権を有する者（同居していた世帯員のいずれかが所有権を有する者となった場合を含む。）
- (2) 町内に所有権を有する既存の住宅以外に、町内に新たに新築した住宅又は住宅購入した住宅の所有権を有する者
- (3) 町内に既存の住宅の所有権を有し定住している者が、条例の施行日から条例の効力を失う日までの間に、町外に転出した後に再び町内に定住を目的に住宅を新築又は購入し所有権を有することとなった者（転出前に同居していた世帯員のいずれかが所有権を有する者となった場合を含む。）

(過去に奨励金を受けた者の特例)

第 5 条 条例第 3 条第 1 項第 4 号の規則で定める者とは、既に奨励金の交付を受けている者が、当該住宅を災害又は火災により倒壊又は焼失した後、倒壊又は焼失する前の当該住宅に係る交付期間内に、再度、交付対象となる住宅を新築又は購入し、条例第 3 条の規定を満たした者をいう。ただし、交付期間については、焼失する前の当該住宅に係る交付期間を限度とする。

(併用住宅の奨励金)

第 6 条 条例第 4 条に規定する奨励金のうち併用住宅がその対象となる場合の奨励金の交付額は、当該併用住宅において納付することとなる固定資産税に相当する額に、居住の用に供する部分の面積を併用住宅全体の面積で除して得た値を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(共有名義の奨励金)

第 7 条 交付申請の物件が共有名義の家屋等であるときは、条例第 4 条に規定する奨励金の交付額を住宅の登記事項証明書に記載された所有権の持ち分により按分した額とする。

(奨励金の交付申請)

第8条 条例第5条に規定する定住促進奨励金の交付申請は、鞍手町定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票謄本又は世帯全員の外国人登録原票記載事項証明書
- (2) 申請する年度の固定資産税を納付したことを証する書類
- (3) 取得した土地及び住宅の登記事項証明書
- (4) 住宅の平面図
- (5) 個人情報の取り扱いに関する同意書(様式第2号)
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の交付申請書は、当該申請に係る住宅につき、申請者に対して新たに課税された固定資産税の賦課期日が属する年の8月1日から10月31日までに提出しなければならない。

3 第1項の交付申請の物件が共有名義の家屋等であるときは、申請者は所有権の持ち分に応じて申請するものとする。

(定住促進奨励金の交付決定等)

第9条 条例第6条に規定する交付決定または却下の通知は、鞍手町定住促進奨励金交付決定(却下)通知書(様式第3号)によるものとし、その交付決定を通知する期日は、毎年1月31日までとする。

(定住奨励金の交付請求)

第10条 前条の通知を受けた者が定住促進奨励金の交付を受けようとするときは、鞍手町定住促進奨励金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求は、町長が定める期日までに行わなければならない。その期日は、条例第6条に規定する交付決定または却下の通知発送後、30日以内とする。

(定住奨励金の交付)

第11条 町長は、前条の交付請求があったときは、定住奨励金を毎年3月31日までに交付するものとする。

(定住奨励金の交付決定取消)

第12条 条例第8条第1項の規定に該当すると認められたときは、鞍手町定住促進奨励金交付決定取消通知書(様式第5号)により、すでに交付決定した奨励金について取消を行うものとする。

(定住奨励金の返還)

第13条 条例第8条第1項に規定する定住促進奨励金の返還は、町長がその額及び期間を定め、鞍手町定住促進奨励金返還命令書(様式第6号)により、その返還を命じるものとする。

2 条例第8条第2項に規定するやむを得ない特別の事由とは、町の全部または一部にわたる災害等により、本町外に転出し生活の本拠を移すこととなったものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は要綱で別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、この規則の失効前に定住促進奨励金の交付の決定を受けた者に係る定住促進奨励金並びに平成25年度から平成34年度までの間に固定資産税が課税された住宅及び土地を取得し、登記が完了した者に係る定住奨励金については、なお従前の例による。

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施																						
連番	5	主管課	企画財政課	その他担当課	福祉人権課	最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）					●指標（実施に関する目標達成の状態）										
中間目標	効果的、効率的な行政運営					公共交通体系確立のための実証運行完了																
直接的な目標	住民サービスの向上					(現在までの累積効果額)			0千円													
具体的改革項目	持続可能な新たな地域公共交通体系の確立					▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）																
						連携計画の策定完了																
実施概要	<p>地域公共交通活性化再生総合事業（国土交通省所管）を活用し、バス路線を中心とした公共交通の住民ニーズや地域の現状、利用不便地域の把握等の調査を行う。その上で、通勤、通学等での公共バスの利用促進、福祉バスの有償化やコミュニティバス化、乗合タクシー等の導入など、町の財政状況を考慮した新たな公共交通体系及びシステムを構築するため、鞍手町地域公共交通総合連携計画を策定する。また計画策定後、3ヵ年度にわたり当該計画に基づいた実証運行（試験運行）を行い、将来にわたって持続可能な公共交通体系を確立する。</p>																					
	<p>※具体的実施内容</p>																					
	<p>①路線バス、コミュニティバス、福祉バスの実態調査及び類似地域先進地域における公共交通システムの事例調査</p>																					
	<p>②利用者のニーズ把握調査、調査結果の整理・分析 ③交通施策立案と基本方針の策定 ④新たな公共交通体系による実証運行（平成23年10月～平成26年9月）</p>																					
■ 評価点検⇒見直し																						
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（％）	単年度効果額												
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額									
平成23年度	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月	実施中	40%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容 平成23年6月に地域公共交通活性化協議会を開催し、コミュニティバス路線の新設及び廃止、予約型乗合タクシーの新設、乗継ぎ割引制度の導入など、新たな町の公共交通体系について協議を行い、平成23年8月の地域公共交通会議において、最終的な同意を得ました。これにより、平成23年10月から第1年度の実証（試験）運行を開始。半年が経過した平成24年3月には、実証運行第2年度に向けた見直しを行うため、すまいるバス（コミュニティバス）ともやいタクシー（予約型乗合タクシー）の利用者にアンケート調査等を実施しました。</p>																					
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容																					
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容																					
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容																					
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容																					

■過去3年間の利用者の推移

種別	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計	1日平均	備考
西鉄バス	中山・中間線	244,018	228,843	214,412	687,273	628
	西川線	105,322	97,639	91,445	294,406	269
	小計	349,340	326,482	305,857	981,679	897
コミュニティバス	38,276	40,640	39,511	118,427	108	宮若市等町外利用者を含む
福祉バス	20,834	20,390	21,230	62,454	71	
合計	408,450	387,512	366,598	1,162,560	1,075	
1日平均	1,119	1,062	1,004	—	—	

(単位：人)

■過去3年間の運行経費補助の推移

種別	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計	年平均
西鉄バス	13,640,000	11,919,000	15,179,000	40,738,000	13,579,333
コミュニティバス	2,913,618	4,048,558	4,101,100	11,063,276	3,687,759
福祉バス	10,648,506	11,227,723	10,947,327	32,823,556	10,941,185
合計	27,202,124	27,195,281	30,227,427	84,624,832	28,208,277

(単位：円)

■直近の2年間における運行経費補助増減額及び主な理由

西鉄バス	3,260,000
コミュニティバス	52,542
福祉バス	-280,396

契約単価の見直し（増額）や国補助金の対象から一部除外（中山・中間線中間系統の輸送量が基準以下）されたため

平成23年10月から、町のバスが変わります

すまいるバスに“まちなか線”を新設。 平日1日15往復を増便。→④ページ

鞍手駅や町内の主要施設へのアクセス向上を主な目的として、すまいるバス（コミュニティバス）に新たな系統“まちなか線”を新設します。まちなか線は、鞍手駅や中央公民館、鞍手町立病院、鞍手郵便局、鞍手町役場、くらじの郷など町の主要施設がある地域を平日で1日15往復します。

西鉄バス西川線が“くらじの郷”経由に。 バス同士の乗りつぎが便利に。→③ページ

西鉄バス西川線は、直方バスセンターから赤間営業所までを1日12往復しています。このうち県道直方・宗像線を運行するルート（新北～島間）を県道宮田・遠賀線を通るルートに変更し、くらじの郷へ乗り入れるようにします。

これにより、西鉄バスとすまいるバス（コミュニティバス）、もやいたクシー（予約型乗合タクシー）との乗りつぎが便利になります。

古門や長谷、泉水などの公共交通空白地域に “もやいたクシー”を導入。→⑤ページ

西鉄バスなどの利用が困難で、公共交通が空白となっている地域をカバーするため“もやいたクシー（予約型乗合タクシー）”を導入します。

平成23年10月からは、古門地域の一部、長谷、泉水地域で“もやいたクシー”を運行します。運行回数は、平日4往復、土、日、祝日などは2往復です。

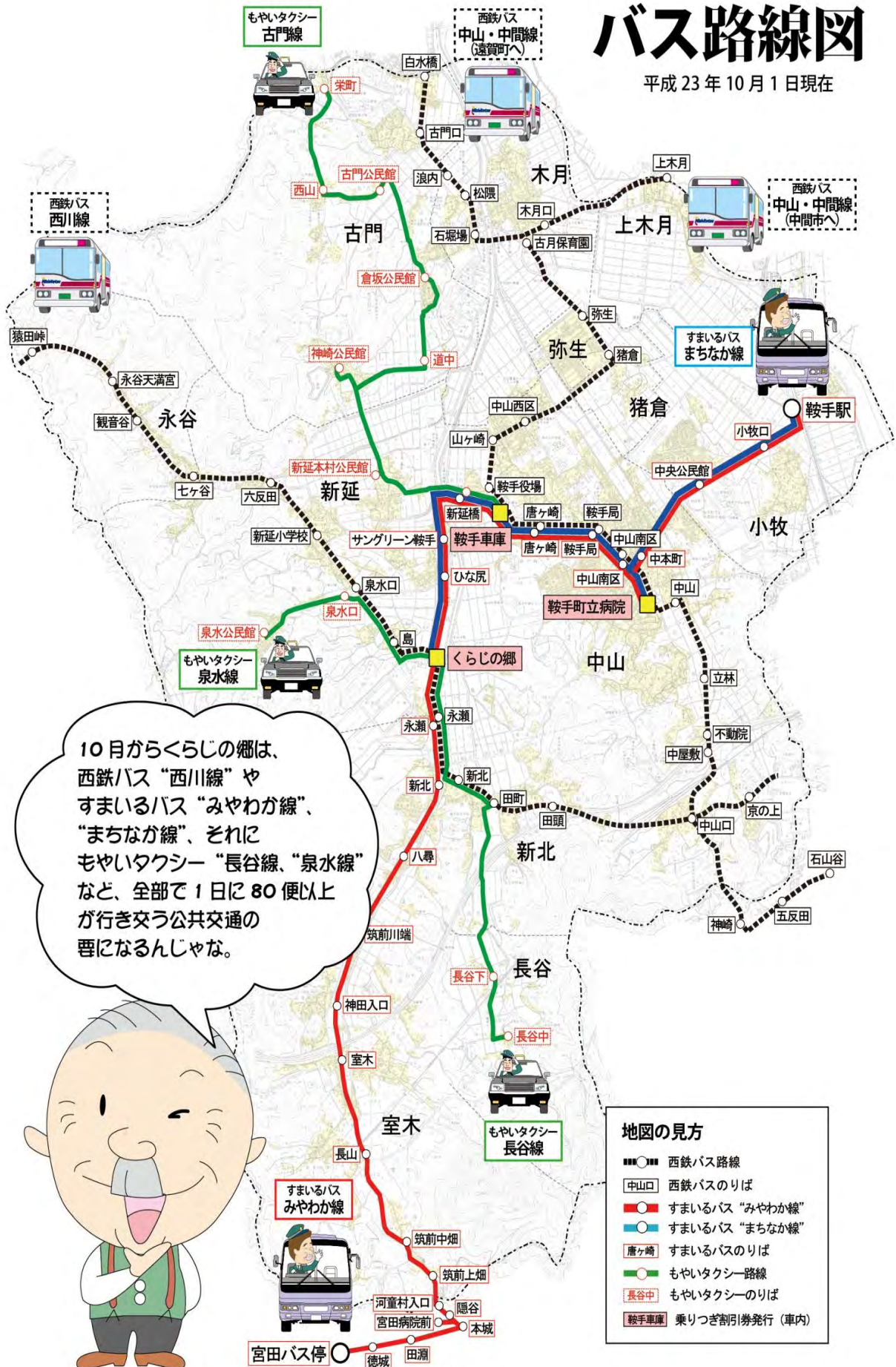


“まちなか線”区間への バス乗りつぎが100円になる 割引運賃を適用。→⑥ページ

“もやいたクシー”や西鉄バスからすまいるバス“まちなか線”の運行区間（くらじの郷～鞍手駅）へ乗りつぎだ場合には、すまいるバスの運賃が100円になります。乗りつぎ割引を受けるためには、“もやいたクシー”や西鉄バスの車内で発行する「乗りつぎ割引券」が必要になります。

バス路線図

平成 23 年 10 月 1 日現在



10月からくらの郷は、西鉄バス“西川線”やすまいるバス“みやわか線”、“まちなか線”、それにもやいたクシー“長谷線”、“泉水線”など、全部で1日に80便以上が行き交う公共交通の要になるんじゃないかな。



地図の見方

- 西鉄バス路線
- 中山口 西鉄バスのりば
- 赤線 すまいるバス“みやわか線”
- 青線 すまいるバス“まちなか線”
- 唐ヶ崎 すまいるバスのりば
- 緑線 もやいたクシー路線
- 長谷中 もやいたクシーのりば
- 鞍手車庫 乗りつぎ割引券発行(車内)

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	6	主管課	総務課	その他担当課	全庁										
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）										
中間目標	効果的、効率的な行政運営				実施期間内7,500件の利用（年1,500件）										
直接的な目標	住民サービスの向上				（現在までの累積効果額） 0千円										
具体的改革項目	毎週木曜日の全庁的時間外業務の実施				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）										
実施概要	<p>現在、毎週木曜日については、午後7時まで税務住民課、会計課、教育課の3課で時間外窓口を実施しているが、今後は、全庁的に業務時間を延長することで、更なる住民サービスの向上を図る。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①平成23年度から役場庁舎内の各課及び教育課について、毎週木曜日午後7時まで業務を延長する。なお、職員については、勤務時間の振替で対応することとし、全業務に対応できるよう課内で勤務体制を調整する。</p> <p>②平成23年度以降、年度末及び年度初めの日曜日を開庁する。開庁日や開庁時間等の内容については23年度中に検討する。</p> <p>③平成23年度中に対応状況調査やアンケート調査等を実施し、時間外業務の効果について検証する。</p> <p>④広報紙、ホームページ、看板等により、時間外業務の住民への周知徹底を図る。</p>														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	22%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成23年4月1日より全庁的に業務時間を午後7時まで延長しました。住民への周知は、ホームページ・広報により行い、窓口アンケートも実施しました。</p> <p>各課の来庁者調査の結果をプロジェクトチームで検証し、平成24年1月から全課から来庁者の多かった課・班のみとしました。平成23年度の利用件数は1669件ありました。</p> <p>【現在の窓口延長実施課・班】税務住民課・保険健康課保険年金班・会計課・上下水道課上水道班・福祉人権課・総務課（外線電話対応）</p> <p>また、年度末及び年度初めの日曜日の開庁については、（平成24年3月25日・平成24年4月1日に実施）⇒利用件数19件でした。この件については、今後周知の方法等を検討していきたいと考えています。</p>														
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														

時間外窓口開設に係る県内市町村の現状

平成22年7月現在

市町村名	開設	曜日	延長時間	勤務体系	開設課	閉庁日の対応等
北九州市	○	木曜日	午後7時		市民課・保健福祉課・生活支援課・国保年金課・課税納税業務	
福岡市						
大牟田市	○	木曜日	午後7時	フレックス	市民課	
久留米市	○	木曜日	午後7時	フレックス	市民課・税の証明納付発行のみ・国民健康保険・年金・医療・母子・障害	年度末3月第3、4日曜 年度当初4月第1、2日曜 終日（振替）
直方市	○	木曜日	午後7時	フレックス	市民課・児童福祉係・税・健康福祉	
飯塚市	○	木曜日	午後7時	フレックス	市民課・課税課・納税課・市民活動推進課	
田川市	○	第2木曜	午後7時	フレックス	納税係	
柳川市	×					
八女市	○	水曜日	午後7時	フレックス	市民課・税務課・納税課・福祉健康課・上下水道	年度末3月最終土曜 年度当初4月第1土曜 午前中（振替）
筑後市	×				市民課・税務課	第2、4日曜日 午前中 振替
大川市	×				転入、転出に係る課	年度末3月最終日曜とその前週の日曜 年度当初4月第1日曜 8:30～12:00（振替）
行橋市	○	第2、4木曜	午後8時	時間外手当	納税課・国民健康保険課・後期高齢者	
豊前市	×					
中間市	×					
小郡市	×				市民課	第3日曜日以外閉庁 振替
筑紫野市	×					第2、4土曜日 午前中 振替
春日市	×				住民票、印鑑登録、戸籍等	出張所 土日祝 再雇用で対応
大野城市	×				市民・市税・収納・国保年金・子育て支援・上下水道	第2、4土曜 9:30～12:30 振替
宗像市	×					
太宰府市	×				市民課・税務課（証明発行のみ）	第2、4土曜 9:00～12:00
糸島市	×					
古賀市	×				市民課	3/28（日）4/4（日）8:30～12:00検討中 来年度未定 休日手当
福津市	×					
うきは市	○	木曜日	午後6時30分	フレックス	住民課	
宮若市	○	木曜日	午後7時15分	フレックス	市民課 発行のみ	
嘉麻市	○	木曜日	午後7時	時間外手当	市民課・税務課	
朝倉市	○	水曜日	午後7時	フレックス	市民課	
みやま市	×	要望があれば		時間外手当		
那珂川町	○	第2、4木曜	午後9時	時間外手当	税務課・国保の課	
宇美町	○	毎月15日	午後8時	時間外手当	住民課・税務課・健康福祉課	第4日曜 税務課 8:30～17:15
篠栗町	×					年に4回期間を決めて 時間外手当
志免町	×					
須恵町	○	第3水曜日	午後8時	時間外手当	住民課・健康福祉課・税務課	
新宮町	×					
久山町	×					
粕屋町	×					
芦屋町	×					
水巻町	○	木曜日	午後7時	フレックス	住民課・福祉課・税・健康福祉・下水	
岡垣町	○	木曜日	午後7時	フレックス	住民課・こども未来課・（税・健康福祉・下水は3月まで）	
遠賀町	×					
小竹町	○	木曜日	午後7時	フレックス	税課・環境・住民・町営・国保等	
鞍手町	○	木曜日	午後7時	フレックス	税務住民課・会計課・教育課	
桂川町	○	木曜日	午後7時	フレックス	住民課・税務課・保健環境課・水道課・学校教育課	
筑前町	○	木曜日	午後7時	時間外手当	住民課（証明発行のみ）	
東峰村	×					
大刀洗町	○	木曜日	午後7時	フレックス	住民課・健康福祉課・会計課・税務課・建設課・上下水道管理係	21年度3月最終日曜終日 22年度4月最初の日曜終日 異動関係の課受付のみ 代休
大木町	×				税務町民課（証明のみ）	第2、4日曜 9:00～13:00 代休 年度末年度当初日曜 8:30～17:15 健康福祉課、教育課
広川町	×				証明のみ	第1日曜 8:30～12:00
香春町	×				証明のみ（自動交付機 午後8時まで 事前登録365日対応）	
添田町	×					
糸田町	×					土日祝 日直体制2名
川崎町	×					
大任町	×					
赤村	×					
福智町	×					
荻田町	×	宿直で対応				
みやこ町	×					
吉富町	×					
上毛町	×					
築上町	×				住民票、印鑑証明、発行のみ	土日祝 8:30～12:00 管理職で対応

時間外窓口に関する利用者用件別状況等調

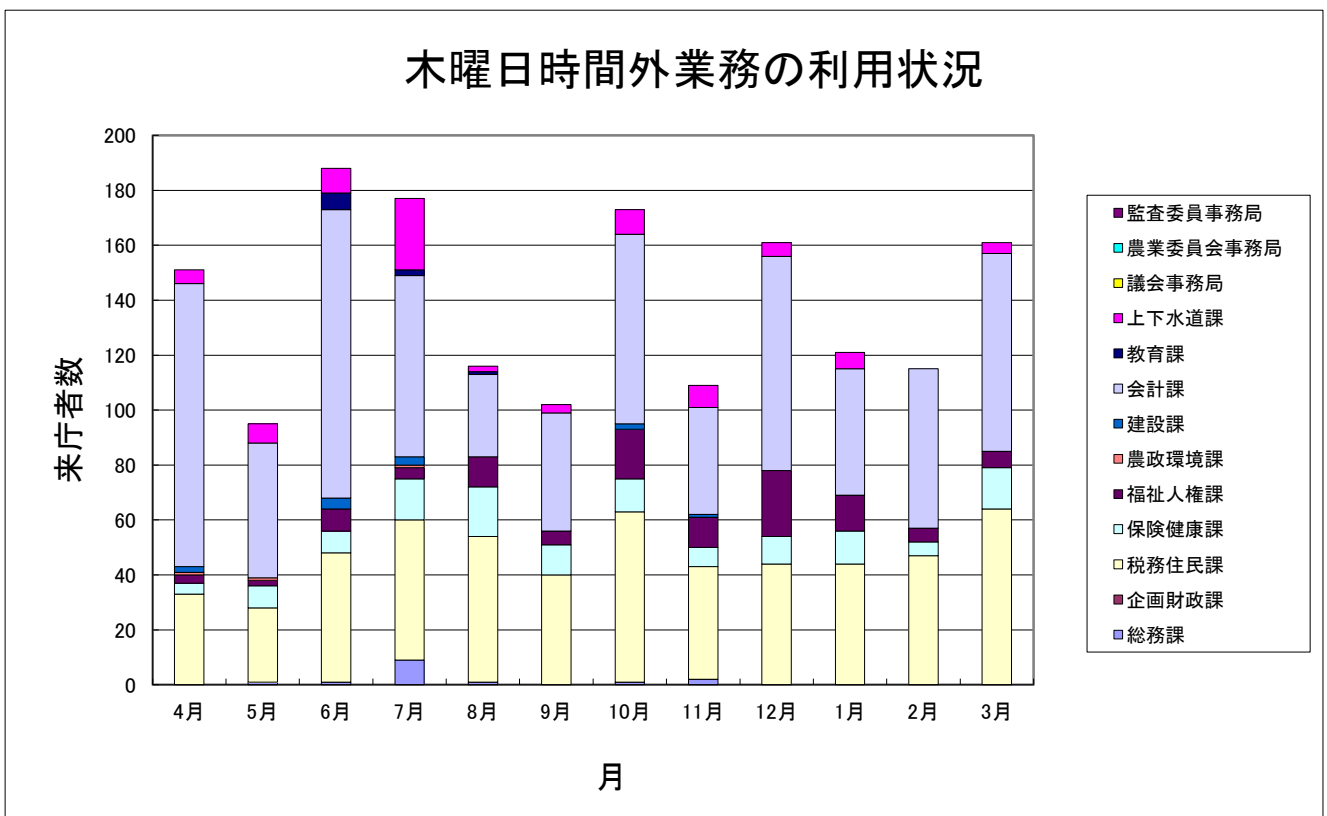
■利用者用件別状況

担当課	目的	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計	備考
税務関係 税務住民課	税の納付	76件	182件	163件	190件	611件	平成18年度には 平成18年1月から 3月までのデータ を含む
	税の証明	23件	14件	44件	41件	122件	
	納税相談	16件	13件	17件	22件	68件	
	申告・その他	26件	19件	9件	1件	55件	
	電話問合せ等	10件	83件	9件	23件	125件	
	計	151件	311件	242件	277件	981件	
住民関係	戸籍に関すること	28件	42件	56件	71件	197件	
	住民登録に関すること	90件	157件	150件	141件	538件	
	印鑑登録に関すること	17件	25件	23件	21件	86件	
	各種証明に関すること	79件	145件	113件	135件	472件	
	その他	0件	20件	14件	10件	44件	
	計	214件	389件	356件	378件	1,337件	
会計課	税関系	—	135件	224件	135件	494件	平成19年6月から のデータによる
	国保関係	—	113件	164件	78件	355件	
	住宅関係	—	27件	48件	20件	95件	
	水道関係	—	54件	173件	65件	292件	
	下水道関係	—	14件	24件	5件	43件	
	計	0件	343件	633件	303件	1,279件	
教育課	使用料支払	—	6件	18件	35件	59件	平成19年9月から のデータによる
	各種施設予約	—	5件	3件	3件	11件	
	その他問い合わせ等	—	5件	3件	2件	10件	
	計	0件	16件	24件	40件	80件	
合計		365件	1,059件	1,255件	998件	3,677件	

平成23年度

■木曜日時間外業務の利用状況（来庁者数）

課・局	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総務課	0	1	1	9	1	0	1	2	0				15
企画財政課	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
税務住民課	33	27	47	51	53	40	62	41	44	44	47	64	553
保険健康課	4	8	8	15	18	11	12	7	10	12	5	15	125
福祉人権課	3	2	8	4	11	5	18	11	24	13	5	6	110
農政環境課	1	1	0	1	0	0	0	0	0				3
建設課	2	0	4	3	0	0	2	1	0				12
会計課	103	49	105	66	30	43	69	39	78	46	58	72	758
教育課	0	0	6	2	1	0	0	0	0				9
上下水道課	5	7	9	26	2	3	9	8	5	6	0	4	84
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
農業委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
合計	151	95	188	177	116	102	173	109	161	121	115	161	1,669



■木曜日時間外業務の班別利用状況(来庁者数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均
総務課	0	1	1	9	1	0	1	2	0	0	0	0	15	1.7
庶務管財班	0	1	1	3	0	0	1	2	0	0	0	0	8	0.9
人事班	0	0	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	7	0.8
電算班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企画財政課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政策財政班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域振興班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
税務住民課	33	27	47	51	53	40	62	41	44	44	47	64	553	46.1
税務班	11	6	16	12	8	10	16	11	16	9	11	16	142	11.8
住民班	22	21	31	39	45	30	46	30	28	35	36	48	411	34.3
保険健康課	4	8	8	15	18	11	12	7	10	12	5	15	125	10.4
保険年金班	4	8	7	15	18	11	12	7	10	11	5	15	123	10.3
健康増進班	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0.17
福祉人権課	3	2	8	4	11	5	18	11	24	13	5	6	110	9.2
福祉高齢者班	0	0	5	1	0	3	0	1	0	0	0	1	11	0.9
児童人権班	3	2	3	3	11	2	18	10	24	13	5	5	99	8.3
農政環境課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0.3
建設課	2	0	4	3	0	0	2	1	0	0	0	0	12	1.3
会計課	103	49	105	66	30	43	69	39	78	46	58	72	758	63.2
教育課	0	0	6	2	1	0	0	0	0	0	0	0	9	1
学校教育班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会教育班	0	0	6	2	1	0	0	0	0	0	0	0	9	1
上下水道課	5	7	9	26	2	3	9	8	5	6	0	4	84	7.0
上下水道班	4	7	9	26	2	3	9	8	5	6	0	4	83	6.9
下水道班	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.1
議事事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	151	95	188	177	116	102	173	109	161	121	115	161	1,669	140.2

■年度末と年度始めの日曜日の開設 利用状況(来庁者数)

	3月25日	4月1日	計	平均
税務住民課	7	5	12	6.0
税務班	0	0	0	0.0
住民班	7	5	12	6.0
保険健康課	1	3	4	2.0
保険年金班	1	3	4	2.0
福祉人権課	0	1	1	0.5
福祉高齢者班	0	1	1	0.5
児童人権班	0	0	0	0
会計課	1	1	2	1.0
上下水道課	0	0	0	0.0
上水道班	0	0	0	0.0
合計	9	10	19	9.5

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	7	主管課	総務課	その他担当課	全庁										
最終目標	人が主役のまちづくり (ヒト、情報)				●指標 (実施に関する目標達成の状態)										
中間目標	効果的、効率的な行政運営				アンケートに基づく住民満足度100%の達成										
直接的な目標	住民サービスの向上				(現在までの累積効果額) 0千円										
具体的改革項目	スムーズで快適な窓口サービスの導入				▲指標 (検討または準備に関する目標達成の状態)										
					総合案内の設置是非の検討完了										
実施概要	<p>現在、役場の行政サービスについては役場・教育委員会(中央公民館)・福祉センター3つの拠点で分散されている状況であり、住民サービスの低下が見受けられる。本来は、役場庁舎内に統一することが望ましいが現状では課題が多い。そこですべての人に快適でやさしい窓口サービスの提供を目標に、役場を訪れた住民が手続きをスムーズに完結出来るように体制を整備する。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①適切なフロアスペースの確保</p> <p>②窓口取扱い業務一覧を作成し窓口での連携強化を図るとともに、庁舎玄関に案内板を作成する</p> <p>③職員研修の一環として、各課の交代制による案内係の設置を検討する</p> <p>④申請書類等はすべてホームページよりダウンロードできるようにする</p> <p>⑤住民の満足度調査を行う</p>														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間 (検討または準備: ▲ 実施: ●)							現在の状況	進捗率 (%)	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	▲	▲	▲	▲				H23年04月	H24年03月	検討完了	100%	—	—	—	—
	<p>組織編制プロジェクトチームにおいて7月～3月までの計19回検討会議を実施し検討終了しました。検討内容については、窓口での連携強化を図り来庁者のスムーズな動線確保のため矢印を使った来庁者にわかりやすい案内表示の設置や代表的な来庁事由ごとの各課手続き一覧表を作成したり、案内係設置の代替案として職員の接遇強化を図るため『さわやか窓口運動』を実施することを決定しました。</p> <p>窓口アンケート集計結果 回収枚数 53人 窓口業務における住民満足度は各項目とも96%を達成しました。</p>														
平成24年度		●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成25年度		●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成26年度		●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成27年度		●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														

窓口サービスに係る県内市町村の実施状況 (県内約65%は総合案内を実施している)

平成22年7月現在

市町村名	総合窓口	総合案内	体制
北九州市			
福岡市			
大牟田市	×	○	業務委託
久留米市	×	○	業務委託
直方市	×	○	委託
飯塚市	×	実施の方向で検討中	
田川市	×	○	
柳川市	×	○	嘱託職員
八女市	×	○	職員当番制 職員研修の一環
筑後市	×	○	職員
大川市	×	○	フロアマネージャー OB
行橋市	×	×	
豊前市	×	○	業務委託
中間市	×	○	臨時職員2名 代表電話の取次ぎも
小郡市	×	○	業務委託
筑紫野市	×	○	派遣
春日市	×	○	委託2名
大野城市	○	○	民間委託
宗像市	×	○	業務委託
太宰府市	×	○	業務委託
糸島市	×	×	
古賀市	×	○	業務委託
福津市	×	○	業務委託
うきは市	×	×	
宮若市	×	○	5月より 臨時2人体制 週3回
嘉麻市	○	○	職員
朝倉市	×	○	業務委託
みやま市	×	×	
那珂川町	×	○	
宇美町	×	○	非常勤職員
篠栗町	×	×	
志免町	×	○	非常勤職員
須恵町	×	×	
新宮町	×	○	住民課と兼用 現況はあまりやっていない
久山町	×	○	臨時 8時30分から12時 13時から14時
粕屋町	×	○	臨時
芦屋町	×	○	派遣
水巻町	×	×	
岡垣町	×	○	臨時
遠賀町	×	×	
小竹町	×	×	
鞍手町	×	×	
桂川町	×	×	
筑前町	×	○	1人嘱託職員(環境防災課の配置)
東峰村	×	×	住民福祉課の窓口で対応
大刀洗町	×	○	総合受付 住民課と兼用 嘱託職員
大木町	×	×	
広川町	×	×	
香春町	×	○	全職員で交代制
添田町	×	×	住民課 紙で案内
糸田町	×	×	
川崎町	×	○	嘱託職員
大任町	×	×	2年前になくなった
赤村	×	×	
福智町	×	×	
苅田町	×	○	委託
みやこ町	○	○	総合窓口課(豊津支所・犀川支所)
吉富町	×	×	
上毛町	○	○	総合窓口課(太平支所) 今年度住民課総合案内
築上町	×	○	電話交換 業務委託1名
計	4	37	

◆役場庁舎内に統一する実施案

- ・教育課の公民館係のみを中央公民館に残して、役場庁舎内に配置する。
 - ・健康増進班を福祉センターに配置する。
- 事業のほとんどが福祉センターで実施されており、保健師は福祉センターに常駐することが多く住民も利用しやすい。また、電話等の対応も即できない場合も多く、住民サービスの低下が起きている。

◆役場庁舎内に統一するメリット・デメリット**■メリット**

- ・役場庁舎内に全ての部署が統合されると、住民の手続きがスムーズに行なわれサービスの向上になる。
- ・関係部署を集約することで、手続きの漏れがなくなる。（1フロアに集約）
（例 住民移動 子ども手当 乳児医療 ひとり親医療 児童扶養手当 等）

■デメリット

- ・中央公民館は職員が少なくなることで、施設の管理運営の体制を確立させる必要がある。

懸案事項

※庁舎内の課の配置及びスペースの確保について検討が必要

窓口サービスに関するアンケート 集計結果（平成23年4月から平成24年3月まで）

■回収枚数

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
男性	2		1	2	7	10	4		26
女性	1	1	3	4	7	5	3		24
不明					1			2	3
計	3	1	4	6	15	15	7	2	53

設問① 今日どのような用件で役場に来られましたか？

(複数回答有)	書類の発行	申請・届出	税金・料金の納付	相談	その他	未回答	計
税務住民課	21	8	3	2	1		35
保険健康課		2	1	1			4
福祉人権課	2	3		1			6
上下水道課		2		1			3
会計課	1		1				2
議会事務局							0
総務課	2	5					7
企画財政課							0
農政環境課				2			2
建設課							0
教育課		1					1
未回答	2					2	4
計	28	21	5	7	1	2	64

設問② 職員の対応や説明はどうでしたか？

(重複課有)	とてもよかった	よかった	あまりよくなかった	よくなかった	未回答	計
税務住民課	15	17				32
保険健康課	2	2				4
福祉人権課	3	3				6
上下水道課	1	2				3
会計課		1				1
議会事務局						0
総務課	4	2				6
企画財政課						0
農政環境課	1	1				2
建設課						0
教育課			1			1
未回答	2	1			1	4
計	28	29	1	0	1	59

設問③ 手続きの仕方や申請書の書き方などはどうでしたか？

(重複課有)	よくわかった	だいたいわかった	あまりわからなかった	わからなかった	未回答	計
税務住民課	21	11				32
保険健康課	3	1				4
福祉人権課	5	1				6
上下水道課	2	1				3
会計課	1					1
議会事務局						0
総務課	6					6
企画財政課						0
農政環境課	1	1				2
建設課						0
教育課					1	1
未回答	3				1	4
計	42	15	0	0	2	59

設問④ 町では手際よい対応を心がけていますが、用件をすませるのに時間がかかりましたか？

(重複課有)	かからなかった	少しかかった	かなりかかった	かかりすぎた(終わらなかった)	未回答	計
税務住民課	29	3				32
保険健康課	3	1				4
福祉人権課	5	1				6
上下水道課	3					3
会計課	1					1
議会事務局						0
総務課	6					6
企画財政課						0
農政環境課	2					2
建設課						0
教育課			1			1
未回答	3				1	4
計	52	5	1	0	1	59

設問⑤ 毎週木曜日に午後7時まで業務時間を延長していることを知っていますか？

	利用したことがある	利用したことがない	未回答	計
知っている	6	19	1	26
知らない	—	—	—	26
未回答	—	—	—	1

設問⑥ 業務時間の延長を希望する曜日がありますか？

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	計
ある	3				3	3	2	11
ない	—	—	—	—	—	—	—	38
未回答	—	—	—	—	—	—	—	6

設問⑦ 窓口サービスについて、お気づきの点やご意見などがありましたらお書きください。

(※原文のまま掲載)

- ・経費削減案→新聞4紙→必要ですが→テレビ→不要もしくは？
- ・挨拶や接待がいき届いている
- ・住民係の机にある朱肉新しいものに交換してください
- ・町の各窓口は他に比べて大変良い。
- ・とても親切で嬉しかったです。
- ・昔に比べ職員さんの対応はずいぶん良くなったと思いますが、以前よりずっと気になっていたのは、お昼に窓口内で食事をされていることです。どうしても申し訳なかつたり、人によっては迷惑そうにされる方もいらっしゃると思います。どんなサービス業でも食事は交代で違った場所ですとと思いますが、これだけは昔からの風習がそのまま残っているのではないのでしょうか？

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	8	主管課	企画財政課	その他担当課	全庁										
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）										
中間目標	効果的、効率的な行政運営				検証チームによる検証事業数150件（年30件）										
直接的な目標	事務・事業の改善				(現在までの累積効果額)				0千円						
具体的改革項目	行政評価を活用した行政サービスの改善				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）										
実施概要	<p>第4次行財政改革において構築した行政評価制度は外部評価を導入し本格稼働に移行している。第5次においても、引き続きこの取り組みを継続していくこととし、イベント事業の見直しや補助金のあり方などの政策的な判断を要する事業については、外部評価により意見を求め、その他の各種事務事業については、あらゆる面から多角的にその情報を活用し、内部的に事務事業の検証を行うことで、行政のムリ・ムダ・ムラを洗い出すこととする。そのために行政評価及び業務日誌のデータを利用し、また広く公開し、多角的に事業検証を行っていく。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①行政評価のホームページ公開</p> <p>②行政評価検証チームの設立</p>														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	30%	—	—	—	—
	<p>行政評価検証チームの設立のため、鞍手町行政評価研究会を立ち上げました。その委員は5人で構成され、内部評価に取り組みました。その目的は、平成21年度と平成22年度に外部評価を行った事務事業以外のものを対象とし、322の事務事業について、段階的に内部評価により検証・評価することで、新たな計画の策定や予算編成への反映を行い、更なる事務事業の改善を図ることとしました。</p> <p>取組内容は322の事務事業中、45の事務事業について内部評価を実施し、事務事業の改善の必要な事業については改善案を提示し、検証結果についてはホームページにて公開しています。</p>														
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			

行政評価を活用した行政サービスの改善

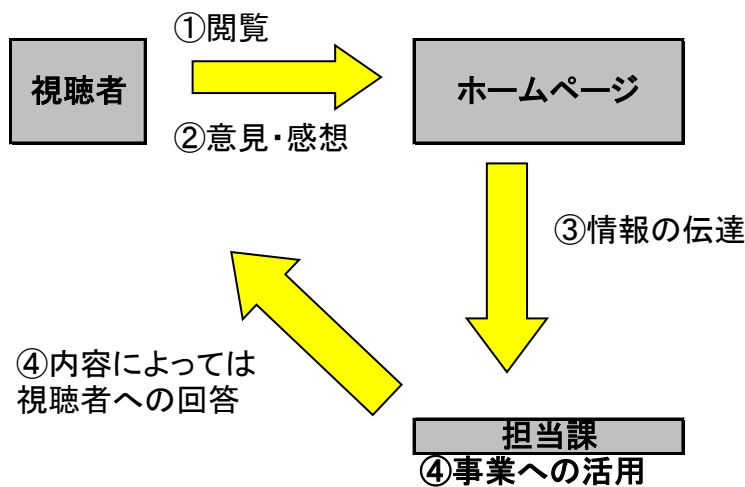
行政評価を最大限有効活用し、行政のムリ・ムダ・ムラを洗い直し事業改善を行うために、行政評価及び業務日誌のデータを利用し、また広く公開し、多角的に事業検証を行う。

- ① 行政評価のホームページ公開
- ② 行政評価検証チームの設立

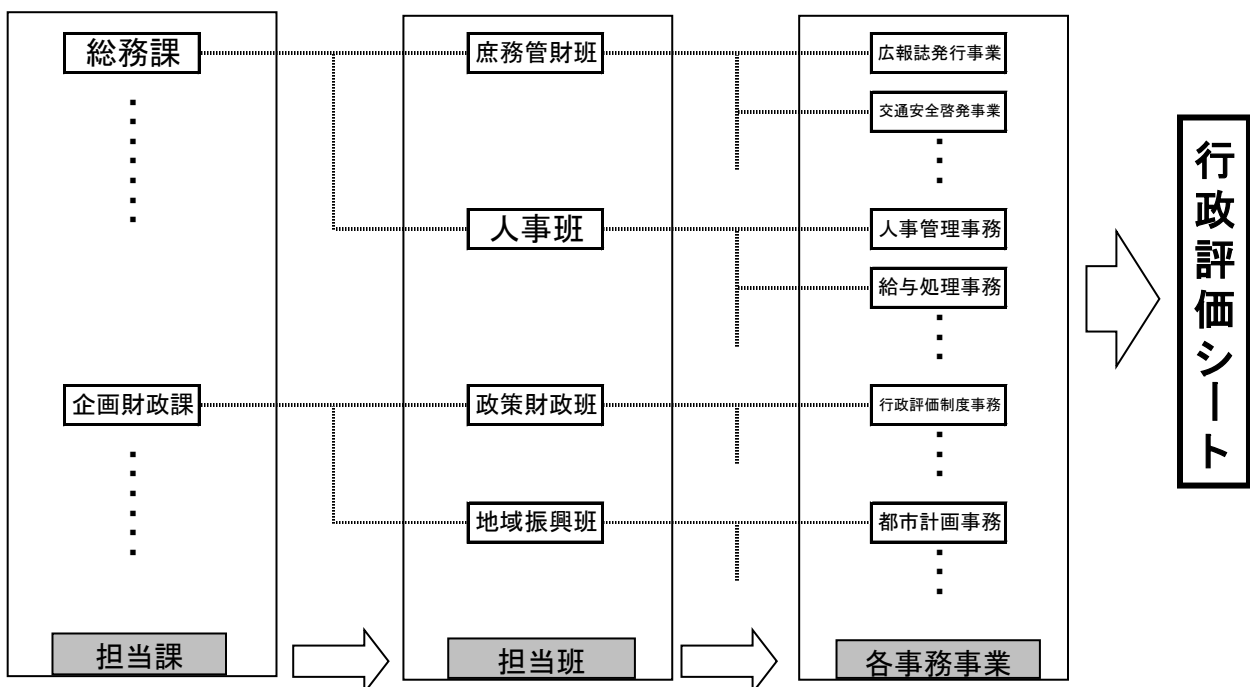
① 行政評価のホームページ公開

行政評価制度を導入した当初の目的どおり、ホームページ上で行政評価シートを公開し、広く住民（視聴者）に公開することで、町が行う様々な事業の紹介と、それに伴う意見・感想（住民視点）を求める。あがってきた意見・感想は今後の事業に活用する。

業務の流れ



公開参考例(アクセス手順)



② 行政評価検証チームの設立

・評価シート内の実績・一次判定等の内容を検証するプロジェクトチームを設立し、より多角的な事務事業評価を行う。

- ・職員による検討チームを設立し、行政評価の内容を検討する。
- ・人数は、5～8人程度を1班とし、評価項目の数によっては複数の班を形成する。
- ・時期は、結果を12月の予算査定に反映させるため、行政評価の一次判定終了後(7月)から10月を目処とする。

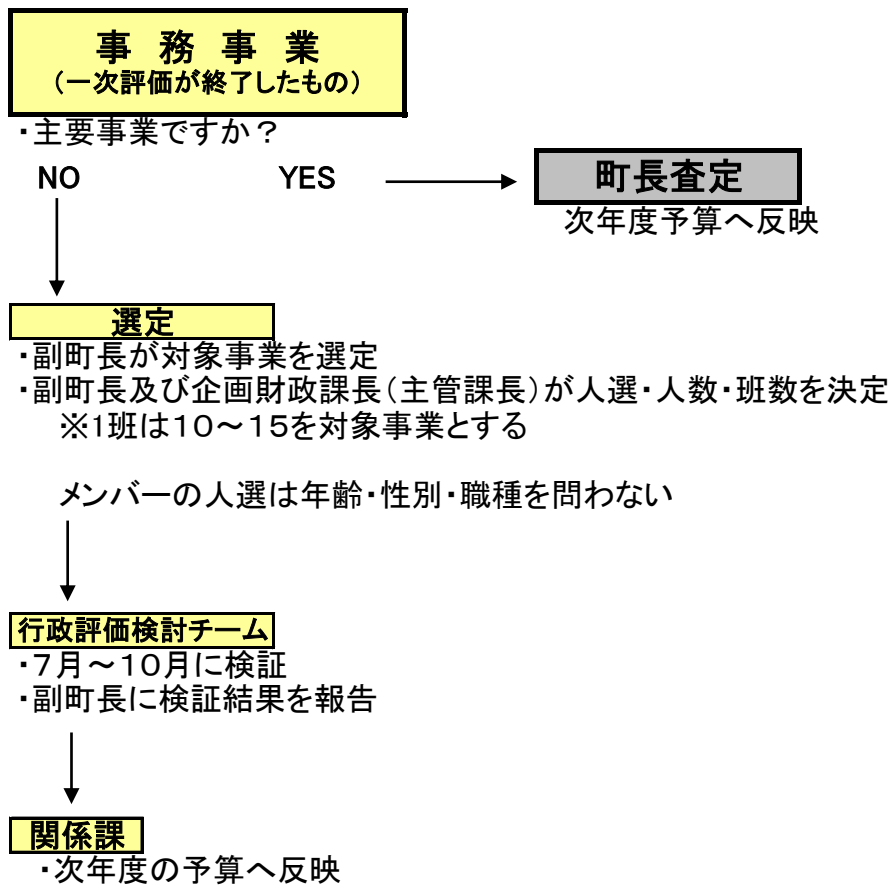
メリット …報酬等の経費が発生しない。業務内容を把握しており、個別に評価シートの内容を確認する手間がかからない。

経験したことのない業務に対し様々な資料を集め、また班内で意見を交わし検証していくことは、職員の知識、資質向上及び意識改革へと繋がる面がある。

デメリット …職員の業務を職員で評価するため、評価内容の公平性や民間視点での評価ができず、また、班を増やしたとしても約300(平成21年度分)ある事務事業全てを検証することは不可能に近く、一度にどれだけの数をこなすかが課題となる。

一般業務と同時進行で行っていくため、時間外勤務手当が発生すると思われる。

事務フロー図



No	事務事業	評価結果		評価結果の説明
		評価区分	委員会	
1	ふるさと納税事務	現状維持		以前の納税者への事後フォローをする。鞍手町の状況を知らせるために行事の案内等や広報を送る（1月号や決算報告後等）など、継続的に情報発信をする。また、使う目的を具体的に示す。成人式やイベント時にPR活動などを強化する。職員へのPRを再度行うことを求める。
		見直し	○	
		手法改善		
		コスト拡大		
2	企業立地事務	現状維持	○	売れる土地をPRしていく。西区用地を特化したPRをし、パンフレットの作成をする。宣伝事業としては、現状維持とする。ただし西区用地が売れる状態になった時点で見直しをする。その場合、宣伝費をかける必要が出てくるので、その後はコストが拡大すると考える。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
3	工場等設置奨励審議会事務	現状維持	○	申し出があって審議会の開催となるため、現状維持とする。ホームページに企業ガイド、立地ガイドを掲載していくことを求める。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
4	議会調整事務	現状維持	○	議会の効率的な活動がなされるために必要な資料を議会事務局が自主的に調査や情報を提供する事務のため、現状維持と考える。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
5	水質改善に関する調査研究（浮洲池）	現状維持		実証実験の結果によって評価を行うべきであり、また、数年かけて結果を追っていくべきである。そのため、現時点の評価を保留とする。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
6	選挙管理委員会事務	現状維持	○	選挙体制についてプロジェクトチームを組織し、体制づくりを計画すべきである。また、政治学級の位置づけを明確にする。選挙事務に関しては手法改善を求める。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
7	町税徴収事務	現状維持	○	第5次行財政改革の目標でもある「税収納率県内ベスト5」を目指し進めていくことを求める。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
8	町有財産管理事務	現状維持	○	平成25年度を目標として、貸付料算定基準の見直しも視野に入れ、建設課、総務課、企画財政課が連携をはかり、体制づくりをしていくことを求める。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
9	町有財産私下事務	現状維持	○	町有財産管理事務と合わせて考えていく。プロジェクトチームの設置も含め、体制づくりをしていくことを求める。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
10	交通安全整備事業	現状維持	○	町が管理する道路での事故を未然に防ぐため、車両及び歩行者等の安全を確保するため必要な事業であると考えている。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
11	公園維持管理事務	現状維持	○	地域住民の協力を得て一部の公園で清掃作業が行われているのだが、全ての公園で拡大実施できるような環境（体制）づくりを行う。ボランティア活動の拡大を図っていくことを求める。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		

No	事務事業	評価結果		評価結果の説明
		評価区分	委員会	
12	公共施設除草業務	現状維持	○	限られた予算の中で最低限の施設管理を行っており、今後も事業の継続は必要である。また、職員による除草作業は継続して行うことを求める。学校教育施設については、現在行われている保護者による除草作業は町にとって意義あるものである。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
		コスト縮小		
統合				
休廃止				
13	行政財産の整理事務	現状維持		平成25年度を目標として、貸付料算定基準の見直しも視野に入れ、建設課、総務課、企画財政課が連携をはかり、体制づくりをしていくことを求める。
		見直し		
		手法改善	○	
		コスト拡大		
		コスト縮小		
統合				
休廃止				
14	国土調査修正事務	現状維持	○	国土調査の修正を全面的に実施した場合、多額の費用がかかることから現状維持が望ましいと考える。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
		コスト縮小		
統合				
休廃止				
15	一般土木事業（道路橋梁）	現状維持		安全面を考慮しつつ、緊急性が高いと認められる場合はコスト拡大も必要であると考ええる。
		見直し		
		手法改善	○	
		コスト拡大		
		コスト縮小		
統合				
休廃止				
16	道路、河川、水路維持管理業務	現状維持		町内パトロールの実施や除草・浚渫などの軽微な作業については、応急措置を職員で行う。地域の軽微な除草・浚渫などの作業については、地域の協働を求めて環境整備を図っていくことを求める。
		見直し		
		手法改善	○	
		コスト拡大		
		コスト縮小		
統合				
休廃止				
17	町営住宅管理事務	現状維持	○	高額滞納者については、調停・明け渡し等を実施し、収納率の向上を図っていくことを求める。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
		コスト縮小		
統合				
休廃止				
18	有害鳥獣に関する事業	現状維持	○	被害が拡大している現状があるので、継続していくのが望ましいことから現状維持とする。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
		コスト縮小		
統合				
休廃止				
19	農地・水・環境保全向上対策事業	現状維持	○	国の事業が続く限り継続していくこととし、新規加入団体があれば対応していくべきである。地域全体で取り組むことの出来る事業を考慮しても、現状維持と考える。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
		コスト縮小		
統合				
休廃止				
20	総合健診業務	現状維持		受診率向上のための具体的方法として、まずPR活動のためのパンフレットの改善等を実施する。病気の危険性を前面に出し、早期発見・早期治療が出来ることと医療費の抑制にも繋がっていくと考えられるので町民へアピールをしていくことを求める。
		見直し		
		手法改善	○	
		コスト拡大		
		コスト縮小		
統合				
休廃止				
21	健康教室業務	現状維持		健診後の自己管理が継続していくかたちで、教室運営が出来る自主サークルとしての受け皿づくりの確保が必要である。また、受益者負担を考えることも必要であると考ええる。
		見直し		
		手法改善	○	
		コスト拡大		
		コスト縮小		
統合				
休廃止				
22	健康相談業務	現状維持		全ての事業の相談業務が一緒になっているため、相談内容の記録を明確化する。それにより、事業内容の改善へと繋がっていくと考えられる。しかし、この事業で評価できるものではないと思われるので、それぞれの事業に相談業務を入れるべきではないか。また、この事業を残すのであれば、相談業務でのアンケート等を実施し、経過を追って改善率を出すべきである。
		見直し		
		手法改善	○	
		コスト拡大		
		コスト縮小		
統合				
休廃止				

No	事務事業	評価結果		評価結果の説明	
		評価区分	委員会		
23	健康づくり事業	現状維持		評価シートの「健康教育業務」、「健康相談業務」と「健康づくり事業」を統合してはどうか。健康づくり事業を柱とし、教育・相談・啓発という指標が出来るのがいいのではないかと。	
		見直し	手法改善		
			コスト拡大		
			コスト縮小		
			統合		○
休廃止					
24	子育てひろば事業	現状維持	○	親子同士の情報交換の場であるため必要な事業である。より多くの人利用出来るように利用の仕方、事業の内容等周知徹底を図っていく。また施設の利用の仕方にも問題が出てきている部分があるので、利用者のモラルを啓発していく必要があると考える。	
		見直し	手法改善		
			コスト拡大		
			コスト縮小		
			統合		
休廃止					
25	訪問指導業務	現状維持	○	療養上の保健指導が必要と認められる人、寝たきりや認知症の老人、障害者への訪問事業は、今後ますます必要になってくると考えられる。更なる事業の周知徹底を図っていく必要があると考える。	
		見直し	手法改善		
			コスト拡大		
			コスト縮小		
			統合		
休廃止					
26	妊婦健康診査業務	現状維持	○	妊婦やその家族の経済的な負担、心理的な不安を軽減し、出産時のリスクの低減、妊産婦と出生児の健康管理に繋がるものなので、今後も利用率を上げるためにも啓発をしていくべきである。	
		見直し	手法改善		
			コスト拡大		
			コスト縮小		
			統合		
休廃止					
27	乳幼児健診事業	現状維持		評価シート「乳幼児相談事業」との統合してはどうか。健診事業の中に、健診業務・相談業務の指標を考えるといいのではないかと。事業の周知徹底を図っていくことを求める。	
		見直し	手法改善		
			コスト拡大		
			コスト縮小		
			統合		○
休廃止					
28	乳幼児相談事業	現状維持		評価シート「乳幼児健診事業」との統合してはどうか。健診事業の中に、健診業務・相談業務の指標を考えるといいのではないかと。事業の周知徹底を図っていくことを求める。	
		見直し	手法改善		
			コスト拡大		
			コスト縮小		
			統合		○
休廃止					
29	予防接種事業	現状維持	○	予防接種法に基づくもののため、現状維持とする。定期の予防接種及び子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業のため、広報等への掲載等事業の周知徹底を図っていくことを求める。	
		見直し	手法改善		
			コスト拡大		
			コスト縮小		
			統合		
休廃止					
30	思春期保健事業	現状維持	○	事業の主旨でもある、命の尊さ、性の尊重、親の喜びや責任等、生徒にとって良い事業であるため現状維持とし継続していく。そのためには学校のカリキュラムに入れてもらう必要があるため教育課学校教育班への協議をした方がいいと思われる。	
		見直し	手法改善		
			コスト拡大		
			コスト縮小		
			統合		
休廃止					
31	国保保健事業（特定健診・ヘルスアップ）	現状維持	○	国保に加入している人を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診を行い、糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの発症や重症化を予防することを目的としている必要な事業である。更なる受診率向上を図る努力を求める。	
		見直し	手法改善		
			コスト拡大		
			コスト縮小		
			統合		
休廃止					
32	小学校施設維持管理事務	現状維持	○	生徒の安全性を最優先に考え、優先順位をつけこのまま継続していくことを求める。	
		見直し	手法改善		
			コスト拡大		
			コスト縮小		
			統合		
休廃止					
33	中学校施設維持管理事務	現状維持	○	生徒の安全性を最優先に考え、優先順位をつけこのまま継続していくことを求める。	
		見直し	手法改善		
			コスト拡大		
			コスト縮小		
			統合		
休廃止					

No	事務事業	評価結果		評価結果の説明
		評価区分	委員会	
34	鞍手分校施設維持管理事務（現豊翔館）	現状維持	○	生徒の安全性を最優先に考え、優先順位をつけこのまま継続していくことを求める。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
		コスト縮小		
35	家庭教育学級事業	現状維持	○	参加率を上げるといよりは、加入率の問題だと思われるので、家庭教育学級について周知を徹底させ、学級生が増えるように努力することを求める。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
		コスト縮小		
36	歴史民俗資料館運営事務	現状維持	○	来館者を増やすため資料館で行う企画展等を十分に検討し、企画・展示に志向をこらす工夫が必要である。リピーターを増やす努力や子供が参加する企画などを多く取り入れれば、来館者数も増加すると思われる。広報やホームページだけでなく、広く宣伝を行うことで来場者数の増加を図ることを求める。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
		コスト縮小		
37	放課後児童健全育成事業	現状維持	○	少子化により長期的な視点では、入所人数は大きくかわらないのではないかとと思われるが、共働き世帯が増加していることから学童を利用する児童が増加した場合に対して、どのように対応するか考える必要があると考える
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
		コスト縮小		
38	公立保育所事業	現状維持	○	23年度から始めた英語教室や水泳教室等、様々な事業に対して広報・ホームページ等で、アピールをしていき園児の増加を図る。保育所事業は現状維持と考える。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
		コスト縮小		
39	保育所管理事務	現状維持	○	公立保育所事業と合わせて考える。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
		コスト縮小		
40	私立保育所事業	現状維持	○	私立保育所事業については評価する立場ではないが、入所児童のためには保育所事業は必要であり、現状維持と考える。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
		コスト縮小		
41	児童問題連絡会	現状維持	○	不登校、ネグレクトや育児放棄等、様々なケースが考えられ、この業務は奥が深く専門的知識、対応が求められる。増加傾向にあるため各種団体と連絡を密に対応をしていく必要があると考える。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
		コスト縮小		
42	鞍手町同和对策融資基金回収に関する事務	現状維持	○	本人と接触して、納付相談を行い分割での納付等を進め今後も回収に努力していくことを求める。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
		コスト縮小		
43	防犯灯設置補助事業	現状維持	○	消費電力の少ないLED電球への取り替え等、今後もコスト削減を図っていくことを求める。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
		コスト縮小		
44	役場庁舎管理事務	現状維持	○	メンテナンス、委託等の見直しや業者の見直しなどについて、今までコスト削減に努めているが、更なる削減等を考えていく。経費削減策案等業者からの提案を検討することを求める。
		見直し		
		手法改善		
		コスト拡大		
		コスト縮小		
		休廃止		

No	事務事業	評価結果		評価結果の説明	
		評価区分	委員会		
45	人事管理事務	現状維持	○	職員の削減で住民サービスを低下してはならない。職員一人ひとりが意識改革に努めることを求める。	
		見直し	手法改善		
			コスト拡大		
			コスト縮小		
			統合		
休廃止					
	集計	現状維持	27		
		見直し	手法改善		13
			コスト拡大		1
			コスト縮小		0
			統合		3
休廃止	0				

近隣市町の主な収入の口座振替率一覧表 (平成21年度実績 平成22年3月現在)

項 目	町民税 (普通徴収のみ)	固定資産税	国民健康保険税	住宅家賃	保育料	水道使用料	下水道使用料	計	
鞍手町	総件数	3,952	7,035	2,819	477	318	6,015	1,427	22,043
	振替件数	1,184	3,482	1,118	165	200	5,631	1,371	13,151
	振替率	29.96%	49.50%	39.66%	34.59%	62.89%	93.62%	96.08%	59.66%

※軽自動車税については、年1回で金額も少ないためはずす。定期的にある項目で判断する

■ 21年度課税状況等調べより

項 目	市町民税 (普通徴収のみ)	固定資産税	国民健康保険税	住宅家賃	保育料	水道使用料	下水道使用料	計
直方市	総件数	7,584	21,986	9,341		304,965	18,952	362,828
	振替件数	3,394	9,579	2,512		245,923	16,285	277,693
	振替率	44.75%	43.57%	26.89%	50.00%	園徴収	80.64%	85.93%
宮若市	総件数	6,290	11,979	4,593		98,696	2,362	123,920
	振替件数	1,739	4,848	1,659		76,403	2,013	86,662
	振替率	27.65%	40.47%	36.12%	出していない	63.00%	77.41%	85.22%
小竹町	総件数	1,844	3,543	1,639		3,840	173	11,039
	振替件数	672	1,572	516		3,309	150	6,219
	振替率	36.44%	44.37%	31.48%	出していない	100.00%	86.17%	86.71%
中間市	総件数	9,457	16,492	6,886		325,518	10,065	368,418
	振替件数	4,039	10,487	3,746		278,975	8,873	306,120
	振替率	42.71%	63.59%	54.40%	47.00%	園徴収	85.70%	88.16%
遠賀町	総件数	3,907	7,778	3,008				14,693
	振替件数	1,292	4,091	1,375				6,758
	振替率	33.07%	52.60%	45.71%	54.60%	100.00%		57.20%
水巻町	総件数	5,791	5,791	5,029		154,053	88,471	259,135
	振替件数	1,705	1,705	1,884		151,002	86,679	242,975
	振替率	29.44%	29.44%	37.46%	68.68%	60.00%	98.02%	97.97%
岡垣町	総件数	6,508	13,275	4,724		11,863		36,370
	振替件数	2,922	8,088	1,939		10,630		23,579
	振替率	44.90%	60.93%	41.05%	40.00%	6月～口振開始	89.61%	
芦屋町	総件数	2,909	4,818	2,469			1,040	11,236
	振替件数	1,823	3,548	1,585			900	7,856
	振替率	62.67%	73.64%	64.20%	80.00%	65.00%		86.54%

近隣市町の主な再振替実施状況

項 目		町民税 (普通徴収のみ)	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	住宅家賃	保育料	水道使用料	計
鞍手町	延総振替件数	3,329	13,736	1,211	10,201	1,939	2,209	69,167	101,792
	延再振替件数	93	505	42	207	72	169	2,646	3,734
	再振替率	2.79%	3.68%	3.47%	2.03%	3.71%	7.65%	3.83%	3.67%

項 目		市町民税 (普通徴収のみ)	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	住宅家賃	保育料	水道使用料
直方市	再振有無	無				無		無
	対応状況	納付書を送付				納付書を送付		納付書を送付
宮若市	再振有無	無				無	無	無
	対応状況	不納通知書と一緒に納付書を送付				納付書を送付	納付書を送付	引去り出来ない分は翌月一緒に引去る
小竹町	再振有無	有				有	有	無
	対応状況	不納分は、翌月の引去り日に当月分と一緒に引去り					残高があれば月に限らず引去り	引去り出来ない分は翌月一緒に引去る
中間市	再振有無	無				無		無
	対応状況	納付書を送付				納付書を送付		納付書を送付
遠賀町	再振有無	無				無	無	無
	対応状況	口座振替不納通知文が記載してある納付書を送付。10月中旬よりコンビニ納付を予定				納付書を送付	納付書を送付	納付書を送付
水巻町	再振有無	無				無	無	無
	対応状況	分納と期別ごとの口座振替がある。納付書として使える不納通知書を送付。				納付書を送付	納付書を送付	翌月残高があれば2か月分おちる
岡垣町	再振有無	有				有	有	有
	対応状況	年度内は次の期別分の引去りと一緒に引き落とし。不納者への通知はしていない。				残高があれば月に限らず引去り		翌月自動的に再振替
芦屋町	再振有無	無				無	無	無
	対応状況	引去り不納者へ納付書として使える通知書を送付				不納通知案内と一緒に納付書を送付		

◆他市町村の提携金融機関

鞍手町	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	直鞍農協
直方市	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	直鞍農協
	ゆうちょ銀行	福岡中央銀行	九州労働金庫	
宮若市	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	直鞍農協
	ゆうちょ銀行	飯塚信用金庫	九州労働金庫	
小竹町	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	直鞍農協
	ゆうちょ銀行			
中間市	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	ゆうちょ銀行
	九州労働金庫八幡支店	北九州市農協	遠賀信用金庫	
遠賀町	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	北九州市農協
	遠賀信用金庫	ゆうちょ銀行		
水巻町	福岡銀行	西日本シティ銀行	北九州市農協	遠賀信用金庫
	ゆうちょ銀行			
岡垣町	福岡銀行	西日本シティ銀行	北九州市農協	遠賀信用金庫
	ゆうちょ銀行			

◆口座振替促進に係るメリット・デメリット

■メリット
 ・収納率の向上が期待できる。
 ・滞納額全体の減少に繋がる。

■デメリット
 ・口座振替用紙の経費がかかる。

◆再振替廃止に係るメリット・デメリット

■メリット
 (削減)
 ・再振り通知（シーラー）の経費削減 @4.98×3,734÷18,600
 ・再振り通知（郵便料）の経費削減 @50×3,734=186,700
 ・再振り委託料の削減 口座振替手数料 @10×3,734=37,340
 ・提携金融機関回り（職員が交代で行なっている） @3,360×2時間×12ヶ月=80,640
 ・再振り不能による納付書の削減 @3.42×1,634÷5,600
 ・納付書送付（郵便料）の削減 @80×1,634=130,720
 ・再振に係る事務事業（行政評価より税務27時間・水道36時間その他の課については不明） @3,360×63時間=211,680
 計 671,280円
 (増加)
 ・不能通知（納付書） @3.42×3,734÷12,780
 ・不能通知（郵便料） @80×3,734=298,720
 計 311,500円
 削減額 359,780円

■デメリット
 ・再振替を行なっていることで、現在の徴収率を保っている可能性があり、廃止すると滞納等の増加により事務処理が増える可能性がある。
 特に水道課の場合、給水停止に係る事務が増える可能性がある。

◆検討課題

・口座振替率を上げるのと同時に収納率も上げる
 ・口座振替が出来なかった場合の検討
 (例) 3ヶ月落ちない場合は納付書に切り替える等
 ・再振を止めることで収納率の低下にならないようにする。
 再振替があることで、本来の納期限に納めなくても良いという住民の意識を変えていく。(近隣市町村では再振替はほとんどしていない)
 ・提携金融機関の見直しをする
 (例) 遠賀信用金庫等を新規に入れる

平成23年度 口座振替の利用促進と再振替の廃止に係る人件費の削減

(単位:円)

項 目	内 容	削減額
再振通知（シーラー）の経費削減	@4.98×2,072	10,318
再振り通知（郵便料）の経費削減	@50×2,072	103,600
提携金融機関回り	@3,480×2時間×8ヶ月	55,680
再振に係る事務事業	@3,480×61時間（削減時間）	212,280
合 計		381,878

平成23年度人件費単価 3,480円

※再振に係る事務事業の削減時間については、税務班、上水道班のみ業務日誌より抽出
他課については不明。

	平成22年度	平成23年度	前年比
税務班	101.5	85.5	△ 16
上水道班	144.5	99.5	△ 45
合計	246	185	△ 61

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	10	主管課	上下水道課	その他担当課											
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）										
中間目標	効果的、効率的な行政運営				検針委託料削減7,254千円（年2,418千円）										
直接的な目標	事務・事業の改善				（現在までの累積効果額） 0千円										
具体的改革項目	上下水道料金の検針及び徴収方法の見直し				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）										
					実施方法の検討及び事前周知完了										
実施概要	<p>現在毎月行なっている上下水道料の検針業務、徴収業務等の手法を見直し、業務の効率化及びコスト削減を図る。見直しにあたっては、メリットとデメリットを総合的に検討した上で実施することとする。なお、検討の結果、実施することとなった場合には、この見直し実施による住民への影響を考慮し、周知期間を十分に設けるなど、見直しに伴う混乱を最小限にする。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①検針を毎月から隔月に変更し、検針業務の効率化及びコスト削減を図る</p> <p>②料金を隔月徴収にすると住民への影響が大きいと思われるため、毎月徴収のままとするが、ふた月分の納付書（例：4月分1枚、5月分1枚）を同時に郵送するなどの事務改善によって業務の効率化を図る</p> <p>③見直しについての住民への周知を徹底する</p>														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検針及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H25年03月	検討中	20%	—	—	—	—
	具体的取組内容 平成22年度及び平成23年度の検針業務について調査を行いました。														
平成24年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H25年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成25年度				●	●	●	●	H25年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成26年度				●	●	●	●	H25年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成27年度				●	●	●	●	H25年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														

検針委託料の状況

検針委託料(単位:円)

	検針委託料
17年度	4,635,926
18年度	4,837,124
19年度	4,846,912
20年度	4,824,902
21年度	4,755,586
平均	4,780,090
22年度 当初予算	4,836,000

※参考:検針受持戸数状況(単位:戸)

	H22年3月	H22年6月
検針員1	1,164	1,167
検針員2	511	—
検針員3	1,392	1,392
検針員4	938	939
検針員5	1,538	1,546
検針員6	921	921
水道班職員	231	751
計	6,695	6,716

6,500戸を単価62円で予算計上

$$\begin{aligned} & @62円 \times 6,500戸 \times 12回/年 \\ & = 4,836,000円 \end{aligned}$$

給水の開始・停止があるため、毎月の検針戸数は変動する。

なお、22年度から検針員が1名減ったため、水道班職員の受持戸数が増加している。

■検針を隔月にした場合の委託料削減額

$$@62円 \times 6,500戸 \times 6回/年 = \underline{2,418,000円}$$

水道料金徴収方法(案)

■2ヶ月分の使用水量を2分し、各月平均して使用したものとみなして徴収する

例:4月に13立方メートル、5月に15立方メートル使用すると、合計28立方メートルの使用となる。
これを2分し、それぞれの月で14立方メートルを均等に使用したものとみなす。

この徴収方法を取ることで、現状よりも水道料金が低くなる場合があるので、住民にとっては支払う料金が安くなる。しかし、行政にとっては収入が減少することとなる。
(別紙1及び2を参照)

■メリット

- ・検針回数が毎月(年12回)から隔月(年6回)になることで、検針委託料が半減できる。
- ・水道料金が安くなる場合があるので、住民にとってのメリットとなる。(別紙1、2参照)

■デメリット

- ・検針が2ヵ月に1度になるため、漏水の発見が遅れる可能性がある。
- ・水道料金が安くなる場合があるので、料金収入が減少する。(別紙1、2参照)

■検討課題

- ・奇数月検針地区と偶数月検針地区とに分け、検針員が毎月検針に回れる体制を取ることにしても検討する。
- ・2ヶ月分の使用料を2回に分けて徴収することになるため、料金の算定方法について条例改正を含めて検討が必要となる。
- ・漏水が発見された場合の対応(料金の徴収)についての検討が必要となる。
- ・収入が減少することを考慮して、この手法を実施するかどうか判断する必要がある。

(別紙1) 現状の水道料金算出方法

鞍手町水道事業給水条例第23条(料金)

料金は、次の区分による基本料金と従量料金の合計額に100分の105を乗じて得た金額とする。ただし、当該金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

種別 及び口径	基本料金		従量(超過)料金
	水量	料金	
一般	13mm	1,000円	9～25立方メートルまで 1立方メートル 125円 26～50立方メートルまで 1立方メートル 195円 51立方メートル以上 1立方メートル 225円
	20mm	1,700円	
	25mm	2,600円	
	30mm	4,300円	
	40mm	7,000円	
	50mm	10,000円	
	75mm	15,000円	
	100mm以上	管理者が定める額	
共用栓用	8立方	800円	
湯屋営業用	1立方メートル当たり 80円(基本料金なし)		
一時用	8立方	3,000円	9立方メートル以上 1立方メートル当たり 225円
私設消火栓用	演習 10分ごとに 2,000円		

■水道料金の算出方法(口径13mmとする)

ひと月の使用水量が8立方メートル以下の場合

基本料金以内となるため、1,000円 × 1.05 = **1,050円**

ひと月の使用水量が11立方メートルの場合

8立方メートルまでは基本料金で、超過した3立方メートル分は1立方メートルにつき125円加算。
(1,000円 + 125円 × 3) × 1.05 = **1,440円** (10円未満は切り捨て)

ひと月の使用水量が28立方メートルの場合

8立方メートルまでは基本料金で、超過した17立方メートル分(25立方メートルまで)は1立方メートルにつき125円加算、3立方メートル分(50立方メートルまで)は1立方メートルにつき195円加算。
(1,000円 + 125円 × 17 + 195円 × 3) × 1.05 = **3,890円** (10円未満は切り捨て)

※平成22年8月 段階・口径別統計表

(単位:件、%)

	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm以上	一時用	合計
8m ³ 以下	1,842 27.4%	54 0.8%	4 0.1%						15 0.2%	1,915 28.5%
9～25m ³	3,473 51.6%	73 1.1%	8 0.1%	1 0.01%	1 0.01%	1 0.01%			1 0.01%	3,558 52.9%
26～50m ³	1,058 15.7%	39 0.6%	9 0.1%	1 0.01%	3 0.04%	2 0.03%			1 0.01%	1,113 16.5%
51m ³ 以上	71 1.1%	15 0.2%	20 0.3%	6 0.1%	19 0.3%	9 0.1%	3 0.04%			143 2.1%
合計	6,444 95.8%	181 2.7%	41 0.6%	8 0.1%	23 0.3%	12 0.2%	3 0.04%	0 0.0%	17 0.3%	6,729 100.0%

総数6,729件のうち、一般用口径13mmが95.8%、使用水量は13mmで9～25立方メートルが51.6%を占めている。

(別紙2) 水道料金算出方法を変更した場合の料金比較

区分①:ひと月の使用水量が8立方メートル以下

区分②:ひと月の使用水量が9立方メートル以上25立方メートル以下

区分③:ひと月の使用水量が26立方メートル以上50立方メートル以下

口径13mmの場合(単位:立方メートル、円)

	4月	5月	合計	平均	ふた月合計料金 (現状)A	ふた月合計料金 (見直し後)B	B-A	現状との 比較
(1) 4月も5月も使用水量が①の場合								
	6	6	12	6	2,100	2,100	0	
	5	7	12	6	2,100	2,100	0	
	4	8	12	6	2,100	2,100	0	
(2) 4月も5月も使用水量が②の場合								
	18	18	36	18	4,720	4,720	0	
	17	19	36	18	4,720	4,720	0	
	16	20	36	18	4,720	4,720	0	
	15	21	36	18	4,710	4,720	10	高
	14	22	36	18	4,710	4,720	10	高
	13	23	36	18	4,710	4,720	10	高
	12	24	36	18	4,720	4,720	0	
(3) 4月も5月も使用水量が③の場合								
	34	34	68	34	10,240	10,240	0	
	33	35	68	34	10,230	10,240	10	高
	32	36	68	34	10,240	10,240	0	
	31	37	68	34	10,230	10,240	10	高
	30	38	68	34	10,240	10,240	0	
	29	39	68	34	10,240	10,240	0	
	28	40	68	34	10,240	10,240	0	
	27	41	68	34	10,240	10,240	0	
	26	42	68	34	10,240	10,240	0	
(4) 4月の使用水量は①、5月の使用水量は②だが、平均すると①になる場合								
	7	9	16	8	2,230	2,100	-130	安
	6	10	16	8	2,360	2,100	-260	安
	5	11	16	8	2,490	2,100	-390	安
(5) 4月の使用水量は①、5月の使用水量は②だが、平均すると②になる場合								
	8	12	20	10	2,620	2,620	0	
	7	13	20	10	2,750	2,620	-130	安
	6	14	20	10	2,880	2,620	-260	安
	5	15	20	10	3,010	2,620	-390	安
(6) 4月の使用水量は②、5月の使用水量は③だが、平均すると②になる場合								
	24	26	50	25	6,630	6,560	-70	安
	23	27	50	25	6,700	6,560	-140	安
	22	28	50	25	6,770	6,560	-210	安
	21	29	50	25	6,850	6,560	-290	安
	20	30	50	25	6,920	6,560	-360	安
(7) 4月の使用水量は②、5月の使用水量は③だが、平均すると③になる場合								
	22	30	52	26	7,180	6,960	-220	安
	21	31	52	26	7,250	6,960	-290	安
	20	32	52	26	7,330	6,960	-370	安
	19	33	52	26	7,400	6,960	-440	安
	18	34	52	26	7,480	6,960	-520	安
	17	35	52	26	7,550	6,960	-590	安

・(1)～(3)のように同一区分内で使用水量が変動する場合、料金は変わらないことが多い。

※10円未満の切捨ての関係上、高くなる場合も考えられる。

・(4)～(7)のように区分を超えて使用水量が変動する場合、料金は安くなることが多い。

(参考)平成21年度 業務従事時間調(業務日誌より抽出)

検針事務関連(単位:時間)

事務事業名	作業名	年間従事時間
水道検針関連	検針後の処理業務	137.0
水道検針関連	水道検針	1.0
水道検針関連	水道検針業務	375.0
水道検針関連	水道検針後の処理	4.0
計		517.0

検針を隔月にする、単純計算で

$$517時間 \div 2 = \underline{258.5時間} \text{ ①}$$

業務従事時間を削減できる

水道料金徴収事務関連(単位:時間)

事務事業名	作業名	年間従事時間
水道料収納・調定	OCR読込作業	11.5
水道料収納・調定	月調定業務	10.0
水道料収納・調定	調定簿整理	7.0
納付書関連	異動入力、チェック	7.0
納付書関連	一括調定処理	25.0
納付書関連	再納付書配布業務	36.0
納付書関連	督促状業務	120.0
納付書関連	納付書持込準備業務	214.5
納付書関連	納付書配布業務	71.0
納付書関連	文書各金融機関へ送付業務	7.5
計		509.5

徴収を隔月にする、単純計算で

$$509.5時間 \div 2 = \underline{254.75時間} \text{ ②}$$

業務従事時間を削減できる

削減時間合計

$$\text{①} + \text{②} = \underline{513.25時間}$$

水道料金未納処理事務関連(単位:時間)

事務事業名	作業名	年間従事時間
給水停止	一覧表業務	126.5
給水停止	給水停止業務	334.0
給水停止	給水停止待機業務	72.5
給水停止	給水停止分の解除	4.0
給水停止	給水停止分料金整理収納	12.5
給水停止	金融機関への業務	13.0
給水停止	事前事後業務	295.0
給水停止	滞納者への事前電話連絡	94.0
口座振替関連	中止分口座振替業務	18.0
口座振替関連	督促状整理業務	8.0
未収金関連	納入者の消込	3.5
未収金関連	未収金一覧表確認	4.5
未収金関連	未収金整理	2.5
未収金関連	未収金徴収業務	22.5
計		1,010.5

徴収を隔月にする、水道料金未納者の増加が予想され、未収金処理事務や給水停止事務が増える可能性がある。

$$1010.5時間 \times 50.8\% = \underline{513.34時間}$$

未納者の増加により、未納金処理事務時間が50.8%増加すると、513.34時間の業務時間増加となり、削減時間を上回ることになる。

※参考:平成21年度 給水停止戸数

月	停止戸数
4月	0
5月	14
6月	5
7月	5
8月	11
9月	14
10月	8
11月	13
12月	0
1月	14
2月	6
3月	11
合計	101
月平均	8.4

※参考:平成21年度 水道検針異常件数(注)

月	件数
4月	164
5月	174
6月	162
7月	203
8月	186
9月	177
10月	162
11月	135
12月	142
1月	138
2月	193
3月	196
合計	2,032
月平均	169.3

(注)前回までと比べ水道使用量が大幅に増えており、漏水が疑われた件数
漏水・水道の閉め忘れ・水の使いすぎ等が原因

調査結果

平成22年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
検針による異常報告件数	22	13	18	11	11	30	22	19	24	13	28	37	248
漏水等 件数 (件)	2	0	0	5	5	8	12	5	7	3	15	9	71
水量 (m3)	39	0	0	92	91	2,308	392	128	88	219	659	969	4,985
金額 (円)	9,220	0	0	20,080	17,630	540,000	83,010	24,800	18,520	1,610	143,120	216,150	1,074,140

平成23年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
検針による異常報告件数	20	22	26	51	28	18	32	14	29	10	43	34	327
漏水等 件数 (件)	6	1	1	1	4	3	5	2	5	3	6	8	45
水量 (m3)	111	19	5	179	830	33	239	45	231	23	111	637	2,463
金額 (円)	25,230	4,420	660	42,290	195,020	6,580	54,880	8,150	52,120	3,900	24,850	147,320	565,420

集計

	平成22年度	平成23年度
検針による異常報告件数	248	327
漏水等 件数 (件)	71 隔月の時	45 隔月の時
水量 (m3)	4,985 9,970	2,463 4,926
金額 (円)	1,074,140 2,148,280	565,420 1,130,840
1件当たり 水量 (m3)	70	54
金額 (円)	15,128	12,564

検針委託料実績

	平成22年度	平成23年度
調停件数	80,528	80,501
内職員検針分	7,645	9,106
検針員委託件数	72,883 隔月の時	71,395 隔月の時
委託料	4,518,746	2,259,373 4,426,490

漏水・水量による比較

	22年度		23年度	
	毎月	隔月	毎月	隔月
検針委託料	4,518,746	4,426,490	4,426,490	
漏水減免	1,074,140	2,259,373	565,420	2,213,245
金額差計	5,592,886	4,407,653	4,991,910	3,344,085
漏水の住民負担分	1,074,140	2,148,280	565,420	1,130,840
差				565,420

検針調査 (H22.7.16調査)

市町村名	毎月検針	各月検針
直方市	○	
小竹町		○
遠賀町	○	
水巻町	○	
岡垣町	○	
中間市	○	
宮若市		○

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	11	主管課	教育課	その他担当課	総務課・企画財政課・保険健康課・福祉人権課・農政環境課・建設課										
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）										
中間目標	効果的、効率的な行政運営				事務局人件費30%削減10,800千円（年3,600千円）										
直接的な目標	附属機関等の整理				（現在までの累積効果額） 0千円										
具体的改革項目	外郭団体との関わり方の見直し				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）										
					事務局のあり方についての検討完了										
実施概要	町に事務局を設置している外郭団体に対し、事務機能の整理を進め、自主自立した組織運営を促進する。														
	※具体的実施内容 ・外郭団体の実態を把握し、事務局のあり方について精査を行う。 ①現状維持(事務の内容について、団体と事務局で刷り合わせを行い役割分担をそれぞれで担う手法などを検討) ②自主運営(必要最低限の人的・財政的支援は必要) ③他外郭団体との統合 ④廃止														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H25年03月	検討中	20%	—	—	—	—
	具体的取組内容 平成23年11月から団体と事務局の在り方の説明を行い事務内容等の役割分担等を協議しましたが、役員会、理事会、総会などの資料作成や会計の管理は教育課で行っていますが、会の運営は団体が主導で行っています。事務局として団体の後継者不足や、地域、学校など役員として固定化することに困難が生じるため現状維持となっています。そのため来年度から年次計画で団体を絞って自主組織作りを検討していきます。														
平成24年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H25年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成25年度				●	●	●	●	H25年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成26年度				●	●	●	●	H25年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成27年度				●	●	●	●	H25年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														

鞍手町外郭団体の現状及び今後の方向性(案)

No.	団体名	担当課	現手法
1	鞍手美術協会	教育課	団体と行政で役割分担を担っている
2	鞍手文化連盟	教育課	団体と行政で役割分担を担っている
3	鞍手町自治公民館連絡協議会	教育課	自主運営
4	鞍手町人権・同和教育研究協議会	教育課	行政主導型
5	鞍手町青少年育成町民会議	教育課	一部自主運営
6	鞍手町公民館まつり実行委員会	教育課	団体と行政で役割分担を担っている
7	鞍手町子ども会連絡協議会	教育課	団体と行政で役割分担を担っている
8	鞍手町体育協会	教育課	団体と行政で役割分担を担っている
9	鞍手町食生活改善推進会	保険健康課	一部自主運営
10	鞍手町遺族会	福祉人権課	行政主導型
11	日赤紺綬会	福祉人権課	行政主導型
12	西川改修期成同盟会	建設課	行政主導型
13	元気まつり実行委員会	企画財政課	団体と行政で役割分担を担っている
14	鞍手町食育推進協議会	農政環境課	行政主導型

それぞれの事務局は設立の趣旨や活動内容に統一性はないので、それぞれ随時事務局整理を行い、人件費の削減を行っていく。

今後の方向性(案)

- ①今後さらに団体と行政で役割分担を整理し、運営を行っていく。
- ②外郭団体の持つ趣旨や内容から、行政で行った方が迅速な運営が行われると判断されるものは行政主導型として現状維持を行う。
- ③現状でほぼ自主運営を行っている外郭団体は、事務局を廃止する。
- ④行政主導型の団体であっても、事務の内容等を整理し、団体と事務局で役割分担を精査し運営を行っていく。

外郭団体に係る経費等

番号	団体名	担当課	法定可否	平成21年度				平成23年度				備考
				業務時間	人件費A	補助金B	合計(A+B)	業務時間	人件費A	補助金B	合計(A+B)	
1	鞍手美術協会	教育課	自主	73	245,280	0	245,280	98	341,040	0	341,040	補助金は、鞍手文化連盟分に含まれる
2	鞍手文化連盟	教育課	自主	140	470,400	400,000	870,400	30	103,530	400,000	503,530	
3	鞍手町自治公民館連絡協議会	教育課	自主	303	1,018,080	92,000	1,110,080	258	898,710	92,000	990,710	
4	鞍手町人権 同和教育研究協議会	教育課	自主	320	1,075,200	1,280,000	2,355,200	104	361,920	640,000	1,001,920	
5	鞍手町青少年育成町民会議	教育課	自主	157	525,840	1,040,000	1,565,840	38	133,110	1,040,000	1,173,110	
6	鞍手町公民館まつり実行委員会	教育課	自主	105	351,120	0	351,120	92	318,420	0	318,420	
7	鞍手町子ども会連絡協議会	教育課	自主	690	2,316,720	160,000	2,476,720	639	2,221,980	160,000	2,381,980	
8	鞍手町体育協会	教育課	自主	198	665,280	1,040,000	1,705,280	535	1,860,060	1,040,000	2,900,060	鞍手郡体育協会業務含む
9	鞍手町食生活改善推進会	保険健康課	自主	374	1,256,640	0	1,256,640	282	980,490	0	980,490	
10	鞍手町遺族会	福祉人権課	自主	211	707,280	64,000	771,280	272	946,560	64,000	1,010,560	鞍手地区遺族会業務含む
11	日赤紺綬会	福祉人権課	自主	473	1,589,280	0	1,589,280	329	1,143,180	0	1,143,180	
12	西川改修期成同盟会	建設課	内部	58	194,880	0	194,880	206	716,010	0	716,010	
13	元気まつり実行委員会	企画財政課	自主	570	1,915,200	1,800,000	3,715,200	847	2,948,430	1,800,000	4,748,430	
14	鞍手町食育推進協議会	農政環境課	自主	182	609,840	0	609,840	44	153,990	0	153,990	農業女性の会含む
計				3,852	12,941,040	5,876,000	18,817,040	3,772	13,127,430	5,236,000	18,363,430	

※ 平成21年度及び平成23年度事務事業評価、業務日誌より作成

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	12	主管課	総務課	その他担当課	全庁										
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）										
中間目標	効果的、効率的な行政運営				審議会委員の総委員数を計画期間中に20%削減										
直接的な目標	附属機関等の整理				(現在までの累積効果額) 0千円										
具体的改革項目	附属機関・審議会等の見直し				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）										
実施概要	<p>平成21年度末現在、町には委員会、審議会等が50機関（休止中を含む）あり、委員数は、延べ636人である。選任区分は、議会、行政、各種団体、学識経験者、公募、教育機関、専門職等で構成されており、うち女性の比率は14.8%、公募は1.4%という状況である。見直しにあたっては、住民の段階的な行政への参加を促進するため、従来のあり方にとらわれることなく、検討、見直しを行い、運営の適正化、効率化を図る。</p> <p>※具体的実施内容 ①平成22年度に、先進地事例調査や資料収集、各課局ヒアリング、その他関係機関との調整を行い、選任基準を策定する。 ②平成23年度以降、改選を迎える審議会について、選任基準に基づく見直しを実施する。</p>														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	78%	—	—	—	—
	附属機関等は、54機関（新規制定分含む）あり、新規制定分については、今回の行財政改革により附属機関等を設置したため、従来の機関数より増加しました。ただし、鞍手町附属機関等の設置及び委員選任の基準に関する要綱を制定し、委員の定数の見直しや所期の目的を達成したものについては廃止。また、効率性の確保ができるものについては統合等の手段を講じることとしたため、今回、667人の定数から105人（15.7%）を削減することができ、562人となりました。今後についても要綱の基準に準じ調整を行っていきたく考えています。														
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														

鞍手町各種審議会・委員会設置状況

所管課・局名	審議会・委員会等名	選 任 区 分										平成21年度実績								
		議会議員	町職員	行政機関の役員職員	公共団体の役員	学識経験者	公募	教育関係者	専門職その他	合計	うち男性	うち女性	報酬対象委員	開催回数	出席延人員	うち報酬対象延人員	費用弁償支払総額	報酬支払総額	合計	
総務課	1 鞍手町行政改革推進委員会	2	2	2	4	5	2				15	12	3	15	1	15	15	30,000	69,000	99,000
	2 鞍手町特別職報酬等審議会				6						6	5	1	6						0
	3 鞍手町防犯灯設置協議会	3	1		4	1		8	1		18	18		9						0
	4 鞍手町災害時要援護者対策会議	2	4	3	7						16	14	2	10						0
	5 鞍手町防災会議		14	11	2						27	27		10						0
	6 鞍手町情報公開・個人情報保護審査会					5					5	4	1	5						0
	7 鞍手町水防協議会	3	6	2	4						15	14	1	8	1	14	7	14,000	32,200	46,200
	8 鞍手町表彰委員会	1	1	1				1	1		5			3	1	3	3	6,000	13,800	19,800
	9 人権・同和問題啓発推進委員会		6		1			1	2		10	9	1	0						0
	10 鞍手町総合計画審議会	5	5	2	6	2					20	18	2	13						0
企画財政課	11 鞍手町行政評価外部評価委員会				2		2			6	4	2	6	5	30	6	60,000	138,000	198,000	
	12 鞍手町公共用地利用対策会議	7	6	1	1					15	15		9						0	
	13 鞍手町都市計画審議会	2		2		2	2			8	8		8						0	
	14 鞍手町都市計画マスタープラン策定委員会	1	5	3	2	2				13	13		5						0	
	15 鞍手町工場等設置奨励審議会	4	2	2	2					10	10		8						0	
	16 鞍手町町地域公共交通会議	2	3	3	5				6	19	17	2	12						0	
税務住民課	17 鞍手町固定資産評価審査委員会					3				3	3		3	3	9	9	18,000	41,400	59,400	
	18 鞍手町国民健康保険運営協議会	3						3	3	9	9		9	2	16	16	32,000	73,600	105,600	
保険健康課	19 鞍手町健康づくり推進協議会	1	2	1	6		1	4		15	9	6	12	1	12	9	16,000	36,800	52,800	
	20 鞍手町乳幼児育成指導事業運営会議		3	2				8		13	5	8	7						0	
	21 鞍手町予防接種健康被害調査委員会		1		1			4		6	6		5						0	
	22 鞍手町高齢者保健福祉計画推進委員会	1			9			3		13	11	2	13						0	
	23 鞍手町地域ケア会議		5		3			2		10	6	3	5						0	
福祉人権課	24 鞍手町在宅介護支援センター運営協議会		3	1	2			4		10	10	0	6						0	
	25 鞍手町障害福祉計画策定委員会	1	2	2	3	1	1	7		15	9	6	11						0	
	26 民生委員推薦会	2	2	2	4	2		2		14	11	3	11	2	28	22	44,000	101,200	145,200	
	27 鞍手町次世代育成支援行動計画策定委員会	1			5		4	6		16	7	9	16	5	65	65	130,000	299,000	429,000	
	28 鞍手町立保育所民営化に係る移管法人選考委員会	2	2	2			1	6		13	8	5	10						0	
	29 鞍手町児童問題連絡会		5		4		8	3		20	12	8	0	12	240				0	
	30 鞍手町隣保館運営審議会	2				2	1		3	8	6	2	8						0	
	31 鞍手町男女共同参画審議会	1				1	2	1	5	10	4	6	10						0	

鞍手町各種審議会・委員会設置状況

所管課・局名	審議会・委員会等名	選 任 区 分										平成21年度実績										
		議会議員	町職員	行政機関の役員職員	公共団体の役員	学識経験者	公募	教育関係者	専門職その他	合計	うち男性	うち女性	報酬対象委員	開催回数	出席延人員	うち報酬対象延人員	費用弁償支払総額	報酬支払総額	合計			
農政環境課	32 鞍手町環境審議会	4	5	5	4								18	14	1	8				0		
	33 鞍手町ゴルフ場に関する環境問題協議会		3						19				22	22		19	3	28	28	38,000	87,400	125,400
	34 鞍手町農政推進会議				11								11	10	1	11	1	11	11	22,000	50,600	72,600
	35 西川沿岸大型かんがい排水施設運営協議会	2		2					19			23	23	23		23						0
	36 鞍手町谷山池パイプライン水利組合								18			18	18	18		12	3	28	28	56,000	128,800	184,800
建設課	37 水田農業経営確立対策集落推進委員会							18			18	18	18		18							0
	38 鞍手町営住宅審議会	2	2	2	3						9	9	9	8	1	6	2	11	8	16,000	36,800	52,800
上下水道課	39 鞍手町公共下水道事業評価監視委員会	4	4			4						12	11	1	8							0
	40 鞍手町水道水質改善検討委員会	3	1		4	2					10	10	10			0						0
教育課	41 鞍手町奨学生選考評議会	2				2					6	6	6	4	2	4	1	6	4	8,000	18,400	26,400
	42 鞍手町学校給食共同調理場運営審議会	1						18			19	19	19	16	3	9	2	35	11	22,000	50,600	72,600
	43 室小学校と西川小学校の統合についての検討委員会	2	3	4					2			15	14	1	10	10	5	62	41	82,000	188,600	270,600
	44 鞍手町立鞍手分校のあり方検討委員会	2		1	2	1			1			8	7	1								
	45 鞍手町学校給食民間委託導入検討委員会	2		10					5			17	17									
町立病院	46 鞍手町中央公民館運営審議会	1				7			1		10	7	3	7	3	7	2	17	15	30,000	69,000	99,000
	47 鞍手町文化財保存審議会							1	5		6	5	1	5	1	5	1	4				0
	48 鞍手町歴史民俗資料館運営協議会							1	5		6	5	1	5	1	5	1	4	4	8,000	18,400	26,400
	49 鞍手町青少年問題協議会	3	3		1	1			1			9	8	1	5	5	1	6	4	4,000	9,200	13,200
	50 鞍手町立病院事業運営協議会	2				7					7	16	13	3	16	16	2	28	28	56,000	128,800	184,800
合 計		76	97	66	122	36	9	58	44	128	636	517	93	419	60	669	334	692,000	1,591,600	2,283,600		
割合 (%)		11.9	15.3	10.4	19.2	5.7	1.4	9.1	6.9	20.1	100.0	81.3	14.6									

鞍手町附属機関等の設置及び委員選任の基準に関する要綱

平成 23 年 3 月 16 日
鞍手町告示第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、法令等に定めがあるもののほか、附属機関等を適正に設置し、及び運営するため、附属機関等の設置及び委員選任の基準に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「附属機関等」とは、法律又は条例により設置する附属機関及び調停、審査、諮問又は調査等を行う機関として要綱等により設置する審議会、協議会その他をいう。

(附属機関等の設置の基準)

第 3 条 附属機関等を設置する場合は、設置の目的、委員の数、委員の選出区分及び委員の任期を定めるものとする。

2 委員の数は、原則として 15 人以内とする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

(附属機関等の運営の基準)

第 4 条 附属機関等の運営は、効果的かつ効率的に行うため、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 会議は、必要とする最小限度において開催すること。
- (2) 会議の資料は、原則として会議の開催前に配布すること。

(附属機関等の廃止等)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する附属機関等は、廃止し、又は統合するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により設置の必要性が著しく低下したもの
- (3) 他の行政手段により目的を達成することが可能なもの
- (4) 他の附属機関等と設置目的、所掌事務及び委員の構成が類似し、又は重複しているもの
- (5) 行政の総合性及び効率性の確保のため、他の附属機関等との統合が望ましいもの

(附属機関等の設置等の調整)

第 6 条 附属機関等を主管する課長は、当該附属機関等を設置し、廃止し、又は他の附属機関等と統合しようとする場合には、あらかじめ総務課長に協議しなければならない。

(委員の選出の基準等)

第 7 条 委員を選出する場合は、幅広い意見及び専門的視点からの意見の反映並びに公正の確保を図るため、原則として次に掲げる団体等から選出するものとする。

- (1) 行政機関 国・県機関、他の地方公共団体、教育委員会、農業委員会及びこれに類する機関
 - (2) 公共的団体 福祉団体、教育団体等公共的な活動を行う団体
 - (3) 学識経験者 専門領域の学問で評価を受け、豊富な経験と高い見識を持つと社会的に認められる者（大学教授等の研究者又は評論家その他関連した分野に精通した者）
 - (4) 専門職 弁護士又は医師等専門性を必要とする職に従事する者で、国家資格を有するもの
- 2 委員の選出は、原則として次に掲げる基準によるものとする。ただし、法令に定めがあるもの又は特別の事情があるものにあつては、この限りでない。

- (1) 広く各界階層の中から適任者を選出すること。
- (2) 団体から委員を選出する場合は、当該団体内の適任者の推薦を得る等当該団体の長のみの選出とならないようにすること。
- (3) 女性の登用については、委員全体の 4 割を目標とすること。
- (4) 委員には、町議会議員、常勤の特別職の職にある者、町職員及び町職員を退職した者を選出しないものとする。
- (5) 委員の任期は、在任期間が 2 期を超えないものとする。

(委員の重複選任の制限)

第 8 条 同一人を複数の附属機関等の委員に選任する場合は、原則として 3 機関までとする。ただし、法令に定めがあるもの及び特別な事情があるものにあつては、この限りでない。

(公募による委員の選出)

第9条 町民の町政への積極的な参加を推進するとともに、幅広い町民の意見を反映させるため、附属機関等の委員は、その一部を公募により選出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 弁護士又は医師等、専門的知識、技術又は経験等を有する者を充てる必要があるとき。
 - (2) 利害関係者の処分に関する事項を扱うとき。
 - (3) 附属機関等の設置目的、審議事項等に照らして、公募による選出が適当でない認められるとき。
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後にその任期が満了することとなる審議会等委員の選任から適用し、任期の途中にある審議会等委員については、次の改選から適用する。ただし、議会議員の選出については、議会議員の任期満了日以後から適用する。
- 3 この告示の施行の際現に設置されている附属機関等については、この告示の趣旨を尊重して必要な措置を講じなければならない。

鞍手町各種審議会・委員会設置状況

平成24年3月31日現在

所管課・局名	審議会・委員会等名	附属機関等の設置 根拠法令・条番号 等	旧 委員 定数	現 委員 定数	委員 増減 数	内、 女性 数	内、 公募 委員	附属機関設置 条例		条 例・ 規 則・ 要 綱 の 改 正	改 正 時 期	処 理 内 容
								別表 への 搭 載	条 例 の 改 正			
総務課	1 鞍手町行財政改革推進委員会	鞍手町行財政改革推進委員会設置条例第3条 鞍手町行財政改革推進委員会設置条例施行規則第2条	15	15	0	3	2					
	2 鞍手町特別職報酬等審議会	鞍手町特別職報酬等審議会条例第3条	6	6	0							
	3 鞍手町防犯灯設置協議会	鞍手町防犯灯設置協議会要綱第3条	18	15	-3			○				
	4 鞍手町災害時要援護者対策会議	鞍手町災害時要援護者対策会議規則第3条	16	13	-3			○				
	5 鞍手町防災会議	災害対策基本法第16条 鞍手町防災会議条例第3条	27	25	-2							
	6 鞍手町情報公開・個人情報保護審査会	鞍手町情報公開条例第16条 鞍手町情報公開・個人情報保護審査会規則第2条	5	5	0							
	7 鞍手町水防協議会	水防法第26条 鞍手町水防協議会条例第3条	15	13	-2							
	8 鞍手町表彰委員会	鞍手町表彰条例第7条	5	5	0							
	9 人権・同和問題啓発推進委員会	人権・同和問題啓発推進委員会要綱第3条	10	9	-1							
企画財政課	10 鞍手町総合計画審議会	鞍手町総合計画審議会条例第3条	20	20	0							
	11 鞍手町行政評価外部評価委員会	鞍手町行政評価外部評価委員会設置要綱第3条	6	0	6			○				
	12 鞍手町公共用地利用対策会議	鞍手町公共用地利用対策会議要綱第3条	15	15	0			○				
	13 鞍手町都市計画審議会	鞍手町都市計画審議会条例第2条	8	8	0		2					
	14 鞍手町都市計画マスタープラン策定委員会	鞍手町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱	13	13	0							
	15 鞍手町工場等設置奨励審議会	鞍手町工場等設置奨励に関する条例第7条 鞍手町工場等設置奨励に関する条例施行規則第6条	10	7	-3	0				有	平成23年4月	条例上で定義付けしていた指定の対象となる業種を規則に委任するため等
	16 鞍手町町地域公共交通会議	鞍手町町地域公共交通会議設置要綱第3条	19	14	-5	1		○				
	17 鞍手町地域公共交通活性化協議会	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会	14	14	0	1						

所管課・局名	審議会・委員会等名	附属機関等の設置 根拠法令・条番号 等	旧 委員 定数	現 委員 定数	委員 増減 数	内、 女性 数	内、 公募 委員	附属機関設置 条例		条 例・ 規 則・ 要 綱の 改 正	改正時期	処理内容
								別表 への 搭載	条 例の 改 正			
税務住民課	18 鞍手町固定資産評価 審査委員会	地方税法第423条 鞍手町固定資産評価審 査委員会条例第2条	3	3	0	0						
	19 鞍手町国民健康保険 運営協議会	鞍手町国民健康保険条 例第2条 鞍手町国民健康保険運 営協議会規則	9	9	0	1						
保険健康課	20 鞍手町健康づくり推 進協議会	鞍手町健康づくり推 進協議会設置要綱第5条	15	11	-4	5		○		有	要綱改正	委員の委嘱の基 準を定めるため
	21 鞍手町乳幼児育成指 導事業運営会議	—	13	0	-13			○	削除	廃止	平成24年3月議会 にて廃止	No.20に内容を集 約のため
	22 鞍手町予防接種健康 被害調査委員会	鞍手町予防接種健康被 害調査委員会条例第3 条	6	6	0							
	23 地方独立行政法人く らて病院評価委員会	地方独立行政法人くら て病院評価委員会条例 第3条	5	5	0							
	24 鞍手町高齢者保健福 祉計画推進委員会	鞍手町高齢者保健福祉 計画推進委員会第3条	13	12	-1	4						
福祉人権課	25 鞍手町地域ケア会議	鞍手町地域ケア会議設 置要綱第3条	10	8	-2	3		○				
	26 鞍手町在宅介護支援 センター運営協議会	鞍手町在宅介護支援セ ンター運営協議会設置 運営要綱第3条	10	10	0			○				
	27 鞍手町障害福祉計画 策定委員会	鞍手町障害福祉計画策 定委員会設置要綱第3 条	15	15	0	6		○		有	平成24年3月	選出区分変更及 び定数変更(議員 削除)
	28 民生委員推薦会	民生委員法第8条	14	11	-3	1						
	29 鞍手町次世代育成支 援行動計画策定委員 会	鞍手町次世代育成支援 行動計画策定委員会設 置要綱第3条	16	13	-3	7		○				
	30 鞍手町立保育所民営 化に係る移管法人選 考委員会	鞍手町立保育所民営化 に係る移管法人選考委 員会設置規則第3条	13	0	-13			○	削除	廃止	平成24年3月議会	
	31 鞍手町児童問題連絡 会	鞍手町児童問題連絡会 設置要綱第2条	20	26	6	15				有	平成23年6月	選出区分の見直 し
	32 鞍手町隣保館運営審 議会	鞍手町隣保館設置及び 管理条例第6条 鞍手町隣保館設置及び 管理条例施行規則第3条	8	6	-2	2	1			有	平成23年12月	委員定数及び選 出区分の見直し
	33 鞍手町男女共同参画 審議会	鞍手町男女共同参画審 議会設置要綱第3条	10	10	0	6	2	○				
	34 鞍手町環境審議会	鞍手町公害防止条例第 13条 鞍手町公害防止条例施 行規則第6条	18	11	-7	0						
35 鞍手町ゴルフ場に関 する環境問題協議会	鞍手町ゴルフ場に関す る環境問題協議会要綱 第3条	22	13	-9	0		○					

所管課・局名	審議会・委員会等名	附属機関等の設置 根拠法令・条番号 等	旧 委員 定数	現 委員 定数	委員 増減 数	内、 女性 数	内、 公募 委員	附属機関設置 条例		条 例・ 規 則・ 要 綱 の 改 正	改正時期	処理内容	
								別表 への 搭載	条 例 の 改 正				
農政環境課	36 鞍手町農政推進会議	鞍手町農政推進会議設置条例第3条	16	16	0	0				有	平成23年9月議会	条文中の名称変更	
	37 西川沿岸大型かんがい排水施設運営協議会	西川沿岸大型かんがい排水施設運営協議会規則第4条	23	21	-2	0		○					
	38 鞍手町谷山池パイプライン水利組合	—	18	18	0	0		○		有	平成26年4月	委員定数及び選出区分の見直し	
	39 水田農業経営確立対策集落推進委員会	—	18	17	-1	0		○					
建設課	40 鞍手町営住宅審議会	鞍手町営住宅審議会条例第3条	9	5	-4	0				有	平成23年6月議会	委員定数及び選出区分の見直し	
上下水道課	41 鞍手町公共下水道事業評価監視委員会	鞍手町公共下水道事業評価監視委員会規則第3条	12	12	0			○					
	42 鞍手町水道水質改善検討委員会	鞍手町水道水質改善検討委員会規則第3条	10	0	-10			○	削除	有	平成24年3月議会	委員会としての目的を達成したため廃止	
教育課	43 鞍手町奨学生選考評議会	鞍手町奨学金貸付基金条例第5条 鞍手町奨学生選考評議会規則	6	5	-1	1				有	平成24年3月議会	委員定数及び選出区分の見直し	
	44 鞍手町学校給食共同調理場運営審議会	鞍手町学校給食共同調理場設置条例第4条・第5条 鞍手町学校給食共同調理場運営審議会規則	19	18	-1	0				無			
	43 室木小学校と西川小学校の統合についての検討委員会	室木小学校と西川小学校の統合についての検討委員会要綱第3条	15	0	-15					廃止	平成22年3月議会にて廃止	廃止	
	46 鞍手町立豊翔館のあり方検討委員会	鞍手町立鞍手分校のあり方検討委員会要綱第3条	8	8	0			○					
	47 鞍手町学校給食民間委託導入検討委員会	鞍手町学校給食民間委託導入検討委員会要綱第3条	17	17	0			○					
	48 小中学校統合整備計画策定委員会	鞍手町小中学校統合整備計画策定委員会設置要綱第3条	0	15	15	3			○		有	平成23年6月	新規制定
	49 鞍手町中央公民館運営審議会	社会教育法第29条 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例第5条	10	10	0	4				有	平成24年3月議会	委員の委嘱の基準を定めるため	
	50 鞍手町文化財保存審議会	鞍手町文化財保存協議委員の設置に関する規則第3条	6	6	0			○					
	51 鞍手町歴史民俗博物館運営協議会	鞍手町歴史民俗博物館管理運営に関する条例第6条 鞍手町歴史民俗博物館運営協議会規則第3条	6	6	0					有	平成23年12月議会	名称の変更及び委員の任命基準を定めるため	
	52 鞍手町青少年問題協議会	鞍手町青少年問題協議会設置条例第3条	9	6	-3	1				有	平成23年6月議会	委員定数及び選出区分の見直し	
町立	53 鞍手町立病院事業運営協議会	鞍手町立病院事業運営協議会条例第3条	16	16	0								

所管課・局名	審議会・委員会等名		附属機関等の設置 根拠法令・条番号 等	旧委員定数	現委員定数	委員増減数	内、女性数	内、公募委員	附属機関設置 条例		条例・規則・要綱等の改正	改正時期	処理内容
									別表への搭載	条例の改正			
病院	54	鞍手町立病院経営形態検討委員会	—	7	0	-7			○	削除	廃止	平成24年3月議会	委員会としての専門的見地からの検討終了のため
合 計				667	562	-105	64	7					

※女性比率については、全委員数（64/562）の11%を占めています。

※公募委員については、全委員数（7/562）の1.2%を占めています。

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	13	主管課	総務課	その他担当課	全庁										
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）										
中間目標	自治体としての生産性、信頼性の向上				新規採用人件費削減（不補充10名分）136,500千円										
直接的な目標	定員管理の適正化と柔軟な組織編成				（現在までの累積効果額） 32,450千円										
具体的改革項目	適正な定員配置				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）										
実施概要	<p>第4次行財政改革集中改革プランの中で策定した定員適正化計画では、普通会計における平成17年度から平成21年度までの定年退職による減員は不補充とし、18人（11.5%）の削減を行う予定であったが、対象期間の定年退職者以外の依願退職者についても不補充としたことから31人（19.9%）の職員の削減が実現できた。また、平成21年4月1日現在の類似団体68団体の中で人口1万人あたりの普通会計職員数は73.79人で22番目となっている。</p> <p>第5次行財政改革では、先進自治体の組織機構を参考にしながら、さらに、定員適正化に努め職員数を削減し人件費の抑制を図る。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①平成22年度から平成27年度までの定年退職者30人のうち3分の1に相当する10名分（33%）については不補充とする。</p> <p>②その結果、普通会計職員を平成22年4月1日現在126人から10人（7.9%）削減し、平成28年4月1日現在116人とする。</p>														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	24%	32,450千円	32,450千円	—	—
	<p>組織編制プロジェクトチームにおいて7月～3月までに計19回検討会議を実施し、定員適正化計画値達成に向けた組織編制検討を終了しました。</p> <p>平成22年度退職者9人（内早期退職者2人）の内5人を不補充、平成23年度退職者7人（内早期退職者5人）の内3人を不補充としたため、平成24年4月1日現在の普通会計職員数は、計画値119人に対し実績値118人となりました。その結果、年度別目標効果額17,500,000円を14,950,000円上回る32,450,000円の削減効果を達成しました。</p>														
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			

第5次定員適正化計画（平成22年度～平成28年度）

	職員数(人)												対前年度増減数(人)							
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28						
	内訳	増員	減員	増員	減員	増員	減員	増員	減員	増員	減員	増員	減員	増員	減員					
議 会	3	2	2	2	2	2	2		-1				1							
総 務	34	30	29	29	29	29	29	1	-4	-1	1	1	-1							
税 務	9	10	10	10	10	10	10	2	1											
労 働									-1											
農林水産	5	5	5	5	5	5	5													
商 工	1	1	1	1	1	1	1													
土 木	10	10	10	10	10	10	10		1	-2					1					
小計	62	58	57	57	57	57	57	4	-4	-1	1	1	-1	1	-1					
民 生	37	37	37	36	35	34	34		1		1	-1	1	-1	1					
衛 生	10	10	10	10	10	10	10		-1			-2			-1					
小計	47	47	47	46	45	44	44		1	-2	-1	-1	-1	-1	-1					
一般行政部門計	109	105	104	103	102	101	101	5	-4	-1	1	2	-1	2	-2					
教 育	17	16	15	15	15	15	15		-1	-1			1		2					
消 防													-1		-2					
普通会計計	126	121	119	118	117	116	116	5	-5	-2	1	2	-1	2	-4					
病院	149	152	152	152	152	152	152	8	3	2		2	5	6						
水道	9	9	9	9	9	9	9	-5		-2	3	-2	-5		-6					
下水道	3	3	3	3	3	3	3					1								
交通																				
その他	27	27	27	27	27	27	27	1		1			1		1					
公営企業等 会計部門計	188	191	191	191	191	191	191	9	3	3	3	-3	6	7	-7					
総合計	314	312	310	309	308	307	307	14	-2	-5	4	5	8	11	-11					

普通会計

公営企業等会計部門

PDCAシート 連番13 資料

部門	部	教育											警察	消防	普通会 計	病院	水道	下水道	交通	その他				公営 企業 等会 計計	総合 計								
		社会教育			保健体育		義務教育			その他の学校教育										病院	水道	下水道	交通			その他	公営 企業 等会 計計						
		社会 教育 一般	文化 財保 護	公民 館	保健 体育 一般	絵筆 スタ ンプ	保健 体育 施設	小計	学校 以外 の教 育計	小 学 校	中 学 校	支 援 学 校 小 ・ 中 学 校																小計	高等 学校	短期 大学	大学	特別 支援 学校	幼稚園
都道府県及び市区町村名	1 群馬県	4	3	1	2	6	1	5		6	16	2	2				2	18					85			6	6	3	3	9	21	106	
	2 福岡県	4	9	1		10				14								14					93			4	3	5	4	10	22	115	
	3 山梨県	4	2		2	4	2	2	1	5	13	1	1				1	14					89			5	3	3	1	7	12	101	
	4 福岡県	5	4	2	2	1	9	1	6	7	21							21					107			8	2	3	1	6	14	121	
	5 福岡県	3	4	2	1	7				10	6	4	10					20					86	2		5	3	4	7	14	100		
	6 福岡県	5	3	1	1	5				10	11		11					21					114			2	3	7	3	10	15	129	
	7 沖縄県	7	2	2		4	2	5		7	18	1	2	4				24					105			5	2	3	1	4	11	116	
	8 埼玉県	8	1	1	3	6	2			2	16	1	2	12				30					103			4	3	3	6	2	11	18	121
	9 沖縄県	8	1	1	2	5	1	5		6	19	2	3	6				28					101			5	2	5	2	7	14	115	
	10 神奈川県	5	2		1	3				8	7	4	11	13				32					103			4	3	2	6	1	9	16	119
	11 長崎県	4	3	1		4	8			8	16	1	2					18					98			10	6	3	4	1	8	24	122
	12 香川県	5	4		1	5				10	1	1	6					17					116			3	4	2	2	1	5	12	128
	13 徳島県	5	2	1	5	8	5			5	18	2	3	12				33					103			6	5	3	3	9	20	123	
	14 埼玉県	9	3	2	1	3	9	2	7	9	27	2	3	4				34					130			8	4	5	6	11	23	153	
	15 岐阜県	5	2		4	6	1	4	1	6	17	3	4	5				26					124			4	3	2		2	9	133	
	16 青森県	6	3	1	2	8	2	1		3	17	4	6					23					104			5		5	6	2	13	18	122
	17 和歌山県	3	8			8					11							11					106			7	3	5	4	9	19	125	
	18 山口県	5	5		2	7	1	7		8	20	1	2					22					115			5	4	4	1	9	14	129	
	19 佐賀県	5	3	1	3	7	2	8		10	22	2	3					25					133			4	3	4	2	9	13	146	
	20 千葉県	5	5	2		7				2	14	3	4					27					138			1		5	8	9	22	23	161
	21 山形県	6	4		1	5	2	5	1	8	19	4	2	6				25					114			4		4	4	1	9	13	127
	22 福岡県	7	5	2		7	4	4	4	18								18					132	147	10	4	5	22	1	28	189	321	
22年度	確定値	7	5	2		7	3	3	3	17		0	0	0	0	0	0	17				126	149	9	3	5	21	1	27	188	314		
	増減	0	0	0	0	0	▲1	0	▲1	▲1	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	▲6	2	▲1	▲1	0	0	0	▲1	▲1	▲1	▲7	
23年度	計画値	6	5	2		7	3	3	3	16		0	0	0	0	0	0	16				121	152	9	3	5	21	1	27	191	312		
	増減	▲1	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	▲5	3	0	0	0	0	0	0	0	3	▲2	
24年度	計画値	6	5	2		7	2	2	2	15		0	0	0	0	0	0	15				119	152	9	3	5	21	1	27	191	310		
	増減	0	0	0	0	0	▲1	0	▲1	▲1	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	▲2	0	0	0	0	0	0	0	0	▲2		
25年度	計画値	6	5	2		7	2	2	2	15		0	0	0	0	0	0	15				118	152	9	3	5	21	1	27	191	309		
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	
26年度	計画値	6	5	2		7	2	2	2	15		0	0	0	0	0	0	15				117	152	9	3	5	21	1	27	191	308		
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	
27年度	計画値	6	5	2		7	2	2	2	15		0	0	0	0	0	0	15				116	152	9	3	5	21	1	27	191	307		
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	
28年度	計画値	6	5	2		7	2	2	2	15		0	0	0	0	0	0	15				116	152	9	3	5	21	1	27	191	307		
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	116	152	9	3	5	21	1	27	191	307		

類似団体の職員数(保育士を除く。)の状況

都道府県 市区町村名	部門	住基人口 (H21.4.1)	一 般 行 政		教 育	警 察	消 防	普 通 会 計 計	公 営 企 業 等 会 計	合 計	人口万人 当たり 職員数 (普通会 計)
			一般 管理	福祉 関係 (保育士除く)							
11位 103454 群馬県 吉岡町		19,090	54	13	67	18	0	85	21	106	44.53
2位 405035 福岡県 大刀洗町		15,570	47	14	61	20	0	81	14	100	52.02
3位 404632 福岡県 志摩町		17,782	66	13	79	14	0	93	22	115	52.30
4位 193844 山梨県 昭和町		16,580	52	23	75	14	0	89	12	101	53.68
5位 473286 沖縄県 中城村		16,889	50	17	67	24	0	91	11	116	53.88
6位 214213 岐阜県 北方町		18,057	41	31	72	26	0	98	9	133	54.27
7位 405442 福岡県 玄川町		19,822	67	20	87	21	0	108	15	129	54.48
8位 403849 福岡県 遠賀町		19,560	66	20	86	21	0	107	14	121	54.70
9位 304042 和歌山県 上富田町		15,305	52	21	73	11	0	84	19	125	54.88
10位 373869 香川県 宇多津町		17,286	47	34	81	17	0	98	12	128	56.69
11位 473481 沖縄県 与那原町		15,739	46	17	63	28	0	91	14	115	57.82
12位 404021 福岡県 鞍手町		17,888	65	29	94	18	0	112	189	321	62.61
13位 113417 埼玉県 滑川町		16,341	56	17	73	30	0	103	18	121	63.03
14位 423220 長崎県 川棚町		15,070	56	21	77	18	0	95	24	122	63.04
15位 124036 千葉県 九十九里町		18,783	66	26	92	27	0	119	23	161	63.36
16位 143669 神奈川県 開成町		15,934	53	18	71	32	0	103	16	119	64.64
17位 364011 徳島県 松茂町		15,073	41	24	65	33	0	98	20	123	65.02
18位 353434 山口県 田布施町		16,535	64	22	86	22	0	108	14	129	65.32
19位 413411 佐賀県 基山町		18,110	67	27	94	25	0	119	13	146	65.71
20位 113425 埼玉県 嵐山町		18,951	70	26	96	34	0	130	23	153	68.60
21位 024015 青森県 野辺地町		15,055	65	16	81	23	0	104	18	122	69.08
22位 063011 山形県 山辺町		15,482	67	15	82	25	0	107	13	127	69.11
12位 404021 福岡県 鞍手町		17,888	65	29	94	18	0	112	189	301	62.61
4位 404021 福岡県 鞍手町		17,888	58	23	81	15	0	96	189	285	53.67

計画完了後(保育士除く)

21年度(保育士除く)

21年度(保育士除く)

計画完了後(保育士除く)

※計画完了後の人口1万人当たりの職員数は、平成21年4月1日現在の人口で算出しているため、順位は変動する可能性があります。
 ※平成21年4月1日現在の保育士数は20人で、計画期間中の定年退職者はありません。

退職者不補充及び早期退職による効果額集計表

退職者不補充による効果

項目	退職者数	採用者数	退職者不補充者数	不補充による効果額
平成23年4月	9人	4人	5人	17,500,000
平成24年4月	7人	4人	3人	10,500,000
平成25年4月	—	—	—	—
平成26年4月	—	—	—	—
平成27年4月	—	—	—	—
計	16人	8人	8人	28,000,000円

年度別効果額

平成23年度実績	平成24年度予定	平成25年度予定	平成26年度予定	平成27年度予定	合計
17,500,000	17,500,000	17,500,000	17,500,000	17,500,000	87,500,000
—	10,500,000	10,500,000	10,500,000	10,500,000	42,000,000
—	—	—	—	—	0
—	—	—	—	—	0
—	—	—	—	—	0
17,500,000円	28,000,000円	28,000,000円	28,000,000円	28,000,000円	129,500,000円

早期退職者による効果

項目	早期退職者数	早期退職による効果額
平成23年3月末早期退職者	2人	14,950,000
平成24年3月末早期退職者	5人	41,115,000
平成25年3月末早期退職者	—	—
平成26年3月末早期退職者	—	—
平成27年3月末早期退職者	—	—
計	7人	56,065,000円

年度別効果額

平成23年度実績	平成24年度予定	平成25年度予定	平成26年度予定	平成27年度予定	合計
14,950,000	14,950,000	14,950,000	14,950,000	14,950,000	74,750,000
—	41,115,000	32,878,000	32,878,000	32,878,000	139,749,000
—	—	—	—	—	0
—	—	—	—	—	0
—	—	—	—	—	0
14,950,000円	56,065,000円	47,828,000円	47,828,000円	47,828,000円	214,499,000円

効果額合計

32,450,000円	84,065,000円	75,828,000円	75,828,000円	75,828,000円	343,999,000円
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------------

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	14	主管課	総務課	その他担当課	全庁										
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）										
中間目標	自治体としての生産性、信頼性の向上				人口1万人あたり職員数を類似団体中10位以内										
直接的な目標	定員管理の適正化と柔軟な組織編成				（現在までの累積効果額） 0千円										
具体的改革項目	組織の再編と体制づくり				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）										
					条例等整備と移転完了										
実施概要	<p>本町と人口規模や産業構造を同じくする類似団体は、平成21年4月1日現在で68団体存在する。その類似団体の中で人口1万人あたりの職員数は、本町は73.79となっている。また、職員数をもっとも少ない団体は、群馬県吉岡町となっており、その職員数は44.53人となっている。</p> <p>吉岡町と本町では、様々な点で相違点があるものの、吉岡町は、本町の近隣自治体にはない組織機構を編制し効率的な事務体制に取り組んでいることから、調査・研究し、効率的な組織を構築する。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①平成22年度中に各業務の実務担当者による組織編制PTを立ち上げる。 ②平成23年度中に新組織機構案を策定する。（電算システム移行後（23年10月）の稼働状況を確認しながら） ③平成24年12月議会に関係改正条例案を提出 ④平成25年度当初予算から新体制で予算編成し、平成25年3月議会に諮る。 ⑤平成25年3月30日、3月31日で移転作業し、平成25年4月1日から新体制で稼働</p>														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H25年03月	検討中	40%	—	—	—	—
	組織編制プロジェクトチームにおいて7月～3月までに計19回検討会議を実施しました。類似団体である吉岡町の組織と比較・検討し、平成25年4月1日時点での新組織案の作成を終了しました。														
平成24年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H25年03月		0%	—			
平成25年度						●	●	H25年04月	H28年03月		0%	—			
平成26年度						●	●	H25年04月	H28年03月		0%	—			
平成27年度						●	●	H25年04月	H28年03月		0%	—			

類似団体の職種別職員数

都道府県 市区町村名		職 種	司書(補)・学芸員(補)	医師・歯科医師	看護師	保健師・助産師	その他の医療技術者	獣医師	栄養士	農業等普及指導員	農林水産技師	動物飼育員	建築技師	土木技師	保育所保育士	施設保育士・寄宿舎指導員等	食品・環境衛生監視員	その他の一般技術関係職	生活・作業等指導員	生保担当ケースワーカー	五法担当ケースワーカー	査察指導員	各種社会福祉司	水運等検針員・徴収員	その他の一般事務関係職	ホームヘルパー	運転手・車掌等	守衛・庁務員等	電気・ボイラー等技術員	調理員	清掃職員	船員	電話交換手	道路補修員	その他の技能労務関係職	社会教育主事	その他の教育公務員	警察官	交通巡視員	消防吏員	臨時職員	合 計							
1	群馬県	吉岡町				3																		64																			67						
2	福岡県	志摩町				3								1											75																				79				
3	山梨県	昭和町				5								2											66										1										75				
4	福岡県	遠賀町				4								8											74																				86				
5	福岡県	大刀洗町				3										5									58																				66				
6	福岡県	広川町				2										6									78																				93				
7	沖縄県	中城村				3								11		14								50																					81				
8	埼玉県	滑川町				1								5										60																					73				
9	沖縄県	与那原町				2								1		10								54																					73				
10	神奈川県	開成町				4								1		6								60																						71			
11	長崎県	川棚町				5								1		3								60																						80			
12	香川県	宇多津町				4										18								58																						99			
13	徳島県	松茂町				2										5								55																						70			
14	埼玉県	嵐山町				3																		79																							96		
15	岐阜県	北方町				5										26								56																							98		
16	青森県	野辺地町				3																		72																							81		
17	和歌山県	上富田町				7										22								64																							95		
18	山口県	田布施町				4								1		7								76																							93		
19	佐賀県	基山町				2										14								84																								108	
20	千葉県	九十九里町				2										19								78																								111	
21	山形県	山辺町				4										7								72																								89	
22	福岡県	鞍手町				5								2		3								81																									114

(単位：人)

類似団体の職員定数条例の制定状況

	鞍手町	群馬県 吉岡町	徳島県 松茂町	埼玉県 滑川町	長崎県 川棚町	神奈川県 開成町
議会事務局	3	2	2	2	3	2
町長事務局	142	81	83	92	90	89
選挙管理委員会	1 (1)	4 (4)	1	5 (5)	1	/
監査委員	2 (1)	2 (2)	1	3 (3)	2 (2)	/
公平委員会	/	2 (2)	/	2 (2)	/	/
農業委員会	3 (3)	3 (3)	1	3 (2)	2 (1)	2
教育委員会（事務局）	13	12		11		
学校	/	/	35	17	20	33
学校以外	13	11		5		
水道事業	15 (1)	6	7	5	12	
合計	192 (6)	123 (11)	130	145 (12)	130 (3)	126

平成22年8月5日調査

※（ ）は、他部局の兼務職員数

○吉岡町課設置条例

昭和63年9月28日
条例第10号

(課の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌

させるため、次の課を置く。

- (1) 総務政策課
- (2) 財務課
- (3) 町民生活課
- (4) 健康福祉課
- (5) 産業建設課
- (6) 上下水道課

(課の事務分掌)

第2条 各課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

総務政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務一般に関する事項 2 秘書業務に関する事項 3 職員に関する事項 4 議会及び行政一般に関する事項 5 町の総合計画及び総合調整に関する事項 6 町政運営の企画に関する事項 7 行政改革に関する事項 8 文書法規に関する事項 9 情報政策に関する事項 10 統計に関する事項 11 他の課に属さない事項
財務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 予算及び財政に関する事項 2 財産の管理に関する事項 3 町税の賦課及び徴収に関する事項
町民生活課	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域コミュニティーに関する事項 2 町民参加に関する事項 3 戸籍及び住民基本台帳に関する事項 4 環境衛生に関する事項 5 交通安全に関する事項 6 生活安全・防災に関する事項
健康福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険に関する事項 2 国民年金に関する事項 3 高齢者医療に関する事項 4 福祉医療に関する事項 5 社会福祉に関する事項 6 児童福祉に関する事項 7 児童保育に関する事項 8 保健衛生に関する事項 9 健康増進に関する事項 10 高齢者保健福祉に関する事項 11 介護保険に関する事項

産業建設課	1 農業振興に関する事項 2 産業政策に関する事項 3 観光に関する事項 4 道路及び河川の整備に関する事項 5 道路及び河川の維持管理に関する事項 6 都市計画に関する事項 7 建築・開発指導に関する事項 8 用地管理に関する事項
上下水道課	1 上水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の整備に関する事項 2 上水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の維持管理に関する事項 3 上水道、下水道及び農業集落排水使用料の賦課・徴収に関する事項 4 家庭用雑排水及び合併浄化槽に関する事項

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第2号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第3号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第1号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第3号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第4号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第8号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第26号)抄

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第4号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	15	主管課	総務課	その他担当課	全庁										
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）										
中間目標	自治体としての生産性、信頼性の向上				計画期間中に最低1名を派遣										
直接的な目標	人材育成の推進				(現在までの累積効果額) 0千円										
具体的改革項目	研修体制の強化				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）										
実施概要	<p>第4次行財政改革集中改革プランの中で鞍手町人材育成基本方針及び人材育成基本計画を策定している。その人材育成基本計画の中に「職員を育てる研修制度」として7つの項目を掲げているが、「15 中央研修所での研修」及び「16 人事交流・派遣研修」については、平成20年度、平成21年度は「なし」となっている。</p> <p>いずれの研修も研修に参加する職員が中・長期間不在となることから、なかなか受講機会が与えられなかった。今後もさらに職員数が削減される中で、如何に受講機会を与えていくかが大きな課題となってくるが、人材を育成していくには中長期的な期間派遣し研修を受けさせることが一番有効である。</p> <p>特に福岡県市町村支援課が実施している実務研修生制度は、市町村支援課内の業務に1年間従事することにより、さまざまなノウハウを身に着けることができ、また、県職員との人脈をつくることのできる有意義な研修制度であり、第5次行財政改革期間中に最低1名を県市町村支援課の実務研修生へ派遣することとする。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低1名を県市町村支援課の実務研修生として派遣 														
	<p>■ 評価点検⇒見直し</p>														
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	100%	—	—	—	—
	具体的取組内容	平成23年4月1日～平成24年3月31日の1年間に県市町村支援課の実務研修生として1名を派遣しました。													
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														

福岡県市町村職員実務研修取扱い要綱

(目的)

第1 この要綱は、市町村職員の資質の向上を図り、市町村行政の能率的運営に資するため、市町村職員の実務研修に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(研修の方法)

第2 実務研修（以下「研修」という。）は、市町村の職員（以下「研修生」という。）について、県の知事部局において実務に従事することを通じて行うものとする。

(研修の期間)

第3 研修の期間は、原則として1年以内とする。

(研修の申請)

第4 職員の研修を申請しようとする市町村長は、次に掲げる基準に該当する者を選び、職員研修申請書（様式第1号）に履歴書及び健康診断書を添えて知事に提出するものとする。

- 1 勤務成績が優秀であり、かつ、身体強健であって、将来市町村の中堅職員となるにふさわしい者であること。
- 2 市町村の職員として3年以上勤務している者であること。
- 3 年齢35歳未満の者であること。

(研修生の決定)

第5 知事は、前項に規定する申請があった者について、研修生として適当と認める場合は、これを受託し、研修生受託書（様式第2号）により市町村長に通知する。

(研修生の身分取扱い)

第6 研修生は、研修期間中県職員の身分をあわせ有するものとする。

- 2 研修生の身分取扱い等については、知事と市町村長があらかじめ協議して定めるものとする。

(研修状況の通知)

第7 知事は、研修生の研修状況について、研修状況報告書（様式第3号）により、毎月市町村長に通知する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事と市町村長がそのつど協議して決定する。

附 則

この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施																						
連番	16	主管課	総務課	その他担当課																		
最終目標	人が主役のまちづくり（ヒト、情報）				●指標（実施に関する目標達成の状態）																	
中間目標	自治体としての生産性、信頼性の向上				計画期間中4回の公開発表会の実施（年1回）																	
直接的な目標	人材育成の推進				（現在までの累積効果額） 0千円																	
具体的改革項目	政策（業務改善）研究及び職員提案プレゼンの実施				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）																	
					実施方法の決定完了																	
実施概要	<p>第4次で職員提案制度を導入した当時は多数の職員提案があった。平成17年度24件、平成18年度1件、平成19年度5件、平成20年度1件、そして平成21年度は0件となっている。</p> <p>職員提案により、一定の成果は得たものの定着したとは言えない現状であるため、現在の職員提案制度の課題や問題点を検証し、より充実した制度とするため見直しを行う。そして、優秀な職員提案（実行し効果が得られたもの）については、勤勉手当に反映させ、評価していくこととする。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①実施方法（審査基準や評価方法（勤勉手当等への反映））の検討</p> <p>②随時募集→募集期間限定への移行</p> <p>③新たな提案方法の確立（年1回の公開発表会の実施）</p> <p>④勤勉手当反映などの評価を実施</p>																					
■ 評価点検⇒見直し																						
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額												
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額									
平成23年度	▲	▲	▲	▲				H23年04月	H24年03月	検討完了	100%	—	—	—	—							
	<p>具体的取組内容</p> <p>第4次行財政改革による職員提案制度により、一定の成果は得たものの定着したとは言えず、現在の職員提案制度の課題や問題点を検証し、より充実した制度とするため見直しを行いました。優秀な職員提案（実行し効果が得られたもの）については人事評価において反映させ、評価していくこととし、勤勉手当・給与への反映方法を検討し、鞍手町職員提案制度に関する規程を改正し、人事評価の中で加算評価を行うこととしました。ただし、提案については、プレゼンテーションを行い、審査会における審査結果（得点）を加算評価とします。実際に採用されて効果を上げた提案は、町長表彰による昇給として、給与に反映することとしました。</p>																					
平成24年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容																					
平成25年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容																					
平成26年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容																					
平成27年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H24年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容																					

職員提案の状況

受理番	提案の種類	(特別提案のテーマ) 提案件名	採 否	実施（採用の場合）		
				所管課局	開始年月日	完了年月日
1	特別	職員の常識は住民の常識!?「やめよう、改めよう、こんなこと」 わかりやすい会話や文書で行政から住民に歩み寄ろう	採用	総務人権課	平成18年09月01日	平成19年05月21日
2	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、財源確保の工夫」 PCを活用したコストダウン（失敗を減らす操作方法の習得）	不採用			
3	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 365日年中無休の鞍手町役場（究極の住民サービスを目指して）	不採用			
4	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、財源確保の工夫」 就農促進と地産地消（郷土愛の育成と団塊世代又はニートの活用）	不採用			
5	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、財源確保の工夫」ほか 地域（小学校区単位）コミュニティーづくり 区の再編成または合併	不採用			
6	特別	職員の常識は住民の常識!?「やめよう、改めよう、こんなこと」 携帯電話の就業時間内使用について	採用	総務人権課	平成18年08月23日	平成19年04月30日
7	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、経費削減の工夫」 節約意識と備品の一括管理 職員の意識改革	採用	総務人権課		
8	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 料金支払いをもっと便利に! 回数券またはカード（キャッシュレス）	採用	社会教育課	平成20年04月01日	
9	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 他市町への窓口体験研修!	不採用			
10	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 危機管理・住民の安全管理体制 職員相互のネットワーク化	不採用			
11	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 渉外担当の新設	不採用			
12	一般	窓口課に配属されたことのない職員の窓口課への優先異動	不採用			
13	一般	報償と罰則	不採用			
14	一般	県主催の研修会への強制的参加	採用	総務人権課	平成18年08月14日	平成19年04月30日
15	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、経費削減の工夫」 流動的人事異動	不採用			
16	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、経費削減の工夫」 各種宣伝媒体の作成	採用	総務人権課	平成18年09月01日	平成19年07月01日
17	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、経費削減の工夫」 講師、講演料の消費税について	採用	企画財政課	平成18年12月04日	平成19年03月26日
18	一般	特別職候補者立候補提出書類に納税証明を添付	不採用			
19	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 残業手当及び時間外勤務命令簿の廃止（超過勤務手当て）	不採用			
20	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、財源確保の工夫」 庁舎裏職員駐車場経費の削減（いつまでも、タダと思うな。駐車場!）	不採用			
21	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 プロジェクトチームの常置【一人より二人、二人より多くの見識（人材育成）】	採用	総務人権課	平成18年10月01日	平成19年05月31日
22	特別	危機的財政からの脱却!!「支出抑制の工夫、財源確保の工夫」 事前予約による諸証明の時間外交付	不採用			
23	特別	係、担当者としての行財政改革!!「事務改善、事業の見直し」 全職員で住民からの提言等を共有し「意識改革」を!	採用	総務人権課		
24	特別	職員の常識は住民の常識!?「やめよう、改めよう、こんなこと」 職員のみだしなみ、態度の改善は住民サービスにつながる	採用	総務人権課	平成18年08月23日	平成19年04月30日
25	一般	職員研修会の分割化	採用	総務人権課		
26	一般	マイカー出張における旅費の改定	採用	総務人権課		
27	一般	給料袋の削減	不採用			
28	一般	広報事業充実のため名刺及びFAX用紙の共通化	採用	総務人権課		
29	一般	公共工事整備計画策定				
30	一般	ミーティング制度、面談制度の導入				
31	一般	オープンソースのオフィス・ソフトウェアへの移行				

鞍手町職員提案制度に関する規程

平成 18 年 2 月 23 日 鞍手町訓令第 1 号
 平成 19 年 3 月 30 日 訓令第 1 号
 平成 20 年 3 月 3 日 訓令第 2 号
 平成 24 年 3 月 29 日 訓令第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、鞍手町職員定数条例（昭和31年鞍手町条例第 5 号）第 1 条に定める職員（以下「職員」という。）から町行政の向上に寄与する意見や、事務事業、業務の効率化に関する意見（以下「提案」という。）を求め、これを積極的に採用し、実施することにより、職員の研究心、政策形成能力及び勤労意欲を高めるとともに、広範な政策の推進や行政能率の向上を図ることを目的とする。

(提案者)

第 2 条 提案を行う職員（以下「提案者」という。）は、単独又は共同で提案を行うことができる。

(提案の種類)

第 3 条 提案は、次の 2 種類とする。

- (1) 町長が特定の事項に関し、課題を定め募集する提案
- (2) 提案者が課題やテーマを定め応募する提案

(提案の時期)

第 4 条 提案は、随時行うことができる。

(提案の奨励)

第 5 条 所属長は、職員の提案活動を積極的に支援し、奨励に努めるものとする。

(提案の方法)

第 6 条 提案者は、様式第 1 号に定める職員提案書（以下「提案書」という。）に必要事項を具体的に記入し、参考資料等を添えて提出しなければならない。

(提案の受理)

第 7 条 前条の規定により提出された提案書は、総務課において受理し受理番号を付して、様式第 2 号に定める職員提案整理簿に登録しなければならない。

(職員提案審査委員会)

第 8 条 提案内容を審査するため、鞍手町職員提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、鞍手町行財政改革推進本部設置要綱（昭和60年鞍手町要綱第 3 号。以下「要綱」という。）第 6 条の規定により設置された調整会議委員をもって組織する。
- 3 審査委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、副町長をもって充てる。
- 4 審査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(公開発表会)

第 9 条 提案者は、調整会議での提案説明（以下「プレゼンテーション」という。）を行わなければならない。

(提案の審査)

第 10 条 審査委員会は、提案内容における問題意識、具体性、有効性、実行性等についてのプレゼンテーションの内容を慎重に審査しなければならない。

- 2 委員長は、必要に応じて提案者の意見を聴取し、又は提案者を審査委員会に出席させて説明を求めることができる。
- 3 提案の審査基準については、町長が別に定めるものとする。

(町長への報告)

第 11 条 委員長は、提案の審査を終了したときは、提案書の意見等欄に必要事項を記入し、町長に報告しなければならない。

(提案の採否の決定)

第 12 条 町長は、提案の採否について、次に掲げる事項のいずれかに決定し、その結果を、提案書の写しをもって提案者に原則として受理後 2 か月以内に通知するものとする。

- (1) 採用 提案内容の全部又は一部について、実施することが適当と認められる提案又は事務事業の運営向上に著しく示唆を与えることができると認められる提案
- (2) 保留 直ちに採用を決定することができず、更に調査研究を要する提案
- (3) 不採用 実施が不可能又は不適当な提案
(保留提案の取扱い)

第13条 審査委員会は、前条に規定する保留の決定を受けた提案で、更に調査研究することによって、採用の決定を受ける可能性があるものについては、提案者に助言等の支援をしなければならない。
(採用提案の実施等)

第14条 町長は、採用の決定をした提案については、内容に応じその全部又は一部を所管課局長に実施させるものとする。

2 前項の規定により提案事項を実施する所管課局長は、提案書の実施計画欄に必要事項を記入し町長の承認を得なければならない。

3 所管課局長は、提案事項を実施した場合は、提案書の実施結果欄に必要事項を記入し、町長及び審査委員会に報告しなければならない。

(提案事項に係る諸権利)

第15条 この提案に関する全ての権利は、提案を受理したときから町に帰属する。

(人事評価)

第16条 公開発表会を行った提案者に対しては、人事評価制度による加算評価をするものとする。

(町長表彰)

第17条 町長は、採用した提案事項で町行政に対し、多大な効果があると認めた提案者には表彰を授与することができる。

(補則)

第18条 この規程の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年2月23日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月3日訓令第2号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日訓令第2号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	17	主管課	総務課	その他担当課		最終目標	人が主役のまちづくり (ヒト、情報)				●指標 (実施に関する目標達成の状態)				
中間目標	自治体としての生産性、信頼性の向上				勤務実績の給与への反映										
直接的な目標	人事考課の導入				(現在までの累積効果額) 0千円										
具体的改革項目	人事評価制度の導入				▲指標 (検討または準備に関する目標達成の状態)										
試行及び例規等整備完了															
実施概要	<p>第4次行財政改革で策定した人材育成基本計画の中に「職員を育てる人事制度」の1つの取組として、「人材育成型の人事評価制度の導入」を掲げ、平成20年度から実施としていたが、取組には至っていないのが現状である。国においては、平成21年度より本格稼働しており、平成21年8月25日付総務事務次官通知により「地方公共団体においても人事評価システムの構築に早急に取り組むこと」という要請がなされたところである。</p> <p>当町においても、職員の能力や意欲を高めて組織の活性化を図るため、先進自治体を参考としながら、国と同様の勤務実績の給与への反映を念頭に置いた人事評価システムを導入する。</p> <p>※具体的実施方法</p> <p>①平成23年度に被評価者（非管理職）を中心としたPTを設置し、制度設計を行う</p> <p>②平成24年度から試行を行う（評価者研修、被評価者研修を含む）</p> <p>③平成25年度に最終調整を行う（問題点修正、例規整備、予算等）</p> <p>④平成26年度から本格導入する</p>														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間 (検討または準備：▲ 実施：●)							現在の状況	進捗率 (%)	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H26年03月	検討中	20%	—	—	—	—
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成23年7月25日～平成24年2月23日（計16回）プロジェクトチーム会議を実施しました。プロジェクトチームにおいて制度設計、調整会議、本部会議を経て制度設計を完了しました。</p> <p>平成24年度からの試行に向けた人事評価制度研修会を実施しました。（平成24年3月27日・29日）</p> <p>研修会は、全体研修（町立病院・老健の医療職、行政職（二）を除く全職員対象）と評価者研修（班長以上の管理職対象）の二部構成にて行いました。</p>														
平成24年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H26年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成25年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H26年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成26年度						●	●	H26年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成27年度						●	●	H26年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														

鞍手町 トータル人事管理システム

～トータル人事管理ツールとしての人事評価制度のあり方～

鞍手町人材育成基本方針

人事評価制度

職員の職務能力・意欲態度・成果成績を評価基準に基づき評価する基本評価と、職員のやる気やチャレンジ精神を評価する加算評価からなる、職員個々の絶対的評価

基本評価

一定の評価基準で、客観的、合理的に評価

- 職務能力評価
- 職務態度評価
- 成果成績評価（目標貢献度）

加算評価

職員のやる気やチャレンジ精神を評価

- 政策企画提案
- 自発的な研修参加

職員面談制度

管理職（第一次評価者）が職員と個別に面談して、人事評価と自己診断のすり合わせ、指導、評価結果のフィードバックを行い相互の認識を深める

- 評価時面談
- 評価結果面談

自己診断制度

半期ごとの振り返りセッションとして、職員自身が、一定の基準・指針に基づき自己の能力把握を客観的に行う

人事評価の仕組みにより
機能・充実する制度

評価調整会議

- 各課局間評価の調整（第二次評価機関）
- 不服申立受理及び協議を行う調停機関
- 組織目標の決定
- 給与反映成績区分の確認
- 昇任昇格対象者の確認

リンクする人事管理ツール

昇任昇格制度

評価結果を活用し、能力の実証が得られた者を昇任昇格の対象者とする

- 班長、課長級への昇任
- 成績優秀者の昇格短縮（行一 3 級→4 級等）

※降任希望制度（案）

行政環境の急激な変化や家庭的な事情、心身の不調など様々な理由によって業務に対する意欲が低下した役職者の意欲を再度高めるため、本人の希望に基づく役職からの降任を承認する

職員異動に関する自己申告制度

職員面談制度により職員の職務に対する意欲と適性を的確に把握し、自己申告制度により、実質的な異動希望を把握する

職員提案制度（政策企画提案）

現状の職員提案制度を見直し、政策企画提案として新たな仕組みを構築する

- 提案発表者の加算評価
- 効果が認められる提案の表彰による昇給

研修制度

■職場外研修（OffJT）

- ・福岡県市町村職員研修所・中央研修所
- ・自発的な参加者の加算評価

■職場内研修（OJT）

職員面談制度や組織目標の達成に向けた課内（班内）ミーティングを職場内研修として位置付ける

- ・職員面談制度
- ・組織目標の達成に向けたミーティング

人事評価制度実施の作業スケジュール

年度	月	人事評価PT	行革推進本部（課長職）	事務局（人事班）
23 年度	4月			
	5月			PT設置準備
	6月			
	7月	PTメンバー決定 第1回プロジェクト会議 プロジェクト内研修		プロジェクト会議準備 事務局業務
	8月	↓ 制度設計開始		
	9月			
	10月	■骨格（概略）設計	骨格設計の確認	
	11月			
	12月			24年度研修予算要求
	1月	↓		
	2月	制度設計完了 ■最終報告	制度全般の確認	研修コンサル選定準備
	3月	人事評価制度研修会(全体：午前)及び第1回評価者研修(管理職：午後) 2日間		

■24年度、25年度試行実施及び調整

年度	月	人事評価 試行実施	事務局（人事班）
24 年度	4月	行動観察記録開始	
	5月		
	6月		
	7月	従来の勤務評定による勤勉手当支給 第2回評価者研修	
	8月	人事評価制度試行実施説明会（小単位） 人事評価票及び自己診断票の配布	24年度前期評価試行準備
	9月	24年度前期評価自己診断票の作成	
	10月	24年度前期評価の試行実施及び前期評価面談	
	11月	↓	
	12月	従来の勤務評定による勤勉手当支給	25年度研修予算要求
	1月		24年度後期評価試行準備
	2月	第3回評価者研修 人事評価票及び自己診断票の配布	
	3月	24年度後期評価自己診断票の作成	

年度	月	人事評価 試行実施	事務局（人事班）
25 年 度	4月	24年度後期評価の試行実施及び後期評価面談	
	5月		
	6月		
	7月	24年度後期評価結果勤勉手当反映 第4回評価者研修	25年度前期評価試行準備
	8月	人事評価票及び自己診断票の配布	
	9月	25年度前期評価自己診断票の作成	
	10月	25年度前期評価の試行実施及び前期評価面談	
	11月		
	12月	25年度前期評価結果勤勉手当反映	定期昇給区分調整・決定シミュレート 26年度研修予算要求
	1月	24年度後期評価と25年度前期評価結果を定期昇給に試行反映（シミュレーション）	25年度後期評価試行準備
	2月	第5回評価者研修 人事評価票及び自己診断票の配布	
	3月	25年度後期評価自己診断票の作成	

■26年度～本格実施

年度	月	人事評価 本格実施	事務局（人事班）
26 年 度	4月	25年度後期評価の実施及び後期評価面談	
	5月		
	6月		
	7月	25年度後期評価結果勤勉手当反映 第6回評価者研修	26年度前期評価準備
	8月	人事評価票及び自己診断票の配布	
	9月	26年度前期評価自己診断票の作成	
	10月	26年度前期評価の実施及び前期評価面談	
	11月		
	12月	26年度前期評価結果勤勉手当反映	定期昇給区分調整・決定
	1月	25年度後期評価と26年度前期評価結果を定期昇給に反映	26年度後期評価準備
	2月	第7回評価者研修 人事評価票及び自己診断票の配布	
	3月	26年度後期評価自己診断票の作成	

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施														
連番	18		主管課	教育課		その他担当課	総務課・企画財政課							
最終目標	資産を有効活用するまちづくり（モノ）					●指標（実施に関する目標達成の状態）								
中間目標	行政規模にふさわしい資産の運営					(現在までの累積効果額) 0千円								
直接的な目標	町の規模に応じた施設の配置													
具体的改革項目	小中学校の再編（統合）についての検討					▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）								
実施概要	<p>第4次の改革項目として「室木小学校と西川小学校の統合についての検討」があり、中学校を含めた学校再編の検討が必要だという結論となったこと、また、現在、文部科学省が学校の規模の標準として、小中学校ともに12学級以上18学級以下と学校教育法施行規則に定めているが、鞍手町では児童数が年々減少傾向にあり、基準に沿った学校の規模とはなっていないことから、文部科学省が示している適正な規模に基づく基準の考え方にもあるように、児童や生徒が集団の中で切磋琢磨しその資質を育てていく環境を整えるためにも統合は必要であり、町内小中学校の再編（統合）に向けた検討を行う時期に来ていると考える。</p> <p>この再編の検討をしていく上で、児童数、学級数、統合規模だけでなく、学校施設改修、管理経費、交付税、通学距離（スクールバス）等の問題を様々な角度から十分な時間をかけて議論することが必要であり、教育関係者のみならず、PTA、地域住民、統合に関する学識経験者などによる検討委員会を設置し、学校再編方針及び計画を策定する。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度 検討委員会による町内中学校2校の再編計画の策定及び住民説明会 平成24年度～平成26年度 再編計画に基づく実施設計及び施設整備 平成27年度～ 中学校再編 													
■ 評価点検⇒見直し														
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）						現在の状況	進捗率（％）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月			到達年月	合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額	
平成23年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H27年03月	検討中	40%	—	—	—	—
	<p>平成23年7月に小中学校統整合備計画策定委員会を設置し、学校再編についての協議を行いました。中学校の統合を行うことと、新中学校の設置場所は九州工業技術専門学校跡地を候補地と選定し、その旨町長に報告書を提出しました。通学路及び通学方法の詳細については、来年度以降検討を行っていくこととなりました。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年7月～平成24年1月 小中学校統整合備計画策定委員会開催（計6回） 平成24年1月 町長へ報告書を提出 平成24年2月 住民説明会開催（各小学校区 計6回） 													
平成24年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H27年03月		0%	—			
平成25年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H27年03月		0%	—			
平成26年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H27年03月		0%	—			
平成27年度	▲	▲	▲	▲	●	●	H27年04月	H28年03月		0%	—			

小・中学校の適正配置に関する主な意見等の整理(ポイント)

検討の背景と意義

- 少子化に伴う学校の小規模化、交通環境の整備、施設の老朽化等、社会状況が変化
→ **子どもが「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を保障する観点**から、適正規模の検討が必要

基本的な考え方

- (学校規模の考え方)
→ 集団の中での切磋琢磨などを通じ、資質や能力を伸ばしやすい標準規模(12~18学級)を下回る学校には、**教育上の課題があり、標準規模の考え方は、現在でも概ね妥当ではないか**
○ 地域ごとに事情が異なるので、**地域の条件を踏まえた市町村ごとの検討が適当**
→ 検討すべき事項
① **標準規模を下回ることによる教育上の課題の克服方法**
② **適正配置を進めることが困難である状況とその場合の対応**

(通学距離の考え方)

- 距離による考えただけでは実態に合わない面があるのではいいか
(例) 距離の観点からだけでなく、通学時間の観点から考慮

具体的な課題

(小規模校の課題)

- 小学校
 - ① クラス替えができず人間関係が固定化しやすいこと
 - ② 習熟度別指導、教科担任制等多様な指導方法をとることが困難であること
 - ③ 教育活動の幅が狭くなること
 - ④ 授業の中で児童から多様な発言が引き出しにくいこと
 - ⑤ 男女の偏りが生じやすいこと
 - ⑥ 1学年1学級を維持できず、複式学級となる場合の教育上の課題は大きいこと
- 中学校
 - ① 各教科に複数の教員を配置することが困難であること
 - ② 部活動数が限られること
 - ③ クラス替えができず人間関係が固定化しやすいこと
 - ④ 1学年1学級を維持できず、複式学級となる場合の教育上の課題は大きいこと
 - ⑤ 免許外教科担任が発生しやすくなること

(地理的条件等による課題)

- ① 同一市町村内に学校が1つしかないこと
- ② 離島、山間部、豪雪地帯であること

市町村が特に取り組むべきこと

- 子どもの減少の見込みも示しつつ、**保護者、地域住民への問題提起**
- 通学の条件整備、廃校利用等、**具体的な計画の保護者、地域住民への説明**
- 小規模校で機会が不足しがちな、**社会性の涵養等の機会充実のため、学校同士の交流活動や学校と地域との交流**
- **複式学級での指導の充実のための工夫**

国、都道府県の関わり

- 国、都道府県は、市町村が進める**適正配置に対し、指導・助言及び支援**
- **市町村合併に伴う教員加配、スクールバス購入等の補助、施設整備費の補助、学校運営費の激変緩和措置などの充実**

将来推計人口（小中学校別） 補正後口

年度	小学校							中学校				小学校 中学校 合計
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	小学校計	1年生	2年生	3年生	中学校計	
平成22年(2010)	117	134	142	142	122	152	809	139	148	152	439	1,248
平成23年(2011)	128	117	134	142	142	122	785	152	139	148	439	1,224
平成24年(2012)	105	128	117	134	142	142	768	122	152	139	413	1,181
平成25年(2013)	94	105	128	117	134	142	720	142	122	152	416	1,136
平成26年(2014)	122	94	105	128	117	134	700	142	142	122	406	1,106
平成27年(2015)	120	122	94	105	128	117	686	134	142	142	418	1,104
平成28年(2016)	95	120	122	94	105	128	664	117	134	142	393	1,057
平成29年(2017)	107	87	128	112	123	108	665	132	142	128	402	1,067
平成30年(2018)	101	84	125	107	119	104	640	127	137	126	390	1,030
平成31年(2019)	99	81	120	103	115	100	618	122	132	124	378	996
平成32年(2020)	96	79	117	99	108	96	595	118	127	122	367	962
平成33年(2021)	94	77	115	96	107	94	583	114	123	118	355	938
平成34年(2022)	91	75	112	94	103	91	566	111	119	114	344	910
平成35年(2023)	89	74	108	89	100	88	548	107	115	109	331	879
平成36年(2024)	86	69	107	88	96	85	531	104	112	105	321	852
平成37年(2025)	84	69	103	85	94	82	517	100	108	101	309	826
平成38年(2026)	82	68	100	84	91	80	505	98	105	98	301	806
平成39年(2027)	80	66	98	80	89	77	490	95	102	95	292	782
平成40年(2028)	77	65	96	77	86	77	478	93	100	92	285	763
平成41年(2029)	77	63	94	77	84	75	470	90	97	89	276	746
平成42年(2030)	75	61	91	75	82	72	456	88	95	86	269	725
平成43年(2031)	74	60	89	74	80	69	446	86	93	84	263	709
平成44年(2032)	69	58	87	69	77	69	429	84	90	82	256	685
平成45年(2033)	69	58	84	69	77	67	424	82	88	80	250	674
平成46年(2034)	67	55	82	68	75	66	413	80	86	78	244	657
平成47年(2035)	65	55	80	66	74	65	405	78	84	76	238	643

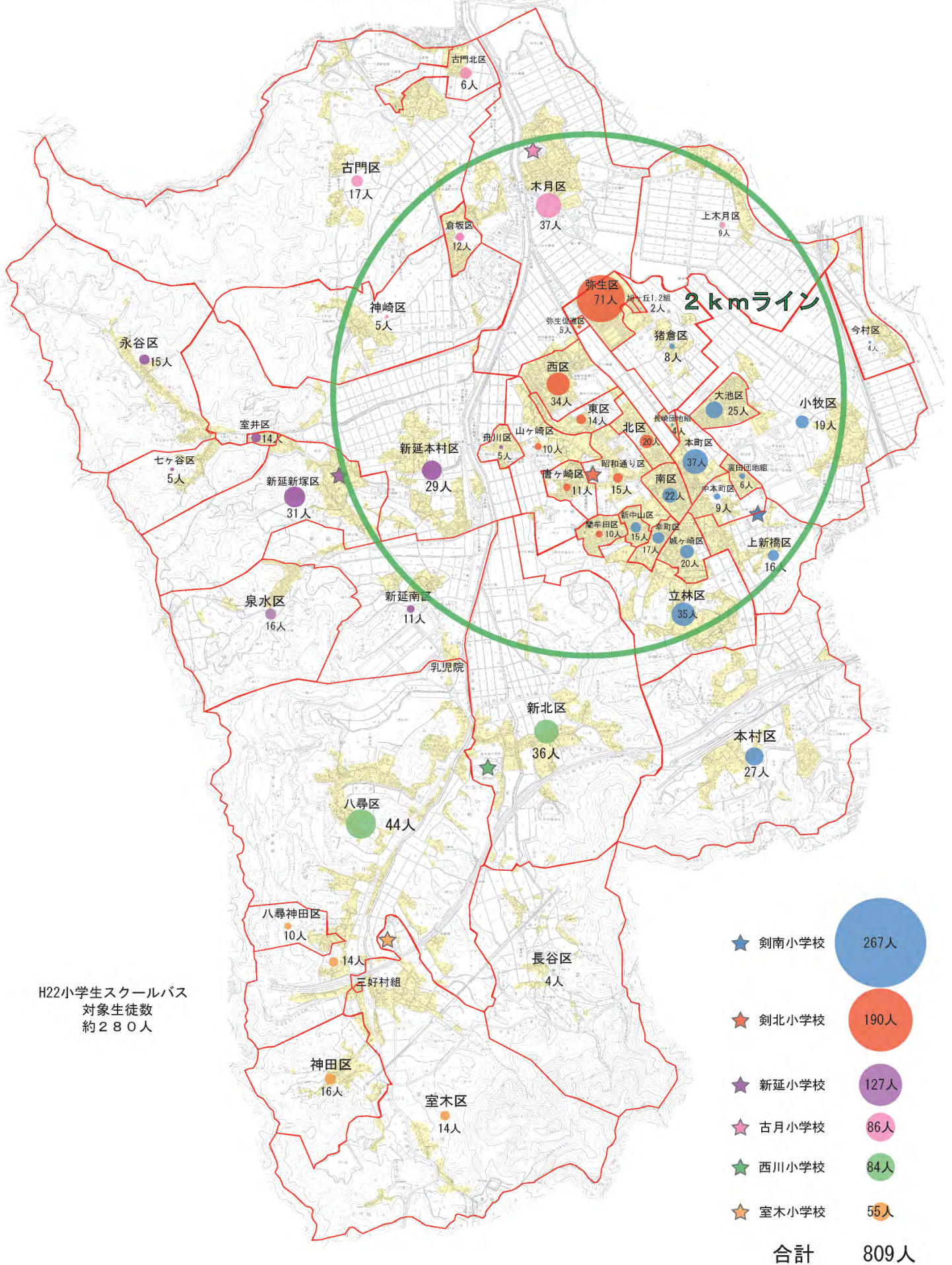
※H22年からH28までは、住民基本台帳人口。H29以降は将来推計（増減率）に基づく人口。

中学校の生徒数及び学級数の推移（平成28年度に統合した場合）

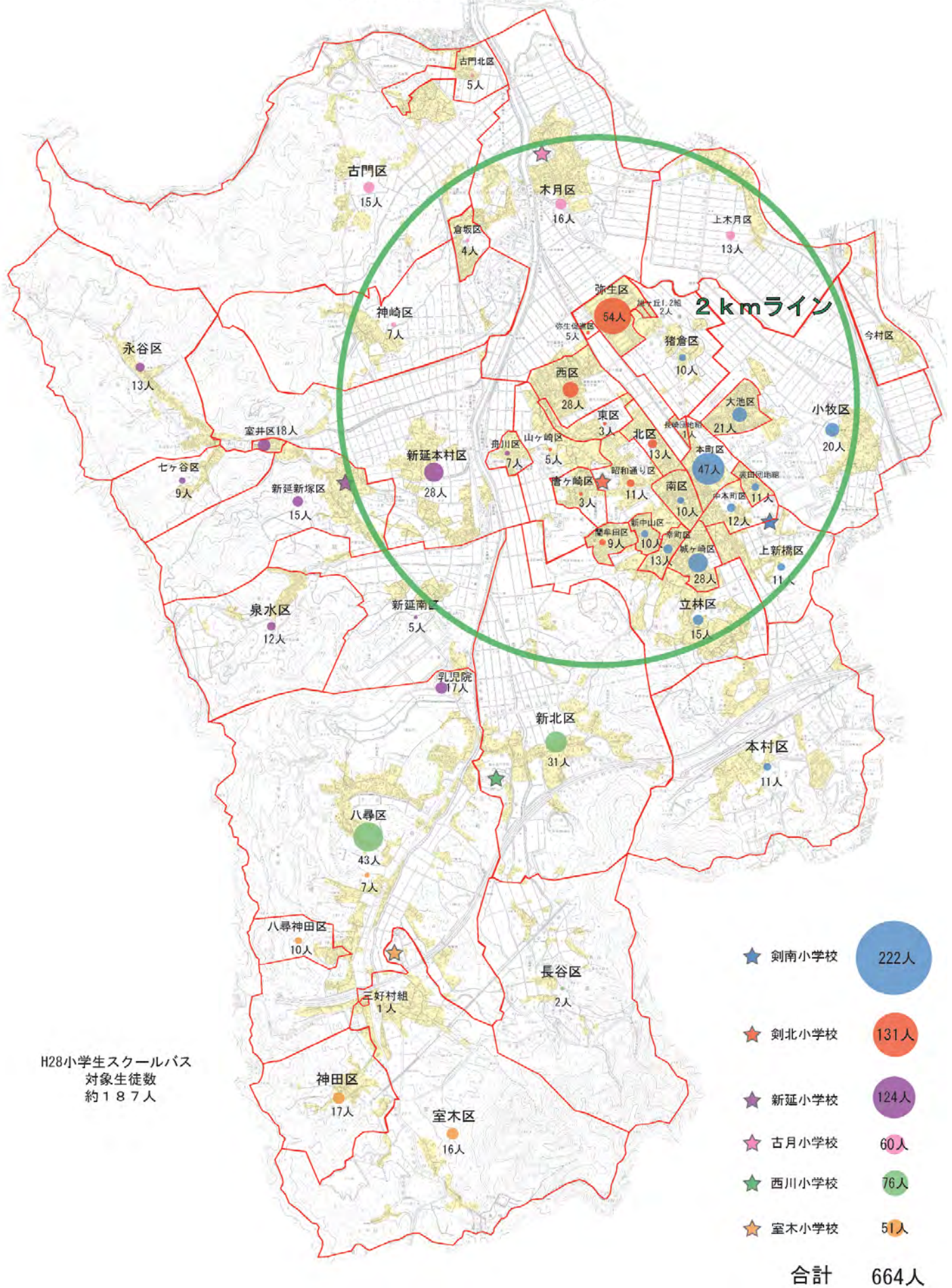
年度	○現状維持（2校）			○中学校 1校に統合		
	鞍手北中学校	鞍手南中学校		鞍手北中学校	鞍手南中学校	
	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級
H22	314	9	125	5	314	9
H23	320	9	119	4	320	9
H24	285	8	128	5	285	8
H25	290	8	126	5	290	8
H26	261	8	145	6	261	8
H27	280	9	138	5	280	9
	1校に統合					
H28	258	8	135	5	393	11
H29	277	9	125	5	402	12
H30	270	9	120	4	390	12
H31	261	9	117	4	378	12
H32	254	9	113	3	367	11
H33	246	8	109	3	355	10
H34	238	7	106	3	344	9
H35	228	6	103	3	331	9
H36	222	6	99	3	321	9
H37	214	6	95	3	309	9
H38	209	6	92	3	301	9
H39	202	6	90	3	292	9
H40	197	6	88	3	285	9
H41	191	6	85	3	276	9
H42	186	6	83	3	269	9
H43	181	6	82	3	263	9
H44	177	6	79	3	256	9
H45	173	6	77	3	250	8
H46	168	6	76	3	244	7
H47	165	6	73	3	238	7

※特別支援学級は含んでいない

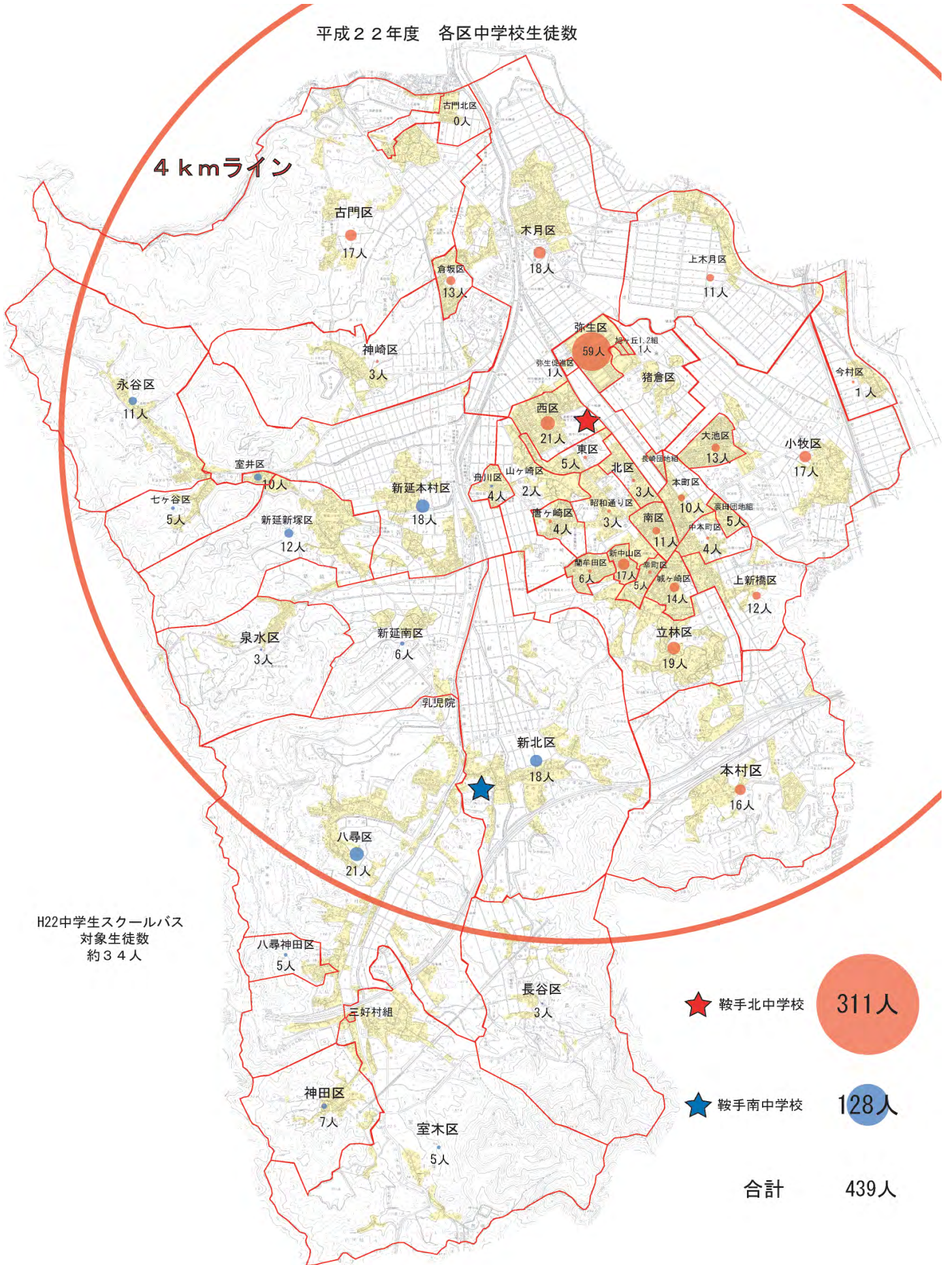
平成22年度 各区小学校生徒数



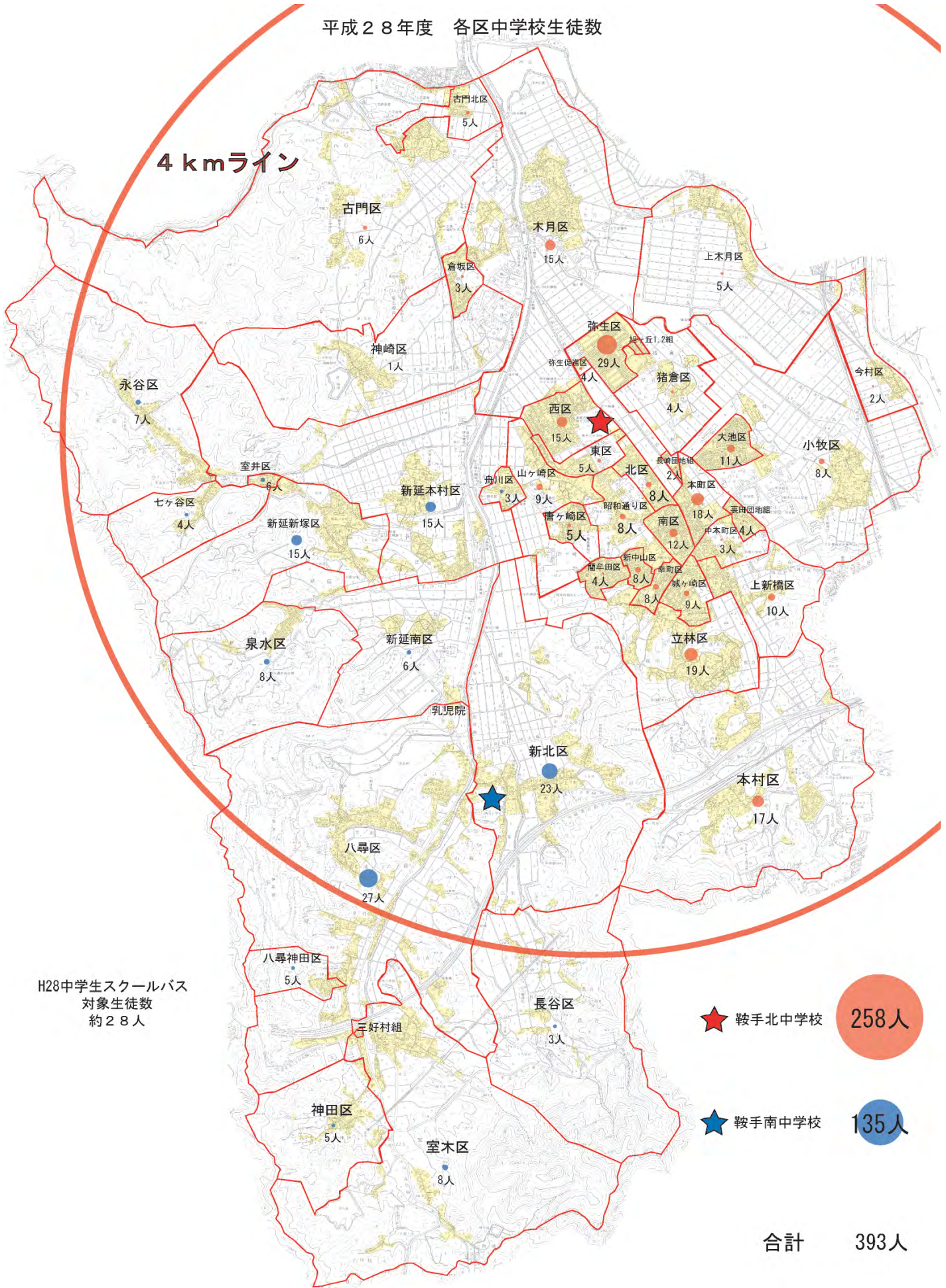
平成28年度 各区小学校生徒数



平成22年度 各区中学校生徒数



平成28年度 各区中学校生徒数



小中学校に係る維持管理シミュレーション (30年間)

○現状(小学校6校・中学校2校)

学校名	棟区分	構造	面積 (㎡)	建 築 年 度	経 過 年 数	公立学校施設の建替・大規模修繕の時期 (●建替、△修繕工事 (給排水)、×解体)																																																	
						22 年後	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52																			
剣南小学校	校舎	鉄筋コン	2,801	S 53	32						△																																												
	特別教室棟	鉄筋コン	594	S 41	44			×																																															
	体育館	鉄筋コン	739	S 54	31					△									●																																				
剣北小学校	校舎1・2	鉄筋コン	3,083	S 55	30					△																																													
	体育館	鉄筋コン	750	S 58	27			□																																															
古月小学校	校舎	鉄筋コン	2,766	S 58	27			□																																															
	体育館	鉄筋コン	739	S 51	34					△																																													
新延小学校	校舎1・2	鉄筋コン	2,499	S 53	32						△																																												
	体育館	鉄筋コン	752	S 55	30							△																																											
西川小学校	校舎1・2	鉄筋コン	2,750	H 5	17						△																																												
	体育館	鉄筋コン	741	S 51	34																																																		
室木小学校	校舎	鉄筋コン	2,142	S 57	28						□																																												
	体育館	鉄筋コン	750	S 59	26						□																																												
鞍手北中学校	校舎1・2・3	鉄筋コン	4,818	S 47	38						△																																												
	校舎4	鉄筋コン	245	S 60	25																																																		
	体育館	鉄筋コン	1,145	S 49	36																																																		
鞍手中中学校	校舎	鉄筋コン	4,177	S 46	39																																																		
	体育館	鉄筋コン	1,112	S 48	37																																																		
収入 (交付税見込額 (小学校・中学校計)) (A)							190	188	186	182	180	182	179	180	175	174	170	169	166	164	162	160	158	157	156	155	154	153	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151					
1校舎あたり小学校644百万円、中学校1036百万円試算									15						1036	1036						1288	644	644	644	644		6																											
大規模修繕費																	242	242	314																																				
1体育館あたり小学校157百万円、中学校242百万円試算																																																							
防水工事 (20年更新、1校あたり12百万円)								12	12	24	12	24	24	24	24	24	24	12	24	12	24	12	12																																
電気工事 (20年更新、1校あたり5百万円)								5	5	10	5	10	10	10	10	10	5	10	5	10	5	5	5																																
給排水工事 (30年更新、1校あたり15百万円)							30		15	30	15	15																																											
維持管理費							60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60		
その他運営費							58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	
支 出 (ランニングコスト等にかかる費用) (B)							148	135	150	197	150	133	152	118	1188	1171	394	360	135	481	135	481	135	1423	275	919	118	762	919	275	124	135	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118
収入 - 支出 (C) = (A) - (B)							42	53	36	-15	30	49	27	62	-1013	-997	-224	-191	31	-317	27	-1263	-116	-761	39	-606	-764	-120	30	18	35	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
H22年度以降の累積負担額 (D)																																																							

※1 交付税試算にあたっては、H22年度普通交付税の単位費用等を用いる。なお、学校別の積み上げて算出しているので実際の交付税措置額とは差がある。
 (条件) ①「特別支援学級」、「事業費補正」を含まない。 ②平成48年度以降は児童数の試算ができないため平成47年度の数値を用いる。

※2 経過年数はH22年度現在、建替年度は適用年数47年として試算

報 告 書

鞍手町長 柴田 好輝 殿

鞍手町立中学校の統合について、鞍手町小中学校統合整備計画策定委員会において協議を行った結果につきまして、下記のとおり報告いたします。

平成 24 年 1 月 17 日

鞍手町小中学校統合整備計画策定委員会
委員長 藤井 睦彦

記

1. 中学校の統合について

今後の生徒数の推移を考えると、中学校の小規模化が進み、特に鞍手南中学校においては、平成 33 年に 1 学年 1 学級となることが予測される。小規模な学校においては、教師と生徒とのふれあいや、生徒一人一人の特性を把握しながら個に応じたきめ細かな指導がしやすいなどの利点があると言われるものの、生徒同士の意見交換や学びあい、学校行事の活性化、部活動の選択肢の減少、一定の教員数の確保などを考えると、必ずしも望ましい教育環境とは言えない。そこで、以下に挙げる必要性から、中学校を統合すべきであると考えます。

- 生徒同士、及び生徒と教師との間において、多様な人間関係を育む中で、集団の決まりを学び、社会性を高めるとともに、自らの個性や能力を伸ばさせるためには、ある程度の生徒数、学級数が必要である。
- 生徒間の人間関係の固定化、序列化を防ぐためには、各学年でクラス替えができる学級数が必要である。
- 生徒自らの希望で部活動に参加でき、活性化を促すためには、様々な部活動が実施できる生徒数が必要である。
- 校務分掌における教職員の負担軽減を図り、教師が生徒と向き合う時間を確保し、充実した教育活動を行うことができるなど、効果的な学校運営ができる組織を編成するためには、一定の教員数を確保することが可能となる生徒数が必要である。

2. 統合後の学校設置場所について

学校の統合にあたっては、現在の生徒数が収容できる規模の施設が必要であることに加え、学校教育の充実と、生徒にとって望ましい教育環境を整備する必要がある。また、学級数及び生徒数の増加に対して、ある程度対応できるように考慮することも必要であると考ええる。

現在の鞍手北中学校、南中学校のいずれかへの統合は吸収合併のような印象を与えるため、生徒の心理面を考えると新たな場所に学校を設置する必要があると考える。理想論としては、町の中心付近に新たに学校を設置することが最も良いと考えられるが、学校として使用できる程の広大な用地を確保することは容易ではない。そこで、以下に挙げる理由から、小牧の専門学校敷地を活用して統合後の中学校を設置することが適当であると考ええる。

- 町の中心部に学校を設置することが理想であると考え、そのためには広大な用地が必要であり、用地取得及び施設整備に多大な時間を要すること。
- 鞍手北中学校及び鞍手南中学校は、耐震補強工事は完了しているものの老朽化が進んでおり、鞍手北中学校は平成31年、鞍手南中学校は平成30年に耐用年数を迎えるが、耐用年数を経過しても校舎の耐力度がある間は補助金等を活用した建て替えができないことに加え、校舎等の建て替えが必要となった場合は、仮校舎の設置場所の検討や、その間の教育環境の確保などを考慮することが必要となり、学校教育に支障をきたす恐れがあること。
- 専門学校校舎は新耐震基準で設計建築されており、耐用年数を考えても、十分安全に使用できる校舎であること。また大規模な改造を行うことにより、中学校として十分活用できる見込みがあること。
- 専門学校敷地は、体育館やプールを新たに設置するための十分な敷地を有しており、さらには運動場と野球場等を別々に使用できるように整備するなど、学校教育の充実に向けた施設整備ができること。

3. 通学方法について

現在の通学範囲は、鞍手北、南それぞれの中学校から直線距離でおおむね4kmの範囲内に入っているが、専門学校敷地に中学校を統合すると通学範囲が広がることとなる。このため、通学距離が長くなる生徒の通学手段を検討し、以下に挙げる理由から、西鉄バスやすまいるバスなどの公共交通機関を利用してもらうことが妥当であると考ええる。

- スクールバスを運行することが理想であると思われるが、巡回のコースや運行に要する経費を考えると、それほど多くの便数が確保できない可能性が高いこと。
- 公共交通機関は、くらの郷や鞍手車庫等での乗り継ぎが必要ではあるものの、運行ダイヤの調整により一定の便数が登下校の時間帯に確保でき、生徒が利用しやすい運行形態を構築できる可能性が高いこと。

4. 付記事項

上記で述べてきたとおり、中学校を統合するべきであり、その場所は専門学校敷地を活用することが適当であると考え、統合に向けて準備を進めていくにあたり、以下に挙げる事項について実施していただくよう希望する。

- 専門学校の校舎改造にあたっては、その詳細について検討する委員会を設置し、学校現場の意見を十分取り入れ、学校統合による教育効果がより高まるよう計画するとともに、施設・設備の改善及び教材教具の充実を図ること。
- 生徒の安全が十分確保できる通学路を設定するとともに、危険と思われる箇所については街灯の設置等の改善を行うこと。また、詳細については保護者や学校の意見を聞きながら検討すること。
- 公共交通機関の運行形態を可能な限り見直し、生徒が利用しやすい運行形態を構築すること。また、乗り継ぎをしなければならない生徒の利便性の向上を図ること。
- 学校統合における環境の変化によって生じる生徒の心の変化に対するケアや生徒指導の支援に対応するため、非常勤職員や相談員等の教職員配置に対する配慮を行うこと。

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施														
連番	19	主管課	町立病院	その他担当課										
最終目標	資産を有効活用するまちづくり（モノ）				●指標（実施に関する目標達成の状態）									
中間目標	行政規模にふさわしい資産の運営													
直接的な目標	施設運営方法の見直し				(現在までの累積効果額)				0千円					
具体的改革項目	町立病院の経営形態の検討				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）									
					経営形態の検討完了									
実施概要	<p>厳しい医療環境、連結決算や公立病院改革の影響を受け、自治体病院のあり方を見直す動きは、全国の自治体で活発に検討が行われており、県内の自治体病院でも大牟田市立病院、筑後市立病院、田川市立病院、川崎町立病院が経営形態の見直しを行っている。当該自治体で問題点となっていた事項は、「1 責任体制の明確化（病院長に権限がなく責任体制が曖昧）」、「2 柔軟な定員管理（地域ニーズや報酬体系に合わせた人員の確保）」、「3 給与体系（年功序列型の賃金体制の廃止）」であり、これら問題点を解消するためには、経営形態の見直しが必要であるとして、①地方公営企業法の全部適用 ②地方独立行政法人化（非公務員型） ③指定管理者制度 ④民間移譲 の4つの選択肢を比較検討し決定している状況である。</p> <p>■地方独立行政法人（非公務員型）…大牟田市立病院（22年度）、筑後市立病院・川崎町立病院（23年度） ■地方公営企業法（全部適用）…田川市立病院（22年度）</p> <p>これらの問題点は、自治体病院共通の問題点であり当院でも同じことが言え、そのため、地域住民に対して良質な医療の提供と経営の健全化を継続的に両立させるために、経営形態検討委員会を発足させ議論する必要がある。なお、検討委員会は、地域に提供する適切な医療の確保と医療経営の双方の視点が必要であることから、医療経営や管理分野に関する学識経験者や地域医療に関する有識者などで組織することとする。</p> <p>※具体的実施内容 ・平成23年度 経営形態検討委員会の開催</p>													
■ 評価点検⇒見直し														
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額				
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額	
平成23年度	▲	▲	▲				H23年04月	H24年03月	検討完了	100%	—	—	—	—
	具体的取組内容 平成23年5月、医療経営や管理分野に精通する学識経験者や地域医療に関する有識者などで組織する鞍手町立病院経営検討委員会を立ち上げ、町長より「鞍手町立病院及び介護老人保健施設の経営形態について」との諮問が検討委員会に提出され、月第4水曜日を定例とし、10月までに6回検討委員会を開催し、検討委員会として町長に『「地方独立行政法人（非公務員型）」が、鞍手町立病院及び介護老人保健施設のあるべき経営形態である』との答申書を提出し終了しました。													
平成24年度										0%	—			
	具体的取組内容													
平成25年度										0%	—			
	具体的取組内容													
平成26年度										0%	—			
	具体的取組内容													
平成27年度										0%	—			
	具体的取組内容													

経営形態見直しの必要性

当院の現状

昭和40年に5診療科57床で開設以来、増床増築を実施し、医療ニーズに沿った診療科目の充実を図り、また町内の開業医に診療することの出来ない整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、透析療法、リハビリテーションを担い、現在では13診療科222床となり、地域住民の健康保持に必要な医療を提供するために医療機能を充実してまいりました。

経営状況は、平成10年から2カ年経営コンサルタントと共に改善に取り組み、職員一丸となって様々な取り組みを行い平成15、16、18年度に黒字決算となりましたが、度重なるマイナス改定や医師の臨床研修制度による医師不足に伴う特定診療科の入院診療の停止などもあってここ10年間で7回もの赤字決算となっております。

また、少子高齢化の急速な進行に伴い国民医療費が年々高騰している中、国の医療行政は医療費抑制の方向にあり、今後も病院の健全経営は厳しくなることが想定されます。

当院医療圏の医療ニーズは、救急、急性期、回復期、慢性期及び在宅までと幅広い範囲にわたっています。医療ニーズとは広範であり、近年、ますます高度かつ複雑になってきています。医療ニーズの高度化等を考慮すると、それに応じた新たな医療機器の導入や更新、快適な療養環境の提供、必要な人員配置や幅広い医療分野での最新技能の修得を行わなければなりません。そのためには、今後においても病院経営の安定化を図るため、更なる財政の健全化が不可避の課題といえます。

他の自治体病院の状況

厳しい医療環境、連結決算や公立病院改革の影響を受け、自治体立病院のあり方を見直す動きは、全国の自治体で活発に検討が行われており、県内の自治体病院でも大牟田市立病院、筑後市立病院、田川市立病院、川崎町立病院が経営形態の見直しを行っています。

地方独立行政法人（非公務員型） 大牟田市立病院（22年度） 筑後市立病院、川崎町立病院（23年度）

地方公営企業法（全部適用） 田川市立病院（22年度）

当該自治体で問題点となっていた事項は、

1. 責任体制の明確化（病院長に権限がなく責任体制が曖昧）
2. 柔軟な定員管理（地域ニーズや報酬体系に合わせた人員の確保）
3. 給与体系（年功序列型の賃金体制の廃止）

これら問題点を解消するためには、経営形態の見直しが必要であるとして、

- ① 地方公営企業法の全部適用
- ② 地方独立行政法人化（非公務員型）
- ③ 指定管理者制度
- ④ 民間移譲

の4つの選択肢を比較検討し決定されてきています。

今後の当院の動向

これら問題点は、自治体病院共通の問題点であり、当然当院も同じことが言えます。

そのため、地域住民に対して良質な医療の提供と経営の健全化を継続的に両立させるために、経営形態検討委員会を発足させ議論する必要があると考えます。

なお、検討委員会の構成委員については、地域に提供する適切な医療の確保と医療経営の双方の視点から検討する必要があることから、医療経営や管理分野に関する学識経験者や地域医療に関する有識者などで組織する検討委員会の設置が望ましいと考えます。

経営形態比較表

区分	地方公営企業法		地方独立行政法人		指定管理者	民間譲渡
	一部適用	全部適用	公営企業型 (公務員型)	公営企業型 (非公営員型)		
概要	<p>①地方公営企業として、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営するための制度</p> <p>②地方公営企業法の財務規定等一部の規定のみを適用</p> <p>③特別会計の設置等一般会計に対する特例を設けている</p>	<p>①管理者を設置することができ、設置した場合には、職員の内免、給与等の身分の取り扱い、予算原案の作成等の権限が地方公共団体の長より移譲される</p>	<p>①地方公共団体が独立した法人格を与えられて、地方公共団体が自ら行う必要はないが、公共性の高い事務事業を効率的かつ効果的に推進させるための制度</p> <p>②独自の意思決定が可能になり、自立性が高まる</p> <p>③公務員型(特定)と、非公営員型(一般)がある</p> <p>※公務員型は、その業務の停滞が住民の生活、地域社会、経済の安定に著しい支障、又はその業務運営における中立性及び公共性を特に確保する必要ある場合に地方公共団体が定款で定める</p>	<p>①地方公共団体が包括的に行わせるため、当該地方公共団体が議会の議決を経て、指定する法人・団体に期間を定めて委託する制度</p>	<p>①経営を民間の医療法人等の民間法人・団体に移譲する</p>	
開設者	①地方公共団体	①地方公共団体	①設立団体(複数の地方公共団体による設立も可能)	①地方公共団体	①地方公共団体	①民間法人・団体
運営責任者	①地方公共団体の長	①事業管理者	①理事長	①理事長	①指定管理者	①民間法人・団体の長
病院管理者	①地方公共団体の長が任命するもの(病院長)	①事業管理者が任命するもの(病院長)	①理事長が任命するもの(病院長)	①理事長が任命するもの(病院長)	①指定管理者が任命するもの	①民間法人・団体の長が任命するもの
診療科	①条例等で定める	①条例等で定める	①定款で定める	①定款で定める	①条例等で定める	①民間法人・団体の長が定める
財産等	①全ての財産が、地方公共団体に帰属 ①一定の資産の取得・売却は、議会の議決が必要	①長の補助機関であるが、予算の調整、議案の提出、管理者の任免など ※管理者に一定程度独自の権限が付与されるが、長の補助機関であり、事業運営は基本的に地方公共団体の方針に基づく	①財産は、事業に必要な土地建物・資本金を設立団体が出資する ②移行の際は、事業に関する権利・義務を継承する ③資産の取得や売却が独自の判断で出来る	①土地・建物等基本的財産は、地方公共団体に帰属する ②機材等については、指定管理者に帰属するものもある ③通常、協定により管理運営経費の費用部分	①土地・建物等基本的財産は、地方公共団体に帰属する ②機材等については、指定管理者に帰属するものもある ③通常、協定により管理運営経費の費用部分	①土地・建物等、基本的財産は、民間法人・団体に譲与する方法と、貸与する方法が考えられる
設立団体(地方公共団体)の長との関与	①長の補助機関であり、町長部局と同様 ※地方公共団体の長が運営責任者(長の補助機関)であり、一般行政組織と同様	①長の補助機関であるが、予算の調整、議案の提出、管理者の任免など ※管理者に一定程度独自の権限が付与されるが、長の補助機関であり、事業運営は基本的に地方公共団体の方針に基づく	①中期目標の策定、指示 ②中期計画の許可、変更命令 ③年度計画の届出 ④業務実績評価(毎年度・中期目標期間) ⑤中期計画終了時の検討、報告聴取、報告聴取、是正命令 ⑥理事長の任免 ※上記を通じて、地方公共団体の移行が事業運営に反映すること、法 ※毎年度の事業は、事前関与から事後評価を重点化することで、法人の裁量・責任が増す	①指定管理者の指定 ②毎年度終了後の事業報告書の受理承認 ③指定管理者が定める利用料金の取等 ④管理業務又は経理状況の報告聴取等 ⑤事業運営状況の評価 ⑥指定取り消し、管理業務停止命令 ※地方公共団体の方針に基づく運営	①指定管理者の指定 ②毎年度終了後の事業報告書の受理承認 ③指定管理者が定める利用料金の取等 ④管理業務又は経理状況の報告聴取等 ⑤事業運営状況の評価 ⑥指定取り消し、管理業務停止命令 ※地方公共団体の方針に基づく運営	①一般の民間法人・団体と同じ ※移譲の際に、一定の条件等を契約することは可能
議会の関与	①地方公営企業の設置、予算の議決、決算の認定、料金に係る条例制定など ※上記の議決により、議会の意向が事業運営に反映される	①地方独立行政法人の設立 ②定款の作成・変更 ③中期目標の作成・変更 ④中期計画の作成・変更(料金を含む)など ※上記の議決により、議会の意向が事業運営に反映する ※毎年度の事業は、議会の議決等には必要なく、議会の関与は基本的な事項にとどまる	①地方独立行政法人の設立 ②定款の作成・変更 ③中期目標の作成・変更 ④中期計画の作成・変更(料金を含む)など ※上記の議決により、議会の意向が事業運営に反映する ※毎年度の事業は、議会の議決等には必要なく、議会の関与は基本的な事項にとどまる	①指定の手續き、管理の基準、業務内容等の条例制定 ②指定にかかる議決 ③利用料金の基準の制定 ※上記の議決において関与がある	①指定の手續き、管理の基準、業務内容等の条例制定 ②指定にかかる議決 ③利用料金の基準の制定 ※上記の議決において関与がある	①一般の民間法人・団体と同じ

区分	地方公営企業法		地方独立行政法人		指定管理者	民間譲渡
	一部適用	全部適用	公営企業型 (公務員型)	公営企業型 (非公務員型)		
組織・定数	(組織) ◎条例で設置及び運営の基本を定め、その他は長が規則等で定める (定数) ◎条例で定める ※一般行政組織と同様に定められ、医療費境の変化に応じた柔軟な対応は困難	(組織) ◎条例で設置及び運営の基本を定め、その他は事業管理者が企業管理規程で定める (定数) ◎条例で定める ※(定数以外は)制度上は独自に定める事ができるが、地方公共団体の一組織であり、一定の制約は残る	(組織) ◎理事長、監事以外の内部組織は理事長が定める。 (定数) ◎理事長自らの裁量で弾力的に決定 ※理事長権限で必要な組織の設置が可能 ※職員総数の範囲内で、業務量に応じた柔軟な人員配置が可能	(組織) ◎理事長、監事以外の内部組織は理事長が定める。 (定数) ◎理事長自らの裁量で弾力的に決定 ※理事長権限で必要な組織の設置が可能 ※職員総数の範囲内で、業務量に応じた柔軟な人員配置が可能	(組織) ◎基本協定締結時に、組織体制に関する計画書を地方公共団体が審査。 (定数) ◎指定管理者の定めるところによる ※指定管理者の裁量となる	◎民間法人・団体が定めるところによる。
職員の任免	◎地方公共団体の長 ※事務職等は、一般行政組織との人事異動があり、病院事業に精通した職員の確保が困難	◎事業管理者 ※制度上は、中長期的な視点に立った人事配置は可能であるが、一部適用と同様になる恐れがある ※人事管理の負担は増大	◎理事長(の任命行為) ※中長期的な視点に立った人事配置を行うことができ、病院事業に精通した職員の確保が可能となる ※人事管理の負担は増大	◎理事長(との雇用契約) ※多様な雇用形態が可能。中長期的な視点に立った人事配置を行うことができ、病院事業に精通した職員の確保が可能となる ※人事管理の負担は増大	◎指定管理者 ※指定管理者の裁量となる	◎民間法人・団体の長
職員の身分	◎地方公務員法 ※地方公務員法による兼業禁止などの制約がある		◎非公務員(法人固有職員) ※地方公務員法による制約が一部(守秘義務等)を除きないため、民間病院等との間で職員の派遣・交流が可能	◎非公務員(法人・団体の職員) ※地方公務員法の制約を受けない、ただし、守秘義務等は、協定にて課すことが可能	◎非公務員(法人・団体の職員) ※非公務員(法人・団体の職員)	◎非公務員(法人・団体の職員)
制度移行時における職員の処遇	◎事業管理者に新に任命される ※基本的には現行のままであり、変化はない	◎事業管理者に新に任命される ※基本的には現行のままであり、変化はない	◎現職員のうち、条例で定める職員の職を継承し、法人設立の日に法人の職員となる ※制度上は、法人へ自動的に移行するため、十分な説明・理解が必要	◎現職員のうち、別に辞令を発せられない限り、法人設立の日に法人の職員となる ※制度上は、法人へ自動的に移行するため、十分な説明・理解が必要	◎指定管理者が任命する。 ※管理者との協定によるため、制度上、職員が自動的に引き継がれることはない ※そのため、職員の処遇が大きな課題となる	◎法人・団体の長が任命する。 ※法人・団体との契約によるため、職員が自動的に引き継がれることはない ※そのため、職員の処遇が大きな課題となる
労使関係	◎団結権 有(管理者等を除く) ◎団体交渉権 有(協約締結を除く) ◎争議権 無 ※労使管理負担は増大	◎団結権 有 ◎団体交渉権 有(協約に基づいて、条例等の改正義務が生じる。) ◎争議権 無 ※労使管理負担は増大	◎団結権 有 ◎団体交渉権 有(協約に基づいて、条例等の改正義務が生じる。) ◎争議権 無 ※労使管理負担は増大	◎団結権 有 ◎団体交渉権 有 ◎争議権 有 ※労使管理負担は増大 ※争議権の行使により利用者に影響を及ぼす可能性はある ※労使関係調整法による「事前通知」「緊急調整の決定」??	◎団結権 有 ◎団体交渉権 有 ◎争議権 有 ※争議権の行使により利用者に影響を及ぼす可能性はある	◎団結権 有 ◎団体交渉権 有 ◎争議権 有 ※争議権の行使により利用者に影響を及ぼす可能性はある
職員の給与	◎一般の地方公務員と同様に条例で定める ◎職務内容と職責に応じる ◎生計費、国及び地方公共団体職員並びに民間企業の従業者の給与、その他の事情を考慮し決定(人事院勧告が大きな根拠となっている) ※職員の業績が処遇に反映されにくい ※人材確保に向けた、独自の給与体系の設定が困難	◎左記の要件に加えて、当該企業の経営状況、その他の事情を考慮して、企業独自の給与表を設定可能であるが、実際には一般行政に準拠している ◎制度上は独自の給与体系導入が可能であるが、実際には地方公共団体の給与体系に準拠する恐れがある	◎同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与を考慮 ◎当該法人の業務成績を考慮 ◎許可中期計画の人員費の見積等を考慮 ※制度上は独自の給与体系導入が可能であるが、実際には地方公共団体の給与体系に準拠する恐れがある	◎当該法人の業務成績を考慮 ◎社会一般の情勢に適合させる ※経営状況や職員の業績を、より反映させた独自の給与体系の導入が可能	◎指定管理者の定めるところによる ※管理者の裁量による	◎民間法人・団体が定めるところによる ※民間法人・団体の裁量による

区分	地方公営企業法		地方独立行政法人		民間譲渡
	全部適用		公営企業型 (公務員型)		
	一部適用	公営企業型 (非公務員型)	公営企業型 (非公務員型)	指定管理者	
予算制度	(地方自治法の財務規定の適用) ◎有(予算単年度主義) (予算編成) ◎地方公共団体の長が調整して議会に提出する ※中期的な視点による柔軟な対応が困難 ※予算要求から確定まで、半年程度を要し、機動的な対応が困難	(地方自治法の財務規定の適用) ◎有(予算単年度主義) (予算編成) ◎事業管理者が予算原案を作成し、地方公共団体の長に送付し、長が調整して議会に提出する ※中期的な視点による柔軟な対応が困難 ※予算要求から確定まで、半年程度を要し、機動的な対応が困難	(地方自治法の財務規定の適用) ◎なし(単年度主義ではない) (予算編成) ◎中期計画に基づき、年度毎の業務運営に関する年度計画を定め、設立団体の長に届け出る ※中期的な視点による柔軟な病院経営	(地方自治法の財務規定の適用) ◎なし (予算編成) ◎指定管理者が事業計画を作成し、地方公共団体と協議する ※民間ノウハウの活用が可能	◎民間法人・団体が定めるところによる ※民間手法による財務管理
監査	◎監査委員の監査のみ	◎監査委員の監査のみ	◎監査委員の監査のみ	◎監査委員の監査のみ	
資金調達	◎地方債による資金調達が可能 ◎歳計現金の借入れが可能	◎地方債による資金調達が不可(一般会計からの長期借入れは可) ◎歳計現金の借入れが不可	◎地方債による資金調達が不可(一般会計からの長期借入れは可) ◎歳計現金の借入れが不可	◎指定管理者の裁量による	
契約関係	◎地方自治法等に基づく ※復数年契約が困難であり、経済性を十分発揮できない	◎地方自治法等に基づく ※契約権限を有するが、地方自治法適用のため、契約制限制約は一部適用と変わらない	◎特別な法制なし ※復数年契約など自由度が増し、より経済性を発揮することが可能		
経費負担の原則	◎原則として独立採算 ◎地方公営企業法第17条の2において、経費負担の原則を規定(負担金・扶助金として一般会計又は他の特別会計で負担)	◎原則として独立採算 ◎地方独立行政法人法第85条において、設立団体が負担する経費について財源措置の特例として規定(運営費負担金)	◎原則として独立採算 ◎地方公共団体からの負担金、委託料	◎事業によっては、補助金等の交付は可能	
業務の評価制度	◎特別な法制なし	◎特別な法制なし	◎地方独立行政法人評価委員会による評価 ※外部評価の制度化により、病院事業全体のPDCAサイクルを確立し、事業改善へのインセンティブが働く	◎特別な法制なし	◎特別な法制なし

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	20		主管課	福祉人權課		その他担当課									
最終目標	資産を有効活用するまちづくり（モノ）					●指標（実施に関する目標達成の状態）									
中間目標	行政規模にふさわしい資産の運営					見直し実施による削減80,432千円（年20,108千円）									
直接的な目標	施設運営方法の見直し					(現在までの累積効果額)			5,853千円						
具体的改革項目	総合福祉センター運営見直しによるコスト削減					▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）									
						各見直し項目の調整及び準備完了									
実施概要	<p>総合福祉センターの運営については、指定管理者制度を導入しているが毎年数千万円の一般財源からの負担があり、営利施設ではないものの、その負担額は町財政を圧迫している状態にある。また、福祉棟に関しては利用者の固定化が顕在化しており、税を基礎的財源とする一般財源で負担することは公平性の観点からも早急に改善すべき問題である。そのため、運営方法を抜本的に見直し、徹底したコスト削減策を実施することにより一般財源の負担軽減を図る。</p> <p>なお、この施設は建設から10年が経過し、特に、入浴施設を併設する福祉棟はボイラー等の大規模な改修が今後想定されるため、多額の改修費が必要になった時点で入浴施設の休廃止を前提に施設のあり方を検討することとする。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉棟の利用時間短縮（17時閉館） ②清掃業務の見直し ③監視業務の見直し ④福祉バスの見直し ⑤トレーニング利用時間短縮（4時間短縮） ⑥勤務体系の見直し ⑦ふれあい棟冷暖房料の見直しなど 														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	11%	5,853千円	5,853千円		
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成23年度を検討期間中としていましたが、定期清掃の回数減(4回→2回)、福祉バスの廃止(10月より)、ふれあい棟冷暖房の見直し(12月議会において条例改正)、オゾン発生装置の停止、シャンプー・ボディソープ等の廃止を先行して行い、平成23年度においては5,853,799円の削減することができました。</p>														
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														

総合福祉センター運営見直しによるコスト削減額(対平成21年度)

歳入

(単位:円)

科目	平成21年度 決算額(A)	削減案 (B)	比較(B-A)	削減案の説明
総合福祉センター使用料	12,034,295	9,948,000	▲ 2,086,295	福祉棟▲20%減、トレーニング▲32%減
預金利息	210		▲ 210	
計	12,034,295	9,948,000	▲ 2,086,295	

歳出

(単位:円)

科目	平成21年度 決算額(A)	削減案 (B)	比較(B-A)	削減案の説明
人件費	14,391,720	6,321,162	▲ 8,070,558	
人件費	14,391,720	6,321,162	▲ 8,070,558	雇用形態見直し(バス運転手・ボイラー・トレーナー)
需用費	29,121,350	23,870,783	▲ 5,250,567	
消耗品費	3,220,269	2,813,269	▲ 407,000	シャンプー・ボディソープの廃止
水道料	4,807,410	3,388,493	▲ 1,418,917	福祉棟2時間短縮による効果
電気料	11,128,921	9,939,596	▲ 1,189,325	福祉棟2時間短縮による効果
ガス代	129,692	129,692	0	
重油	5,184,585	4,226,265	▲ 958,320	福祉棟2時間短縮による効果
軽油	1,060,888	318,266	▲ 742,622	福祉バス廃止による効果(▲福祉バスの70%減で試算)
ガソリン	4,920	4,920	0	
灯油代	231,325	231,325	0	
修繕料	3,353,340	2,818,957	▲ 534,383	福祉バス廃止による効果(▲福祉バスの70%減で試算)
役務費	914,154	860,169	▲ 53,985	
郵便料	0	0	0	
電話料	307,060	307,060	0	
登記簿発行手数料	1,000	1,000	0	
ごみ収集手数料	56,254	56,254	0	
クリーニング代	145,110	145,110	0	
自動車損害賠償責任保険料	13,080	11,235	▲ 1,845	福祉バス廃止による効果
自動車損害任意共済保険料	87,690	35,550	▲ 52,140	福祉バス廃止による効果
水質検査	124,950	124,950	0	
損害賠償責任保険料	179,010	179,010	0	
委託料	26,960,961	18,142,301	▲ 8,818,660	
浴場ろ過配管清掃業務委託料	710,850	710,850	0	
電気保安点検業務委託料	528,000	528,000	0	
受水槽清掃検査委託料	67,200	67,200	0	
浄化槽蒸発散維持管理委託料	2,015,000	2,015,000	0	
自動扉保守点検管理委託料	252,000	252,000	0	
防災設備保安点検管理委託料	414,855	414,855	0	
警備委託料	967,386	967,386	0	
総合福祉センター管理委託料	6,409,840	2,404,640	▲ 4,005,200	監視業務の見直し(福祉棟・ふれあい棟)
清掃業務委託料	10,155,480	6,192,520	▲ 3,962,960	清掃業務の見直し、定期清掃(専門業者)の見直し
ゴキブリ駆除等委託料	544,900	544,900	0	
外構管理委託料	770,000	770,000	0	
健康機材保守点検委託料	69,000	69,000	0	
温水ヒーター保守点検業務委託料	231,000	231,000	0	
浴場設備機器保守点検業務委託料	326,550	326,550	0	
貯湯槽タンク清掃業務委託料	51,450	51,450	0	
オゾン発生装置保守点検業務委託	850,500	0	▲ 850,500	オゾン発生装置の停止
給湯器保守点検委託	31,500	31,500	0	
オイルタンク保守点検業務委託料	0	0	0	
福祉棟浴槽清掃委託料	0	0	0	
福祉棟管理業務	1,800,000	1,800,000	0	
駐車場区画線設置委託料	765,450	765,450	0	
使用料及び賃借料	815,937	815,937	0	
清掃用具使用料	423,007	423,007	0	
観葉植物使用料	0	0	0	
テレビ受信料	102,080	102,080	0	
放送施設使用料	68,040	68,040	0	
カラオケ施設使用料	85,050	85,050	0	
カラオケ使用料	137,760	137,760	0	
公課費(自動車重量税)	81,900	81,900	0	
予備費	0	0	0	
合計	72,286,022	50,092,252	▲ 22,193,770	
収支	60,251,727	40,144,252	▲ 20,107,475	

総合福祉センター運営見直しによるコスト削減額(見直し項目)

単位:千円

施設	区分	見直し内容	説明	削減額 (見込)
福祉棟	1	福祉棟利用時間の時間短縮 (現行) 10:00~19:00 (見直し案) 10:00~17:00	利用時間の2時間短縮による業務委託コスト(清掃・監視)の削減	3,370
			利用時間の2時間短縮による維持管理コスト(光熱水費)の削減 【水道、電気、重油の試算(直近単価)】 H20 23,792千円(21時まで営業) H21 20,226千円(19時まで営業) 差引 3,566千円	3,566
	2	巡回バスの廃止及び予約制の導入	巡回バス見直しによる運転手コストの削減	4,013
			送迎用自動車の小型化(10人乗り)による維持管理コストの削減 【参考:削減額の試算】 H21修繕料・燃料等 1,925千円(福祉バス2台分) 10人乗りバス試算額 594千円(燃料費等はH21実績の3割) 差引(削減額) 1,331千円 ※福祉バス2台は廃車 (参考:走行距離)1号 429,682km 2号 375,435km	1,331
	3	ボイラー員の人件費見直し	ボイラ業務にかかる雇用形態の見直しによるコストの削減 【参考:削減額の試算】 H21実績 常勤職員及び臨時職員 3,102千円 試算額 雇用形態見直し(パート) 2,107千円 差引(削減額) 995千円	995
	4	オゾン発生装置の停止	お風呂の水質管理については、保健所の基準で残留塩素濃度を維持することが必須とされており、特にオゾン殺菌を必要とされているわけではない。そのため、オゾン発生装置を停止し、これに係る保守点検委託料を削減する。	851
5	シャンプー及びボディーソープの廃止	現在の安価な使用料でシャンプー及びボディーソープを施設側が用意することは過剰なサービスであるのでこれを廃止する。 【参考(H21)】 ・シャンプー 95千円(@4725×20箱(10ℓ)) ・ボディーソープ 312千円(@5198×60箱(10ℓ))	407	
小計				14,533
管理棟	6	専門業者による定期清掃業務委託の廃止	全面表面洗浄ワックスコーティング、カーペットクリーニング、窓ガラス洗浄(年4回)を廃止し業務委託料を削減する。(文化体育総合施設は専門業者による定期清掃は行っていない)	1,040
	7	管理棟監視員の第3日曜日勤務の廃止	専門業者による定期清掃は全館休館の第3日曜日に行っているため、区分6「専門業者による定期清掃業務委託の廃止」に伴い監視業務は必要ないため。	64
	小計			
勤労者ふれあい棟	8	トレーニングルームの見直し (現行) 10:00~22:00 (見直し案) 13:00~21:00	利用時間を4時間短縮及びトレーナーの雇用形態の見直しによるコストの削減 【参考:時間帯別利用状況(H21)】 ・10時から13時まで 1日平均 3.8人(32%) ・13時から22時まで 1日平均 8.1人(68%) ・合計 1日平均11.9人	3,063
			ふれあい棟監視業務の見直し(トレーナーが兼務)	ふれあい棟の監視業務をトレーナーが兼務し、監視員委託業務を廃止することによるコストの削減
	9	ふれあい棟清掃業務の廃止	文化体育総合施設との人員比較によるコストの削減(1名4時間分削減) 【参考:17時までの比較】 ・総合福祉センター 4時間×3人・7時間×2人 計26時間 ・文化体育総合施設 8時間×2人 計16時間	1,117
	小計			
合計				22,194

総合福祉センター運営見直しに伴う効果額(予測)

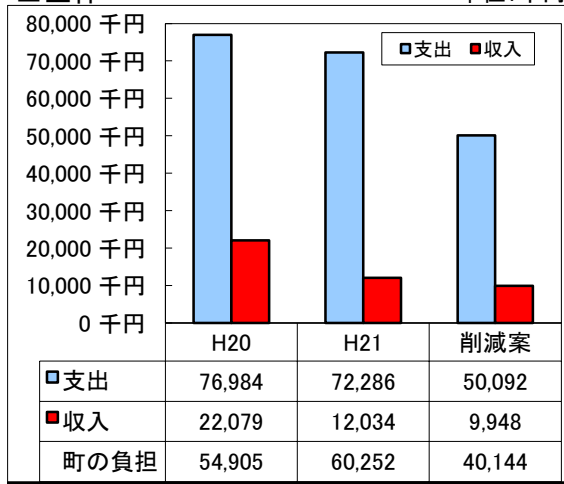
○効果額

	H21	削減案	削減効果額
収入	12,034	9,948	▲ 2,086
支出	72,286	50,092	22,194
収支	▲ 60,252	▲ 40,144	20,108

○施設別効果額

■全体

単位:千円

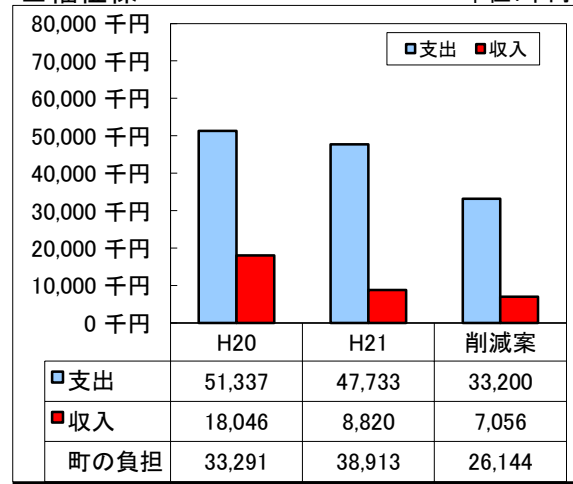


【改善案の算出根拠(対H21)】

(支出)・各施設の累計
(収入)・各施設の累計

■福祉棟

単位:千円



【改善案の算出根拠(対H21)】

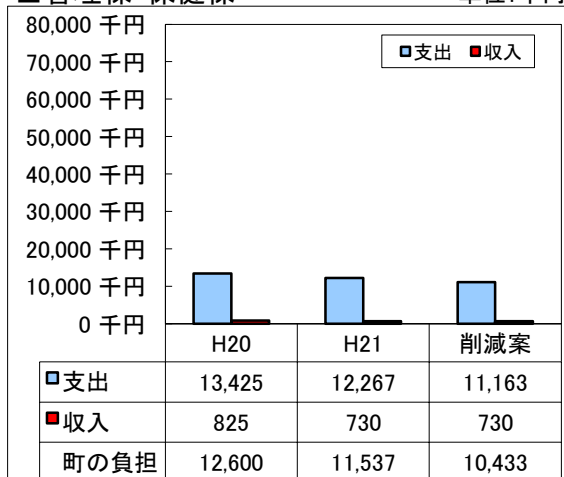
(支出)・業務見直しに伴う効果額 ▲14,533千円
(収入)・利用時間短縮に伴う減(20%減の予想)
 $8,821千円 \times 20\% = \text{▲}1,764千円$

【H21利用者内訳】

10時～17時 34,612人(80%)
17時～19時 8,583人(20%)

■管理棟・保健棟

単位:千円

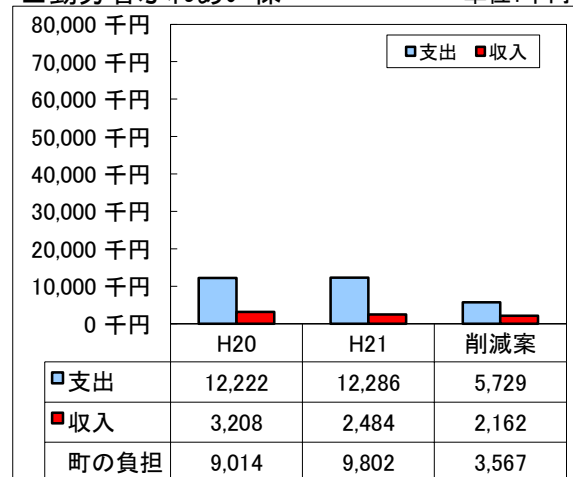


【改善案の算出根拠(対H21)】

(支出)・業務見直しに伴う効果額 ▲1,104千円
(収入)・H21と同額

■勤労者ふれあい棟

単位:千円



【改善案の算出根拠(対H21)】

(支出)・業務見直しに伴う効果額 ▲6,557千円
(収入)・利用時間短縮に伴う減(32%減の予想)
 $1,006千円(H21トレーニング収入) \times 32\% = \text{▲}322千円$

【H21利用者内訳】

10時～13時 1,123人(32%) 1日あたり 約3.8人利用

※1 光熱費や委託料など施設全体にかかる共通経費は、福祉棟7割、管理・保健棟3割で算出する(ふれあい棟の共通経費はない)

勤労者ふれあい棟使用料改定について(冷暖房関係)

単位:円(税込) 1時間あたり

区分			現行料金	変更料金	(参考)町立体育館	
アリーナ	町内	アマチュアスポーツ	全室	370	変更なし	315
			3/2	250	変更なし	設定なし
			3/1	120	変更なし	105
			照明	520	変更なし	525
			冷暖房	310	1,050	設定なし
	その他			2,100	変更なし	
	町外	アマチュアスポーツ	全室	560	変更なし	630
			3/2	370	変更なし	設定なし
			3/1	180	変更なし	210
			照明	780	変更なし	525
冷暖房			470	1,570	設定なし	
その他			3,150	変更なし		
トレーニングルーム	町内	1回	230	280	設定なし	
		冷暖房	100			
	町外	1回	260	310	設定なし	
		冷暖房	100			

○料金改定の理由

①アリーナ冷暖房について

アリーナの冷暖房については、近隣市町に冷暖房を完備している体育館が少ないため他の施設との比較ができないが、当施設の冷暖房機を稼働させるためには燃料として灯油が必要のため、灯油代にかかる費用を料金設定の目安にした。

	冷暖房 利用時間(h)	灯油使用量 (ℓ)	灯油単価 (ℓ/円)	1時間あたり 稼働コスト
平成20年度	413	4,541	121	1,345 円
平成21年度	274	3,135	74	843 円
2カ年平均	343	3,838	97	1,085 円

②トレーニングルーム冷暖房について

トレーニングルームの冷暖房については、開設当初より利用者の苦情が多く寄せられている案件である。苦情として多いのは、外気温に関係なく“冷暖房期間”で運用しているため、「汗をかきに来ているのだから、冷房は要らない」、「お金を払っているのに冷房が効いていない」、さらに冬季は「暖房の中で運動すると気分が悪くなる」といったものがある。

そのため、冷暖房料を含めた料金体系に見直し、トレーナーの判断で運動に適した室内温度で運用することとする。

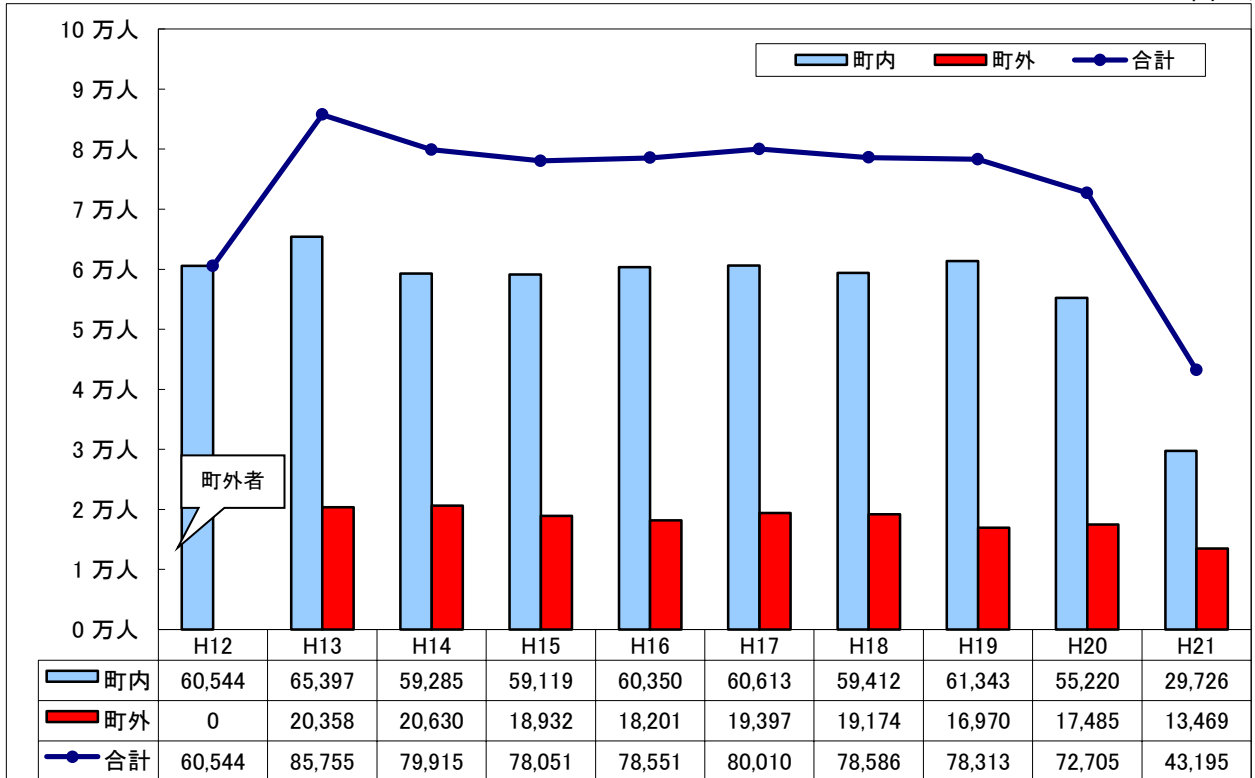
なお、平成12年度以前の町立体育館のトレーニングルームの時には、冷暖房料という形で料金は徴収していなかった。

○現在の冷暖房期間「7月～9月、12月～3月」

福祉棟の利用状況

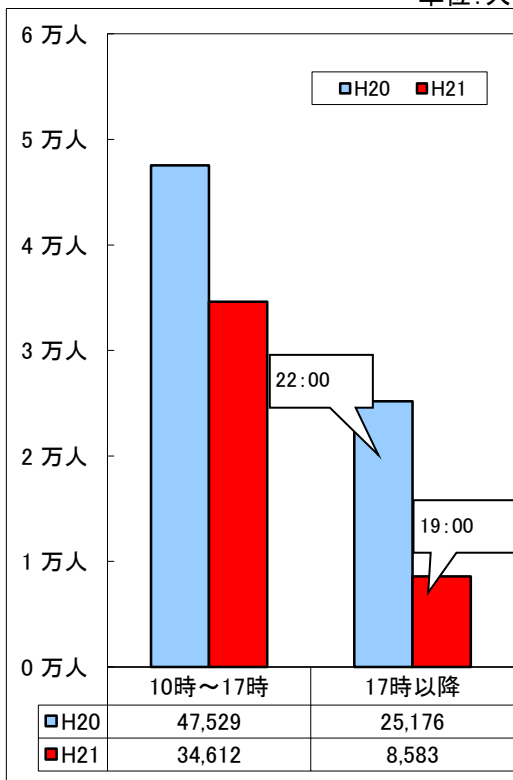
○入浴施設延べ利用者数

単位:人



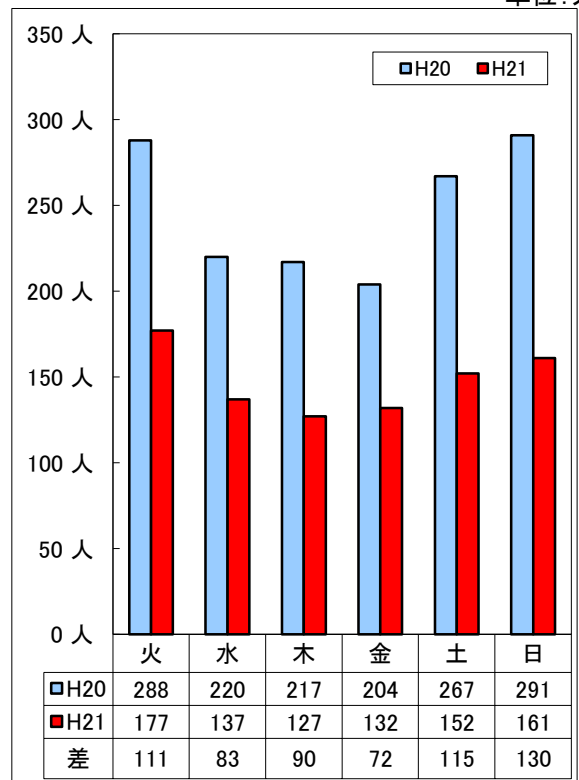
○時間帯別利用状況

単位:人



○曜日別平均利用者数

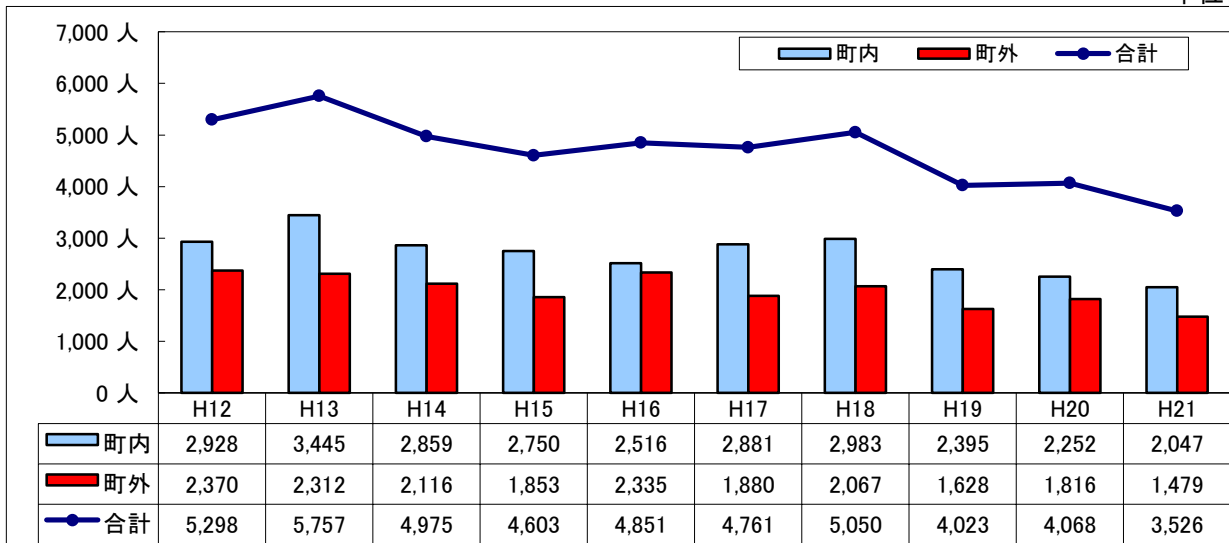
単位:人



勤労者ふれあい棟(トレーニングルーム)の利用状況

○トレーニングルーム利用者数

単位:人



○時間帯別利用状況(平成21年度)

	日中			夜間	合計	町内	町外
	10:00~ 12:00	12:00~ 13:00	13:00~ 17:00	17:00~ 22:00			
1日平均	3.1人	0.7人	3.5人	4.6人	11.9人	6.9人	5.0人

○トレーニングルーム設置機器

NO	機種名	用途	状態	修理	購入年月日	型番
1	Stair Master	昇降運動	故障	可能	H12.03.30	
2	Stair Master	昇降運動			H12.03.30	
3	エアロバイク	自転車運動		一部可能	H12.03.30	V70
4	エアロバイク	自転車運動		一部可能	H12.03.30	V70
5	エアロバイク	自転車運動		一部可能	H01.06.30	600
6	エアロバイク	自転車運動		一部可能	H01.06.30	600
7	エアロバイク	自転車運動	故障	不可	H07.08.08	CB-X1000
8	ラボード	ジョギング運動			H12.03.30	X70
9	ラボード	ジョギング運動	故障	不可	H01.06.30	S
10	ベルトバイブレーター	腰にベルト振動をあてる(疲労回復)			H01.06.30	
11	ツイストマシン	上肢の回転運動			H01.06.30	BH0502
12	バレルローラー	足にローラーをあてる(疲労回復)			H01.06.30	
13	フィットネスローラー	全身にローラーをあてる(疲労回復)			H12.03.30	05B
14	腹筋マシン	腹筋運動			H01.06.30	BB1021
15	筋力トレーニング機	体全体の筋力運動			H01.06.30	



Stair Master(No1)



エアロバイク(No3・4)



エアロバイク(No5・6)



ラボード(No9)

■平成23年度行財政改革の取り組み状況

具体的な目標：総合福祉センター運営見直しによるコスト削減（連番20）

平成23年度実施により削減した額 合計5,853,799円

（実施内容）

①清掃業務の見直し

- ・定期清掃回数年4回を2回に回数減 **663,769円**
 1,035,000円（平成22年度委託料）－ 361,231円（平成23年度委託料）＝663,769円

②福祉バスの見直し

平成23年10月より福祉バスの廃止により削減

- ・人件費、運転手賃金（10月から3月）の削減 3,661,797円
 - ・バス燃料費 軽油代（10月から3月）の削減 472,397円
 - ・自動車保険料 56,220円
 - ・公課費（1台分） 47,000円
- 計 4,237,414円

③ふれあい棟冷暖房料の見直し

平成23年12月議会において条例改正

○福祉棟に関するコスト削減

オゾン発生装置の廃止により

- ・委託料の削減 **655,809円**
 829,500円（平成22年度委託料）－ 173,691円（平成23年度委託料）＝ 655,809円

シャンプー・ボディソープの廃止により

- ・平成23年10月より廃止 **286,807円**
 354,375円（平成22年度）－ 67,568円（平成23年度）＝ 286,807円

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	21	主管課	総務課	その他担当課											
最終目標	資産を有効活用するまちづくり（モノ）				●指標（実施に関する目標達成の状態）										
中間目標	効率的、効果的な資産の管理改善				公用車維持管理費の削減2,745千円										
直接的な目標	管理経費の節減				(現在までの累積効果額)										
具体的改革項目	公用車更新計画の策定と維持管理費の削減				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）										
実施概要	<p>現在、鞍手町は公用車を31台（企業会計所有車・くらじ1号・2号は除く）所有し、年間の修繕費が約267万円・燃料費が約290万円かかっている（H21）。平成22年度で約90%以上の車両が購入から10年以上経過していることから、ここ数年間での修繕費増加が予想され、公用車全体の見直しが必要と思われる。</p> <p>よって、各課が所有する公用車を一元管理化にし、現状の車両把握（経過年数、走行距離、近年の維持修繕費等）、必要台数の見直し等を行い「公用車更新計画」を作成し、維持管理費等の経費削減を図る。</p> <p>※具体的実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車更新計画の策定と維持管理費2,745千円の削減 <ol style="list-style-type: none"> ①現状の車両の把握 ②必要台数の見直し ③廃車・更新（買い替え）基準の決定 ④更新時の維持費（燃費等）を考慮した車種の選定 														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	—				
	具体的取組内容 保険健康課、福祉人権課所有の2台を廃車（平成2年型式、平成5年型式分）しました。公用車一元化ということで、公用車予約システムを活用し効率的に運用しています。 今後についても各課が所有する公用車については、走行距離、修繕履歴、その他の費用について継続調査し、公用車の適正台数にするための廃車や更新を検討しています。														
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														

公用車更新計画一覧

経過年数10年以上かつ走行距離10万Kmを超えたもの

番号	車名	種類(用途)	管理課名	取得年度	経過年数	H22/7 走行距離 (Km)	平均年間 走行距離 (Km)	H22		H23		H24		車検	廃車・ 廃車予定
								経過 年数	走行距離	経過 年数	走行距離	経過 年数	走行距離		
1	トヨタ	給食運搬用トラック	教育課	H6	16	76,760	4,798	16	76,760	17	81,558	18	86,355	H24.8.18	
2	トヨタエース	給食運搬用トラック	教育課	H7	15	76,942	5,129	15	76,942	16	82,071	17	87,201	H25.10.4	
3	ミツビシ	軽トラック	教育課	S62	24	154,201	6,425	24	154,201	25	160,626	26	167,051	H25.4.13	廃車検討予定
4	スズキエブリイ	軽貨物	教育課	H12	10	63,000	6,300	10	63,000	11	69,300	12	75,600	H25.3.27	
5	スバル	軽トラック	教育課	H20	3	18,752	6,251	3	18,752	4	25,003	5	31,253	H25.10.31	
6	ダイハツハイゼットカーゴ	軽貨物	上下水道課(下水)	H11	12	48,066	4,006	12	48,066	13	52,072	14	56,077	H25.5.27	
7	スズキエブリイ	軽貨物	上下水道課(下水)	H13	9	46,163	5,129	9	46,163	10	51,292	11	56,421	H25.11.21	
8	アルトパーキー	軽貨物(保健指導車)	保険健康課	H2	21	147,045	7,002	21	147,045	22	154,047	23	161,049	H23年度廃車	
9	ワゴンR	軽貨物	保険健康課	H22	軽貨物	0	7,002	0	0	1	7,002	2	14,004	H25.12.23	
10	アルト	軽乗用(保健指導車)	保険健康課	H6	17	62,933	3,702	17	62,933	18	66,635	19	70,337	H25.5.9	
11	エブリイ	軽貨物(保健指導車)	保険健康課	H8	15	44,390	2,959	15	44,390	16	47,349	17	50,309	H24.5.25	
12	ダイハツハイゼット	軽トラック	農政環境課	H11	12	65,923	5,494	12	65,923	13	71,417	14	76,910	H25.5.27	
13	アルト	軽乗用	総務課	H9	13	90,632	6,972	13	90,632	14	97,604	15	104,575	H24.12.2	
14	ダイナ	トラック	総務課	H7	16	35,855	2,241	16	35,855	17	38,096	18	40,337	H25.10.4	
15	クラウン	庁用車	総務課	H5	18	161,231	8,957	18	161,231	19	170,188	20	179,146	H24.4.21	
16	コースター	マイクロボス	総務課	H5	18	86,070	4,782	18	86,070	19	90,852	20	95,633	H24.6.24	
17	ハイエース	10人乗り	総務課	H4	18	68,713	3,817	18	68,713	19	72,530	20	76,348	H25.10.4	
18	アルト	軽乗用(広報車)	総務課	H8	15	67,000	4,467	15	67,000	16	71,467	17	75,933	H25.5.31	
19	ADバン	小型貨物(庁用車)	総務課	H17	6	49,709	8,285	6	49,709	7	57,994	8	66,279	H24.4.26	
20	アルト(旧ヘルパー号)	軽乗用	総務課(税務)	H8	15	85,687	5,712	15	85,687	16	91,399	17	97,112	H25.5.31	
21	アルト(旧ヘルパー号)	軽乗用	総務課(福祉)	H5	17	87,003	5,118	17	87,003	18	92,121	19	97,239	H24.8.30	
22	アルト(旧ヘルパー号)	軽乗用	総務課(福祉)	H5	17	88,424	5,201	17	88,424	18	93,625	19	98,827	H23年度廃車	
23	アルト(旧ヘルパー号)	軽乗用	総務課(教育課)	H5	17	90,660	5,333	17	90,660	18	95,993	19	101,326	H24.8.30	
24	マーチ	乗用車	総務課	H20	3	28,148	9,383	3	28,148	4	37,531	5	46,913	H25.5.29	
25	エクスパート	普通バン	総務課	H11	11	83,811	7,619	11	83,811	12	91,430	13	99,049	H24.3.9	
26	スズキエブリイ	軽貨物	建設課	H15	7	67,009	9,573	7	67,009	8	76,582	9	86,154	H25.8.5	
27	キャリー	軽トラック	建設課	H5	17	61,270	3,604	17	61,270	18	64,874	19	68,478	H25.9.6	
28	スズキエブリイ	軽貨物	建設課	H12	10	67,300	6,730	10	67,300	11	74,030	12	80,760	H25.3.27	
29	スズキエブリイ	軽貨物	建設課	H13	9	89,565	9,952	9	89,565	10	99,517	11	109,468	H25.11.24	
30	ハイエース	10人乗り(学童送迎車)	福祉人権課	H16	6	24,865	4,144	6	24,865	7	29,009	8	33,153	H26.3.27	
31	ワゴンR	軽貨物	総務課(福祉)	H22		0	5,201	0	0	1	5,201	2	10,402	H25.12.23	

※企業会計所有車は除く

平成24年3月31日現在 29台保有

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	22	主管課	総務課	その他担当課	企画財政課・建設課										
最終目標	資産を有効活用するまちづくり（モノ）				●指標（実施に関する目標達成の状態）										
中間目標	効率的、効果的な資産の管理改善				町有地売却による増収20,000千円（年4,000千円）										
直接的な目標	資産の有効活用				（現在までの累積効果額） 0千円										
具体的改革項目	町有財産の効率的活用				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）										
実施概要	<p>町有財産の効率的活用を図るため、面積の大きな未利用地については企業や住宅団地の誘致を行い、面積の小さな未利用地については公募により売却を図る。売却にあたっては、公有財産台帳から売却可能財産の洗い出しを行い、処分可能な土地については、価格・場所・条件等をホームページや広報に掲載し町有地の売却を促進する。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①公有財産台帳から売却可能財産の洗い出し ②売却価格基準の設定（不動産鑑定評価を実施） ③ホームページへの記載</p>														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	0%				
具体的取組内容	<p>町有財産については、4月から財産台帳から売却可能財産の洗い出しを行うとともに、7月からは過去に行ってきた不動産鑑定や税務班算出の仮評価額に基づき、概算売却価格の算出をしています。</p> <p>また、普通財産である土地の売払いに関する事務について、鞍手町普通財産売払事務取扱要綱として制定し整備を行いました。</p>														
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
具体的取組内容															
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
具体的取組内容															
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
具体的取組内容															
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
具体的取組内容															

近隣市町村の町有地売却方法

	ホームページ掲載	売却価格算出	審議会等の有無	備考
鞍手町	掲載なし	固定資産評価額及び不動産鑑定額を基準に算出。	審議会あり(100㎡以上)	買取希望者からの申請に伴い売却を行っている。
直方市	売却可能な財産がある場合に掲載している	一般競争入札による売却。(入札前に測量をかけた売却面積の確定を行い、最低売却価格算出のために不動産鑑定を行う。)	審議会あり(200㎡以上)	買取希望者からの申請に伴う売却のほか、売却できそうな土地については広報等でお知らせしている。
宮若市	売却可能な財産がある場合に掲載している	一般競争入札による売却。公簿面積で売却を行う。最低売却価格については固定資産評価額を基準に算出。	審議会あり(面積に関係なくすべて審議会に諮る)	売却可能な財産がある場合は、まず隣接者に買取の意思がないか確認を行う。
小竹町	掲載なし	固定資産評価額を基準に算出。	審議会あり(100㎡以上)	売却可能な財産がある場合は、まず隣接者に買取の意思がないか確認を行う。
遠賀町	売却可能な財産がある場合に掲載している	一般競争入札による売却。最低売却価格算出のために不動産鑑定を行う。	審議会なし	公募しているが買い手がいない。

基本不動産鑑定報酬額表

評価額	対象不動産の種類						
	A 宅地または建物の 所有権	B 宅地見込地の種有 権	C 農地、林地、原野、 池沼、墓地、雑種地 の所有権、家賃 権、地役権	D 宅地の借地権、底 地(貸地)の所有 権、地役権	E 区分地上権及び地 代	F 自由の建物及びそ の敷地の所有権	G 建物の区分所有権
500万円まで	145,000	193,000	289,000	145,000	193,000	193,000	193,000
1,000万円まで		241,000	338,000	169,000	217,000	217,000	217,000
1,500万円まで	157,000	313,000	410,000	205,000	265,000	253,000	265,000
2,000万円まで	181,000	362,000	458,000	229,000	313,000	277,000	313,000
2,500万円まで	199,000	398,000	494,000	253,000	349,000	301,000	349,000
3,000万円まで	211,000	422,000	518,000	277,000	373,000	325,000	373,000

ホームページのイメージ(案)

町で所有している土地を売却します

町有地売却情報

町では、町が所有している土地を個人・法人等の方々に活用していただくため、次の物件を売却します。
現地説明会は行いませんので、必ず現地を確認の上、申し込みしてください。

1. 物件一覧

No	画像	所在地	現況地目	価格 (坪単価)	土地面積 (坪)	建ぺい率 容積率	詳細情報
1		鞍手町大字小牧 1,889-9 他	雑種地 原野	***万円 (*.*万円)	1,163.00m ² (約 352.4 坪)	60% 200%	詳細を見る
2		鞍手町大字○○○○○○○	***	***万円 (*.*万円)	***.***m ² (**.*坪)	**% ***%	詳細を見る
3		鞍手町大字○○○○○○○	***	***万円 (*.*万円)	***.***m ² (**.*坪)	**% ***%	詳細を見る
4		鞍手町大字○○○○○○○	***	***万円 (*.*万円)	***.***m ² (**.*坪)	**% ***%	詳細を見る

2. 売却方法

(先着順の方法の場合)

- ①常時、公募を受け付けています。
 - ②上記の売却価格で売却します
 - ③最も早く申し込みした方に売却します。
 - ④同一日に複数の申し込みがあった場合は、抽選により決定します。
- ※必ず町有地売却応募要領をご覧ください。 [\(WORD\)](#) [\(PDF\)](#) ←(要作成)

3. 応募に必要な書類

- ①普通財産譲与(譲渡)申請書 (WORD) (PDF)
- ②現住所での市町村民税の滞納のない証明書
(法人の場合、設置されている市町村の滞納のない証明書)
- ③住民票謄本(法人の場合、登記簿謄本)

4. お問い合わせ先

鞍手町役場 総務課 庶務管財班
TEL0949-42-2111(内線 325) FAX0949-42-5693

ホームページのイメージ(案)



町有地売却情報(物件詳細情報 No1)

○現況写真



○周辺地図



■物件番号	1	■用途地域	第1種住居地域
■売却地	鞍手町大字小牧 1,889-9,1891-1	■制限等	なし
■登記地目	雑種地、原野	■建ぺい率	60%
■現況地目	雑種地	■容積率	200%
■面積(台帳)	1,163.0 m ²	■電気	可
■面積(実測)	お問い合わせください。	■ガス	プロパン
■地形	長方形	■上水道	あり
■前面道路	町道 蘭焼・小牧線 約9m	■下水道	なし
■公共施設等	剣南小学校 鞍手北中学校 第13学区区域内高校(東筑高校を含む)		
■特記事項			

この物件に関するお問い合わせは

○鞍手町役場 総務課 庶務管財班 TEL0949-42-2111(内線 325) FAX0949-42-5693

鞍手町普通財産売払事務取扱要綱

平成 23 年 9 月 30 日
鞍手町告示第 71 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、鞍手町が所有する普通財産である土地の売払いに関する事務に関し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和30年鞍手町条例第21号）、鞍手町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（昭和56年鞍手町条例第16号）、鞍手町財務規則（昭和56年鞍手町規則第4号。以下「規則」という。）、鞍手町町有財産審議会要綱（平成10年鞍手町告示第36号）、その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第 2 条 普通財産の売払いに関し、他に特別の定めのあるものについては、この要綱は適用しない。

(売払対象)

第 3 条 普通財産の売払いは、次の各号のいずれかに該当すると認められるものに限り行うことができる。

- (1) 社会的、経済的条件等を総合的に勘案し、当該普通財産を将来の行政目的の手段として保有しておく必要がないと認められるもの。
- (2) 当該普通財産を保有し、かつ、運用することが公益上又は財産運営上、不要又は不相当であると認められるもの。

(売払いの方法)

第 4 条 普通財産の売払いは、一般競争入札（以下「入札」という。）により行うこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、随意契約により行うことができる。

- (1) 国、地方公共団体、その他の公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
 - (2) 公共事業に係る代替地の用に供するとき。
 - (3) 既に貸し付け済みである普通財産について、当該普通財産の借受人に対して売払うとき。
 - (4) 袋地、面積が狭小又は不整形地等の土地で、隣接土地所有者以外の者が単独で利用することが困難とされる場合において、当該隣接土地所有者に売払うとき。
 - (5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき。
 - (6) 入札により処分することが不利と認められるとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、法令上随意契約により行うことができる場合に該当し、町長が随意契約により売払うことを適当と認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、町長が定額で売払うことが適当であると認める場合は、公募による抽選（以下「公募抽選」という。）によることができる。
- 3 前2項において申込者がいない場合又は第1項本文において申込者が1者のみである場合においては、町長が指定した日から先着順による随意契約により当該普通財産を売払うことができる。
- 4 前2項の規定による公募は、町のホームページ等への掲載により行うものとする。

(売払う普通財産の用途指定)

第 5 条 売払う普通財産の用途指定は、規則第179条の規定により行う。

2 町長は、売払う普通財産の用途に次の条件を付することができる。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用に供してはならないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する者その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に使用してはならないこと。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための用途に供しないこと。
- (4) その他未利用町有地の用途として適当でないと町長が指定するものに使用してはならないこと。

- 3 買受人は、未利用町有地の所有権を第三者に移転する場合は、前項の条件を継承しなければならない。
- (予定価格等)
- 第6条 予定価格及び売払価格（以下「予定価格等」という。）は、原則として不動産鑑定評価額を基とした評定価格とする。ただし、土地等の性質、経済性その他の観点から、その価格が適当でないと認められるときは、次の各号のいずれかの方法により算定するものとする。
- (1) 近隣土地の取引事例価格を基とした評定価格（参考となる売却事例があるときに限る。）
- (2) 固定資産税評価額を基とした評定価格
- (申込資格等)
- 第7条 普通財産の売払いにおいて、買受けの申込みができる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、普通財産の売払いについて買受けの申込みをすることができない。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項第2号から同項第6号までの規定に該当する者
- (2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織の構成員等
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、公正手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
- (4) 現住所の市町村民税等を滞納している者
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本町の職員
- 2 前項に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるときは、別に申込みの資格を制限することができる。
- (申込みの条件)
- 第8条 買受けの申込みは、同一の募集において1人又は1法人につき、2以上の物件への申込みを妨げない。ただし、公募抽選の場合は、同一の募集において1人又は1法人につき、1物件の申込みとする。
- 2 前項において、申込者と同一世帯の者が行った申込みについては、申込者が行ったものとみなす。
- (入札の公告)
- 第9条 売払いの方法が入札の場合は、規則第90条の規定により公告する。
- (入札参加の申込み)
- 第10条 入札に参加しようとする者は、前条の規定により公告した期間内に、入札参加申込書（様式第1号）に、住民票又はそれに代わる証明書（法人にあっては、法人登記簿謄本）、印鑑証明書及び納税証明書を添えて、提出しなければならない。
- (入札参加資格の審査)
- 第11条 前条の規定による申込みを受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、入札参加承認書（様式第2号）を当該申込者（以下「入札参加者」という。）に交付する。
- (入札保証金)
- 第12条 入札参加者は、規則第94条の規定による入札保証金を入札執行前までに納付しなければならない。
- (入札書等の提出)
- 第13条 入札参加者は、入札書（様式第3号）に第11条の入札参加承認書を添えて、指定の日時に指定の場所に提出しなければならない。
- 2 代理人をして入札に参加する者は、委任状（様式第4号）を提出しなければならない。
- (入札の無効)
- 第14条 規則第96条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (入札保証金の還付)
- 第15条 入札保証金は、入札終了後これを還付する。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付する。
- 2 還付する入札保証金には、利息を付さないものとする。
- (落札者の決定)

第16条 町長は、予定価格以上で最高価格の入札を行った者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(入札執行の中止等)

第17条 町長は、特に必要と認めたときは入札の執行を延期又は中止若しくは取り消すことができる。

この場合において、入札者が損失を受けても、町は補償の責を負わないものとする。

(公募抽選の公告)

第18条 売払いの方法が公募抽選の場合は、次に掲げる事項を公告する。

- (1) 売払う普通財産に関する事項
- (2) 申込者の資格
- (3) 用途条件及び制限
- (4) 応募期間
- (5) 応募の方法
- (6) 売払価格
- (7) 公募抽選の日時及び場所
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(公募抽選参加申込み)

第19条 公募抽選に参加しようとする者は、前条の規定により公告した期間内に、公募抽選参加申込書(様式第5号)に、住民票又はそれに代わる証明書(法人にあっては、法人登記簿謄本)及び納税証明書を添えて、提出しなければならない。

(公募抽選参加資格の審査)

第20条 前条の規定による申込みを受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、公募抽選参加承認書(様式第6号)を当該申込者(以下「応募者」という。)に交付する。

(公募抽選による契約相手方の選定方法等)

第21条 公募抽選によるときは、次に掲げる方法で、契約の相手方となる当選者を決定する。この場合において、補欠者1者を選出し、当選者が契約を締結しないときは、補欠者をもってこれに充てる。

- (1) 応募者が1者の場合 当該応募者を当選者とする。
 - (2) 応募者が複数の場合 参加者立会いによる抽選により当選者1者及び補欠者1者を決定する。
- 2 応募者は、前項に規定する抽選に参加するときは、前条の公募抽選参加承認書を提出しなければならない。
- 3 代理人として抽選に参加する応募者は、委任状を提出しなければならない。

(随意契約)

第22条 第4条第1項ただし書及び同条第3項に規定する随意契約により普通財産を売払う場合において、当該物件を買受けようとする者は、普通財産譲与(譲渡)申請書(規則様式第30号)に必要な書類を付して申請するものとする。

(決定通知)

第23条 町長は、普通財産の売払いの承認を決定したときは、普通財産売払決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

2 町長は、公募抽選において補欠者を決定したときは、普通財産売払補欠者決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(契約の締結)

第24条 普通財産の売買契約の締結は、町長が別に定める町有財産売買契約書によるものとする。

2 普通財産の売払いの承認を受けた者(以下「契約者」という。)は、売払いの承認を決定した日から30日以内に前項による売買契約を締結しなければならない。

(契約保証金)

第25条 契約者は、前条の契約を締結するときに、規則第108条の規定により契約保証金を納付しなければならない。ただし、町長が認めるときは、この限りでない。

- 2 前項において、入札による場合は、入札保証金を契約保証金に充当することができる。
- 3 契約保証金は、契約代金に充当することができる。

(売払い代金の支払い等)

第26条 普通財産を買受け、売買契約を締結した者（以下「買受人」という。）は、契約締結の日から30日以内に、町が発行する納額告知書により契約代金を納付しなければならない。

2 前条第3項の規定により契約保証金を契約代金に充当したときは、契約代金から契約保証金を控除した金額を納付するものとする。

(所有権移転登記等)

第27条 所有権移転登記は、契約代金が全額納入された後に、町が速やかに行い、登記完了日に売買物件を現状のまま引渡すものとする。

2 前項の登記に係る一切の費用は、買受人の負担とする。

3 買受人は、売買物件の引渡しを受けたときは、速やかに普通財産引受書（様式第9号）を提出しなければならない。

(買戻しの特約及び権利義務の譲渡等の制限)

第28条 町長は、普通財産である土地の用途条件又は制限への違反を防止するため、5年以内の期間を定めて、売買物件の買戻しをすることができる旨の特約登記を所有権移転登記と同時に行うことができる。

2 前項において定めた期間においては、売買物件に対する抵当権、地上権、質権、その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、町の承認を受けなければならない。

(契約等の解除)

第29条 契約者又は買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、普通財産の売払いの決定又は契約を解除することができる。

(1) 契約者が正当な理由なく売買契約を締結しないとき。

(2) 買受人が正当な理由なく納入期限までに契約代金を支払わないとき。

(3) 普通財産である土地及び建物の用途条件又は制限に違反した建築を行ったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、契約者又は買受人が契約条項又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項により契約を解除した場合は、入札保証金又は契約保証金（この項において「契約保証金等」という。）は、町に帰属するものとする。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、契約保証金等の全部又は一部を還付するものとする。この場合において、利息その他名目を問わず、返還金には一切の加算金を付さない。

(補則)

第30条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施					
連番	23	主管課	税務住民課	その他担当課	
最終目標	健全財政を確立できるまちづくり(カネ)			●指標(実施に関する目標達成の状態)	
中間目標	安定的な財源の確保			平成27年度の税徴収状況で福岡県 ベスト5 を達成	
直接的な目標	収入の向上			(現在までの累積効果額) 0千円	
具体的改革項目	福岡県内ベスト5の税収納率を達成			▲指標(検討または準備に関する目標達成の状態)	

実施概要

平成20年度県内自治体における鞍手町の税収納率は、町民税52/66位、固定資産税39/66位、軽自動車税52/66位、国民健康保険税29/63位でありどの税目においても低位の状況にあることから、収納率を向上させ税の公平負担を実現することが急務となっている。

このことから収納率向上の取組強化を図り、県内で上位の税収納率の達成を目指す。

※具体的実施内容

- ①徴税吏員の徴収に対する意識と技能の向上
- ②スペシャリストを育成する人員配置及び異動
- ③滞納処分の強化
- ④納税機会の拡大検討

■ 評価点検⇒見直し																	
年度	検討及び実施期間(検討または準備: ▲ 実施: ●)											現在の状況	進捗率(%)	単年度効果額			
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月	合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額						
平成23年度	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	—	—	—	—	—	—	—		
	具体的取組内容 県税事務所及び各種関係機関で行われる徴収業務に関する研修、勉強会等に参加しました。また、各種差押、搜索等の滞納処分の強化を実施するとともに、県の筑豊地区特別対策班からの派遣職員と合同での滞納処分の強化を図りました。 平成22年度 税収納率の順位 町民税 46/60位 固定資産税 32/60位 軽自動車税 45/60位 国民健康保険税 26/60位 県内での税収納率はいずれも上昇しています。																
平成24年度	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—							
	具体的取組内容																
平成25年度	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—							
	具体的取組内容																
平成26年度	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—							
	具体的取組内容																
平成27年度	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—							
	具体的取組内容																

収納率向上に向けた具体的方策

①徴税吏員の徴収に対する意識と技能の向上

②スペシャリストを育成する人員配置及び異動

収納率を向上させるには、財産早期発見・差押早期着手が重要であり、そのためには徴税吏員の意識と技能の向上が必要である。徴税吏員間の意思統一を図り、この二つの底上げを行う。

また、技能の習得には長期間を要するため、積極的に研修等に参加するだけでなくスペシャリストを育成する人員配置及び異動が必要である。

- ・毎月1回以上のミーティングを実施
- ・平成21年度より続く県税特別対策班職員の派遣を平成25年度まで要請
- ・新任者、管理職を問わず積極的に研修等に参加
- ・スペシャリストを養成する人事異動

③滞納処分の強化

担税力がありながら滞納している者に対し滞納処分を徹底して行う。

また、公売や実績公表など新たな取り組みを行い、新たな滞納発生の抑制に努める。

- ・差押の大幅増（平成26年度までに徴税吏員一人の年間差押件数を150件とする。）
- ・捜索と近隣自治体との合同公売会の実施
- ・前年度滞納処分件数や収納率等を公表

■20年度徴税吏員2名による差押件数及び換価額

単位（円）

税目	差押件数 6件			合計
	本税	督促	延滞金	
町・県民税	175,126	1,200	26,224	202,550
固定資産税	0	0	0	0
軽自動車税	0	0	0	0
国民健康保険税	87,900	300	1,900	90,100
合計	263,026	1,500	28,124	292,650

■21年度徴税吏員2名による差押件数及び換価額

単位（円）

税目	差押件数 129件			合計
	本税	督促	延滞金	
町・県民税	4,696,333	19,400	1,034,500	5,750,233
固定資産税	2,155,241	15,200	749,311	2,919,752
軽自動車税	111,400	2,200	14,200	127,800
国民健康保険税	3,504,797	13,000	433,847	3,951,644
合計	10,467,771	49,800	2,231,858	12,749,429

■22年度徴税吏員3名による差押件数及び換価額

単位（円）

税目	差押件数 148件			合計
	本税	督促	延滞金	
町・県民税	9,025,223	70,400	1,830,622	10,926,245
固定資産税	3,347,026	19,200	891,279	4,257,505
軽自動車税	426,085	8,700	136,400	571,185
国民健康保険税	3,496,969	23,100	1,148,415	4,668,484
合計	16,295,303	121,400	4,006,716	20,423,419

税目	現年度徴収率（％）			滞納繰越徴収率（％）		
	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度
町・県民税	96.55	97.07	97.77	12.57	17.66	23.28
固定資産税	97.75	97.80	98.31	10.29	12.30	21.35
軽自動車税	93.50	93.93	94.88	18.70	20.41	23.15
国民健康保険税	93.48	93.79	94.27	10.14	11.50	12.42

■インターネット公売（案）

- ・通常の公売に比べ多数の入札希望者を募ることができる
- ・公売落札価格が高騰することが期待できる→税収の増加に繋がる
- ・滞納の抑止効果に繋がる

※官公庁サービス Yahoo!オークションを利用する場合

- ・契約時初期費用なし
- ・出品時の出品システム利用料なし
- ・落札時の落札システム利用料は落札額の3%必要であるが滞納処分費で対応
- ・全国で50パーセント以上の地方公共団体が利用（平成21年11月 Yahoo! JAPAN調べ）

④納税機会の拡大検討

多様化した生活環境に対応し納税者の利便性向上のため納付手段の拡大を検討する。

・コンビニ収納または、クレジットカード収納の導入検討

■公金で最も利用したい支払い方法

（単位：％）

クレジットカード	口座振替	コンビニ納付	銀行振込	その他	特になし
27.2	23.2	21.4	11.0	10.3	6.9

経済産業省「インターネット商取引とクレジット事業研究会第5回 資料5 公金クレジットカード収納の実現に向けた取組みについて」より掲載

■コンビニ収納

宮若市の例

- ・改修費用 約430万円
- ・月額契約料 5,000円
- ・手数料 58円/件

○21年度鞍手町税納付件数

税目	口座振替	口座振替以外の納付	合計
町・県民税（普徴）	3,266	8,996	12,262
固定資産税	13,409	14,406	27,815
軽自動車税	1,179	5,465	6,644
国民健康保険税（普徴）	10,072	16,691	26,763

○21年度の口座振替以外の納付が「公金で最も利用したい支払方法」の割合でコンビニ収納された場合の手数料等

（手数料は、58円/件として計算）

税目	手数料（円）
町・県民税（普徴）	145,388
固定資産税	232,822
軽自動車税	88,322
国民健康保険税（普徴）	269,751
年間契約料	60,000
合計	796,284

■クレジットカード収納（案）

※官公庁サービス Yahoo!公金払いを利用する場合

- ・Yahoo! JAPANを指定代理納付者に指定（地方自治法第231条の2第6項）
- ・1件あたりの手数料負担額を定められる（一般的に自治体負担は105円/件）
- ・納付者にとって決裁手段が多彩（Yahoo!ポイントも利用可能）

○21年度の口座振替以外の納期内納付が「公金で最も利用したい支払方法」の割合でクレジットカード収納された場合の手数料

（納期内納付者を対象とし手数料は105円/件として計算）

税目	納期内納付件数（件）	手数料（円）
町・県民税（普徴）	4,870	334,539
固定資産税	9,570	535,723
軽自動車税	3,392	203,230
国民健康保険税（普徴）	8,444	620,697
合計	26,276	1,694,188

※この他に、参加費用と月額利用料が必要

スケジュール

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
21年度より続く県税特別対策班職員の派遣を25年度まで要請						
筑豊地区合同公売会へオプザーバで参加し公売のノウハウを習得						
徴税吏員による税収納率県内ベスト5達成チームを編成						
現状の問題点と「差押大幅増」や「搜索・インターネット公売」実現を含めた目標実現のための課題を抽出し、その解決策とスケジュールを作成						
インターネット公売導入整備完了(24年度より) (搜索は23年度より実施)						
徴税吏員による税収納率県内ベスト5達成チーム計画の原直し ・目標達成度合いにより計画を再考						
収納業務担当者等によるコンビニまたはクレジットカード収納導入プロジェクトチーム編成						
24年12月までに導入可否決定 →導入の場合25年度より						

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施																									
連番	24	主管課	総務課	その他担当課	税務住民課	最終目標	健全財政を確立できるまちづくり（カネ）						●指標（実施に関する目標達成の状態）												
中間目標	安定的な財源の確保						広告掲載による増収4,988千円																		
直接的な目標	収入の向上						(現在までの累積効果額)				424千円														
具体的改革項目	有料広告掲載の拡大						▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）				要綱等の準備完了														
実施概要	第4次での職員提案に基づく取り組みにおいて、広報誌への広告掲載を実施し効果をあげている。今後は、要綱等の整理を行い、ホームページや町が作成する印刷物（公用封筒等）及び公用車に、企業等の広告を有料で掲載することにより、新たな財源の確保に努める。 ※具体的実施内容 ・有料広告掲載を実施するもの ①広報誌及び税務住民課窓口用封筒は実施中 ②ホームページバナー ③公用封筒 ④公用車																								
■ 評価点検⇒見直し																									
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（％）	単年度効果額															
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額												
平成23年度	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月	実施中	9%	424千円		424千円	
	具体的な取組内容 従来の広告掲載基準の見直しを行い、新たに鞍手町有料広告掲載に関する規則及び広報くらて有料広告掲載規程、広報くらて有料広告掲載規程を新規に制定し、広報紙のみの広告掲載を平成23年10月のホームページのリニューアルに合わせ、バナー広告掲載を開始しました。なお、公用車への広告掲載及び公用封筒への広告掲載は、現在検討中です。 平成23年度の広告収入額は424,375円でした。																								
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月		0%	—			
	具体的な取組内容																								
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月		0%	—			
	具体的な取組内容																								
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月		0%	—			
	具体的な取組内容																								
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H23年10月	H28年03月		0%	—			
	具体的な取組内容																								

鞍手町有料広告掲載に関する規則

平成 23 年 9 月 13 日
鞍手町規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、町の資産を活用し、民間企業等の広告（以下「広告」という。）を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、広告掲載のために活用する町の財産（以下「広告媒体」という。）で、当該各号に定めるところにより町長が適当と認めるものとする。

- (1) 町が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 鞍手町ホームページ
- (3) 公用車
- (4) 鞍手町コミュニティバス
- (5) その他広告媒体として、町長が適当と認めるもの

(広告掲載希望者)

第 3 条 この規則において、広告を掲載しようとする者（以下「広告掲載希望者」）は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下第 3 号において「暴力団」という。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

(広告掲載の基準及び業種の制限)

第 4 条 掲載する広告は、社会的に信用度が高く、かつ公序良俗に反せず町民に不利益を与えない中立性のある情報とし、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性を持てるものでなければならない。

2 町長は、広告媒体を活用して掲載しようとする広告が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するもの
- (3) 町としての公共性、中立性及びその品位を損なうもの、又はそのおそれがあるもの。
- (4) 青少年の健全な育成を推進する観点から不適当なもの
- (5) 消費者の被害を防止する観点から不適当なもの
- (6) 政治性のあるもの、宗教性のあるもの、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- (7) 良好な景観の形成又は風致の維持を損なうもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 前各号に定めるもののほか、広告として掲載することが不適当なもの

3 前項に定めるもののほか、業種が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこの製造販売
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) その他町長が不適当であると認めるもの

(広告内容の制限)

第5条 次の各号に定める広告は掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 人を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - エ 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 社会的に不適切と思われるもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
 - コ 町が特定の商品、企業等を推奨していると誤認させるもの
- (2) 消費者被害の未然防止、予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - ア 誇大な表現、根拠のない表現や誤認を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 人材募集広告で労働基準法等関係法令を遵守しないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種、商法及び商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - ア 水着姿及び裸体姿等で、広告内容に無関係で必然性のないもの
出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討する。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (4) その他広告媒体に掲載することに適さないと思われるもの
(広告の掲載位置、規格、掲載料等)

第6条 広告の位置、規格及び掲載料等は、広告媒体ごとに町長が別に定める。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、鞍手町有料広告掲載申込書（以下「申込書」という。）（様式第1号）を広告原稿・デザインなどの資料（以下「広告原稿等」という。）を添えて、提出しなければならない。

(審査機関)

第8条 広告掲載を適正に実施するため、鞍手町広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会は、副町長、総務課長、企画財政課長、福祉人権課長及び教育課長で構成し、委員長は副町長をもって充てる。
- 3 審査会は、次に掲げる事項について審査する。
 - (1) 広告掲載希望者の業種及び事業内容に関する事
 - (2) 掲載する広告の内容に関する事
 - (3) 第3条に定める広告の範囲に関する事
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載に関する事項

(決定)

第9条 町長は、前条の申込書を受け付けたときは、審査会に諮り掲載の可否を決定し、速やかにその結果を鞍手町有料広告掲載についての審査結果通知書（様式第2号）を広告掲載希望者に通知す

るものとする。

2 町長は、広告掲載しない旨の決定をした場合は、その理由を付して広告掲載希望者に通知しなければならない。

(契約)

第10条 広告掲載する旨の決定をされた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、広報媒体ごとに別に定める様式により、町と契約を締結するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、町が指定する期日までに、広告掲載料を一括して納付しなければならない。ただし、あらかじめ町長の承認を得たときはこの限りではない。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、町の都合により広告掲載ができなかったときはその限りではない。

(広告主の責任)

第13条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 町長は、指定する期日までに広告主が広告原案を提出しないとき若しくは広告掲載料を納付しないとき又は広告掲載に係る事業の進行に支障があると認めるときは、広告掲載を取り消すことができる。

2 町長は、広告掲載を取り消す旨の決定をした場合は、鞍手町有料広告掲載取消通知書（様式第3号）により広告主に通知しなければならない。

(広告主の申出による広告の変更)

第15条 広告主は、継続して広告掲載をするときは、鞍手町有料広告変更申込（届出）書（様式第4号）により広告内容の変更を求めることができる。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

年度別有料広告掲載料一覧

平成24年7月31日現在

(単位:円)

項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
くらて広報広告	130,000	280,000	5,000
ホームページ広告掲載		144,375	128,625
合 計	130,000	424,375	133,625
差 額 (前年比)	10,000	294,375	

有料広告掲載料

広告媒体の種類	掲載位置	規格	掲載料
くらて広報	町が指定する位置	全一段 半一段	全一段 10,000円/月 半一段 5,000円/月
ホームページバナー	町が指定する位置		2,625円/月

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	25		主管課	総務課		その他担当課									
最終目標	健全財政を確立できるまちづくり（カネ）					●指標（実施に関する目標達成の状態）									
中間目標	徹底した歳出の抑制					日当、宿泊料の見直しによる削減10,965千円									
直接的な目標	経費の抑制					(現在までの累積効果額) 1,341千円									
具体的改革項目	出張旅費の見直し					▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）									
実施概要	<p>第4次での職員提案に基づく取り組みにおいて、平成19年度に旅費条例を全改し翌年度より運用を開始した結果、平成20年度で726千円、平成21年度では539千円の削減効果を出している。今後は更なる効果を目指し、特別職及び一般職の旅費に関する条例の見直しを図り、平成23年度の運用を目指す。</p> <p>■平成21年度実績 バス、鉄道料金1,462千円 日当2,374千円 車賃576千円 宿泊料1,112千円 合計5,524千円</p> <p>※具体的実施内容 ①県内出張、公用車による県外出張に係る日当の廃止 ②公用車以外による県外出張に係る日当の一元化（特別職→一般職） ③宿泊料の一元化（特別職→一般職）</p>														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	18%	1,341千円	1,341千円		
	<p>具体的取組内容 平成23年3月議会において特別職及び一般職の旅費に関する条例の改正を行い、平成23年4月1日より平成20年度より実施していた旅費の見直しと併せて完全実施しました。内容については、県内出張、公用車による県外出張に係る日当の廃止。公用車以外による県外出張に係る日当の一元化（特別職→一般職）及び宿泊料の一元化（特別職→一般職）で1,341,000円の削減をすることができました。</p>														
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														

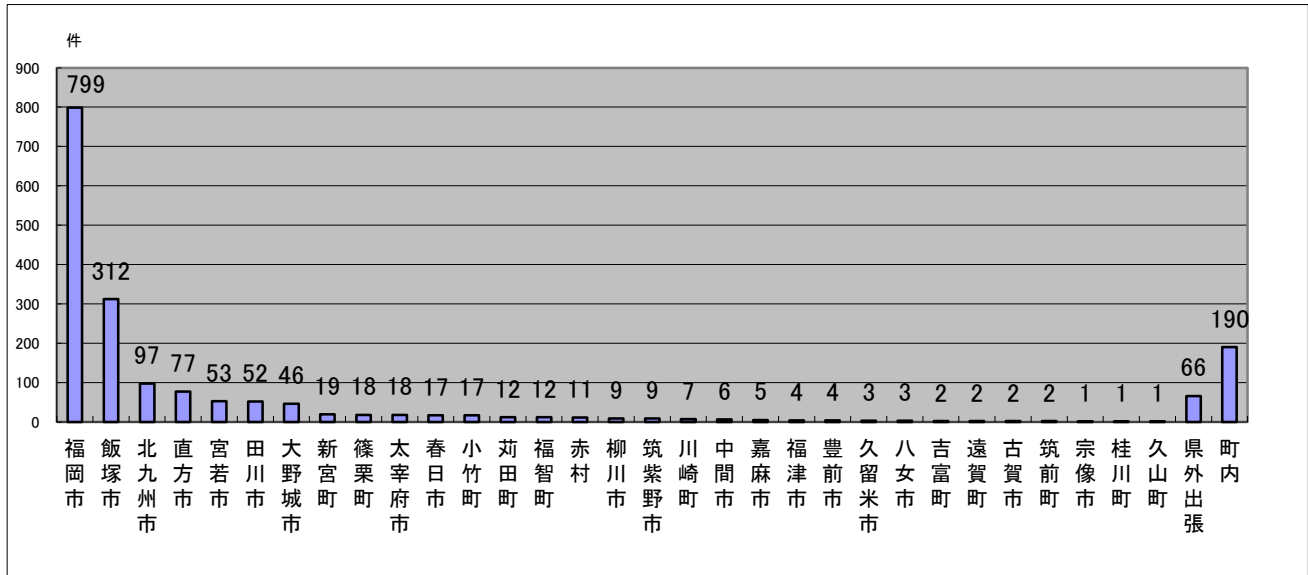
○職員提案制度 採用提案に基づく効果額

千円

提案件名	効果額			累積効果額
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
マイカー出張における旅費の改定	—	726	539	1,265

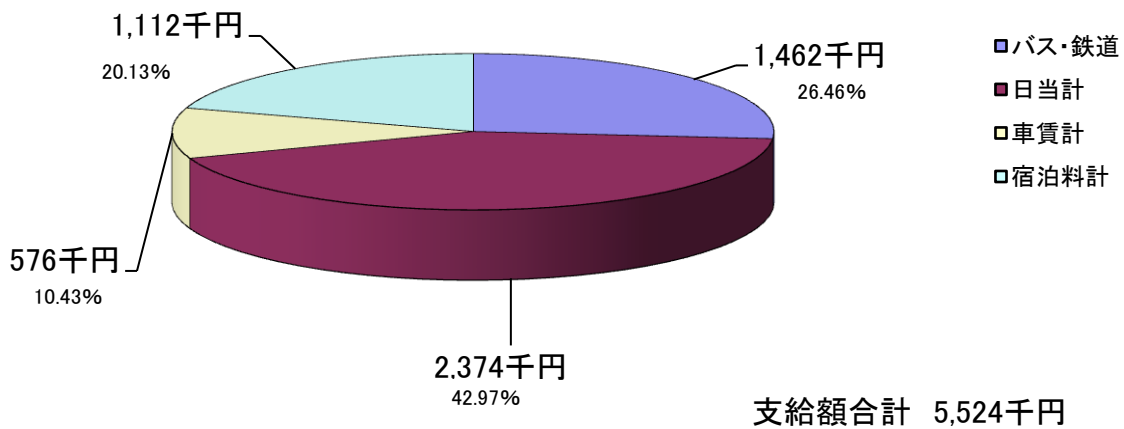
Check→Actionシート 連番13 資料より

○平成21年度出張先一覧



○平成21年度旅費支給額

支給額と割合(項目別)



■見直しに係る削減効果額

○H21県内出張に係る日当の内訳 千円

	出張分類	支給額		
		公用車	公用車以外	
現行	県内出張	1,673	390	2,063
改正後	県内出張	0	0	0
削減額		1,673	390	2,063

○H21県外出張に係る日当の内訳 千円

	出張分類	支給額		
		公用車	公用車以外	
現行	県外出張	59	252	311
改正後	県外出張	0	252	252
削減額		59	0	59

○H21公用車以外による県外出張に係る日当 千円

	日数	日当	計
現行	54	2400	130
改正後	54	1800	97
削減額			33

○H21宿泊料 千円

	日数	日当	計
現行	38	13,000	494
改正後	38	12,000	456
削減額			38

○削減額（対21年度ベース） 千円

県内出張に係る日当の廃止	2,063
公用車による県外出張に係る日当の廃止	59
公用車以外による県外出張に係る日当の一元化	33
宿泊料の一元化	38
削減額合計	2,193

■平成23年度出張旅費見直しによる 効果額集計表

	一般職		特別職				
	町内 小竹町 直方市 宮若市 中津市 遠賀郡 宗像市 北九州市 八幡西区 を除く 県内出張	県外出張 (公用車使用)	町内 小竹町 直方市 宮若市 中間市 遠賀郡 宗像市 北九州市 八幡西区 を除く 県内出張	県外出張 (公用車使用)	県外出張 (公用車以外)	宿泊日数 (県内)	宿泊日数 (県外)
効果額単価	1,300	1,800	1,500	2,400	600	1,000	1,000
町長・副町長			47		5		7
庶務管財班	92	2					
人事班	17						
電算班	4						
政策財政班	55						
地域振興班	47						
建設班	72						
農政環境班	111		28		2		2
住民班	25						
税務班	67						
福祉高齢者班	91						
児童人権班	53						
会計班	1						
健康増進班	44						
保険年金班	49						
学校教育班	33		1				
社会教育班	78	3	26	2	2		2
議会事務局	8		23		3		6
監査事務局	3		7				
計	850	5	132	2	12	0	17
効果額	1,105,000	9,000	198,000	4,800	7,200	0	17,000

旅費見直しに係る効果額 1,341,000

改正前

	日当		宿泊料	
	県内	県外	県内	県外
特別職	1,500	2,400	12,000	13,000
一般職の職員	1,300	1,800	11,000	12,000

改正後

	日当		宿泊料	
	県外		県内	県外
特別職	1,800		11,000	12,000
一般職の職員				

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	26	主管課	総務課	その他担当課	全庁										
最終目標	健全財政を確立できるまちづくり（カネ）				●指標（実施に関する目標達成の状態）										
中間目標	徹底した歳出の抑制				平成27年度までに全団体補助金総額の15%を削減（2,817千円）										
直接的な目標	適正な負担と支出				（現在までの累積効果額） 1,765千円										
具体的改革項目	各種補助金の見直し				▲指標（検討または準備に関する目標達成の状態）										
					各補助金交付団体へのヒアリングの実施完了										
実施概要	<p>第4次行財政改革において補助金制度のあり方を見直し、平成19年4月に鞍手町補助金等交付規則及び鞍手町補助金等交付基準を制定した。また、厳しい財政状況により平成19年度から補助金の一律削減を行い、平成21年度までに41,138千円の削減を行った。</p> <p>第5次行財政改革においては、第4次で制定された鞍手町補助金等交付規則に基づいて設置した「鞍手町補助金等審査委員会」の機能を充実させるとともに、補助金交付団体への補助金支出の妥当性を再度検証し、検証結果に基づき平成24年度から補助金の見直しを行うこととする。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>①平成23年度に各補助金交付団体へのヒアリングの実施</p> <p>②補助金支出の妥当性の再検証</p> <p>③平成24年度から検証結果に基づく補助金の見直し実施</p>														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間（検討または準備：▲ 実施：●）							現在の状況	進捗率（%）	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月	実施中	63%	1,765千円	1,765千円		
	<p>具体的取組内容</p> <p>平成23年3月から平成23年12月までに補助金等審査委員会を開催し、第1段階として補助金団体等の項目が第4次行財政改革からの引継ぎのため、団体等の性質等を考慮し整理を行いました。次に各種団体のヒアリングシートをもとに個別査定を行い、補助金の使途を明確化させ、経費節減を行い補助金の減額に努めることを徹底させました。なお、平成22年度決算額18,781,000円より平成23年度は、1,765,000円の削減を図ることができました。</p> <p>今後についても補助金額は費用対効果、経費負担のあり方等について各年度ごとに検証し、整理合理化を進めることを基本とし削減に努めていきます。</p>														
平成24年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成25年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成26年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成27年度	●	●	●	●	●	●	●	H23年04月	H28年03月		0%	—			
	具体的取組内容														

鞍手町補助金等交付規則

平成19年4月2日
鞍手町規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例及び他の規則等に特別の定めがある補助金を除き、補助金等の交付の申請、決定に関する事項、その他補助金等の交付に関し必要な事項を定めることにより補助金等に係る予算執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「補助金等」とは、補助金、助成金及び交付金等などの名称を問わず、団体及び個人に対して、補助事業等を助成する目的をもって交付する現金給付をいう。

2 この規則において補助事業等とは、補助金の対象となる事業又は事務（以下「事業等」という。）をいう。

(審査委員会の設置)

第3条 町長は、補助金等の交付の適否及び補助金等に関する予算の執行の適正化を図るため、鞍手町補助金等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員は、副町長及び全課・局長とし、副町長を委員長、総務課長を副委員長とする。

4 委員長は、審査委員会を招集し、会務を総理する。

5 委員長は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

6 審査委員会の議事は、委員の出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 審査委員会の事務局を総務課に置く。

(審査委員会の所掌事務)

第4条 審査委員会は、次に掲げる事項について調査、審議する。

(1) 補助金等の新規交付、増額、減額、廃止等の適否に関すること。

(2) 補助金等の定期的な見直しに関すること。

(3) その他補助金等の適正化に関すること。

(審査手続)

第5条 町長は、補助金等の新規交付、増額又は廃止等を行う場合は、審査委員会の意見を求めるものとする。

2 審査委員会は、補助金等の適正化に関して必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 審査委員会の審査手続については、別に定める。

(交付基準)

第6条 町長は、補助金等の交付に関し、公平性、公正性及び透明性を確保するため、別に補助金等交付基準を定めるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金等の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、団体については、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 補助金等の交付を受けようとする年度の事業計画書（様式第2号）

(2) 補助金等の交付を受けようとする年度の収支予算書（写し）

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査して補助金等を交付するかどうかを決定し、申請者に対し、補助金等交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により速やかに通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付申請書の記載事項に修正を加えて補助金等の交付決定をすることができる。

3 補助金等の交付額は、当該年度の予算の範囲内で決定するものとする。

(補助事業の遂行)

第9条 補助金等の交付を受けようとする団体または個人（以下「被補助団体等」という。）は、交付される補助金等の目的に基づき補助事業等を行うものとし、他の用途に使用してはならない。

(補助事業の状況報告)

第10条 町長は、被補助団体等に対し必要があると認めるときは、事業等の遂行状況につき報告を求めることができる。

2 町長は、前項の報告に基づき、被補助団体等に対し補助事業等の適正な遂行のために必要な事項を指示することができる。

3 町長は、被補助団体等が前項の指示に従わないときは、補助事業等の一時停止を求めることができる。

(実績報告)

第11条 被補助団体等は、補助事業等が完了したときは、その成果を記載した補助事業等実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に遅延なく提出しなければならない。ただし、個人はこの限りでない。

(1) 当該年度の事業実績書（様式第5号）

(2) 当該年度の収支決算書（写し）

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、報告書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容に適合すると認めるときは、速やかに補助金等の額を確定し補助金確定通知書（様式第6号）を送付するものとする。

(交付の時期)

第13条 補助金等は、前条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、町長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

2 前項ただし書きの規定により、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付する場合には、第7条の規定に基づく補助金等交付申請書の提出の際に、補助金等概算払い申請書（様式第7号）を提出させるものとする。

(決定の取消し)

第14条 町長は、被補助団体等が第6条の規定に反して補助事業等を行った場合、又は補助金等の交付決定の内容に反して補助事業等を行った場合は、補助金等の交付決定の一部又は全部を取消することができる。

2 前項の規定は、補助金等の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金等の返還)

第15条 町長は、補助金等の交付の決定を取消した場合において、補助事業等の取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

2 町長は、補助事業等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(規程又は要綱の制定)

第16条 補助金等の交付に当たっては、町長は次に掲げる事項を規定した規程又は要綱を定めなければならない。

- (1) 交付の目的及び効果
- (2) 交付の対象事業、対象経費及び対象者
- (3) 交付の額又は率及びその算定方法
- (4) 概算払いの時期及び額又は率
- (5) その他必要と認める事項

(関係書類の備付)

第17条 被補助団体等は、補助事業等の内容に関する事項及び収支を明らかにする書類及び帳簿等を5年間保管しなければならない。

(補助金等の公表)

第18条 補助金等については、会計年度終了後に補助金等の名称、金額及び交付先を町のホームページに掲載するとともに、閲覧資料を関係各課局に備え付けなければならない。この場合において、個人を対象に交付した補助金等については、個人情報保護に十分留意しなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条、第14条及び第15条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月3日規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

鞍手町補助金等交付基準

平成19年4月2日
鞍手町告示第45号

(目的)

第1条 この基準は、鞍手町補助金交付規則（平成19年鞍手町規則第12号）第6条の規定に基づき、鞍手町（以下「町」という。）が交付する全ての補助金等について、一定の基準を定めることにより、公平性、公正性及び透明性を確保し、もって補助金等の効果的な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における「補助金等」とは、補助金、助成金及び交付金等、名称を問わず、団体及び個人に対して、補助事業等を助成する目的をもって交付する現金給付をいう。

2 この基準において「補助事業等」とは、補助金等の対象となる事業又は事務（以下「事業等」という。）をいう。

(交付基準)

第3条 補助金等の交付に際しては、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して、適否を判断するものとする。

(1) 補助金等の交付が客観的にみて公益上必要であること。具体的には、次のいずれかを満たすものとする。

イ 地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められる事業等であって、特定のもののみの利益に終わることのないもの

ロ 社会福祉の増進に著しく貢献する事業等、又は、文化・芸術・スポーツ等の推進に著しく貢献する事業等

ハ 町の施策として推進する事業等を団体、個人に対して奨励しようとするもの

ニ 地域の経済、産業の振興、雇用の促進の分野において、町が積極的に普及、支援する上で、事業等の推進を図るための援助が必要な事業等

(2) 補助金等の交付に対して費用対効果が認められること。

(3) 事業等の活動の目的、視点、内容などが社会・経済情勢に合致していること。

(4) 行政と町民の役割分担の中で、真に補助すべき事業等の活動であること。

(5) 補助金等の交付を受けようとする団体又は個人（以下「被補助団体等」という。）の会計処理及び補助金等の使途が適切であること。

(6) 被補助団体等の決算における繰越金の額が、多額でないこと

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては補助金等を交付しないものとする。

(1) 本来、国、県及び民間等が負担すべきものであり、町の財政負担が適当でないもの

(2) 補助事業等で、創設当初と事情が変化し、目的並びに効果が不明確と思われるもの

(3) 零細な補助金等で事業効果が薄いと認められるもの

(4) 被補助団体等において、自己資金で十分運営が可能なもの

(5) 融資等への転換により、費用対効果の最適化が図れるもの

(団体の要件)

第4条 補助金等の交付を受けようとする団体は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

(1) 会員の過半数が町内に在住又は勤務していること。

(2) 活動拠点及び主な活動場所が町内であること。

(3) 概ね10人以上で組織されており、役員構成が明らかであること。

(4) 団体の存立・運営を定めた規約等が定められていること。

(5) 特定の政治、宗教、思想及び営利に偏っていないこと。

(6) 予算決算の管理、事業計画及び事業報告が適切に行われていること。

(7) 会費を徴収するなど自主的な財源を確保していること。

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、町が施策として、広域的に取り組まなければならない事業等に、参画及び実施している団体についてはこの限りではない。

(補助対象外経費)

第5条 補助金等の交付に当たっては、次の各号に定める経費は対象としないものとする。

- (1) 交際費及び慶弔費
- (2) 団体運営費のうち飲食費及び懇親会費
- (3) 役員報酬、手当及び日当などの人件費的なもの
- (4) 主に団体の内部事務等に従事する者の賃金（事業等の実施に必要な臨時的なものは除く。）
- (5) 慰労的な研修経費及び宿泊を伴う旅費
- (6) 事業等の規模に対して社会通念上過大な参加商品代など
- (7) 他団体への迂回助成となっている経費

2 前項第3号及び第4号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については補助対象経費とすることができる。

- (1) 極めて公共的な事業等に係るもの
- (2) 行政サービスの格差是正事業等に係るもの
- (3) 国・県などの補助があり、町の補助が義務付けられているなど、町の裁量の余地がほとんど及ばないもの
- (4) その他町長が特に必要と認めたもの

(補助金等の見直し)

第6条 同一団体等への補助金等の交付については、原則として毎年見直しを行うものとする。ただし、国や県等の補助を受けた補助金については、その補助期間の終了の時点で見直しを行うものとする。

(規程又は要綱の制定)

第7条 交付規則第16条の規定に基づき、規程又は要綱を制定する場合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 年間の交付額が100万円を超える補助金等 規程
- (2) 前号以外の補助金等 要綱

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

各種補助金の見直しに係るシート

新No.	旧No.	款	項目	担当課局	平成21年度			平成22年度			平成23年度			備考
					補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	増減額		
1	3	総務費	直方地区交通安全協会鞍手ブロック補助金	総務課	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000			
2	4	民生費	身体障害者福祉会補助金	福祉人権課	155,000	155,000	155,000	155,000	80,000	75,000	80,000	75,000	平成23年度はつらつ運動会中止のため減額	
3	6	民生費	町遺族会補助金	福祉人権課	64,000	64,000	64,000	64,000	64,000	64,000	64,000			
4	13	民生費	放課後児童健全育成事業補助金	福祉人権課	1,391,000	1,397,000	1,397,000	1,397,000	1,397,000	1,397,000	1,397,000			
4-2			鞍手学童保育自然クラブ		1,391,000	1,397,000	1,397,000	1,397,000	1,397,000	1,397,000	1,397,000			
4-3			御前学童のびのびクラブ		1,795,000	1,801,000	1,801,000	1,801,000	1,801,000	1,801,000	1,801,000			
5	16	民生費	部落解放同盟鞍手地区協議会補助金	福祉人権課	1,441,000	1,441,000	1,441,000	1,441,000	1,441,000	1,441,000	1,441,000			
6	17	民生費	解放活動団体補助金	福祉人権課	736,000	736,000	736,000	736,000	736,000	736,000	736,000			
6-2			春日支部		256,000	256,000	256,000	256,000	256,000	256,000	256,000			
6-3			八尋支部		512,000	512,000	512,000	512,000	512,000	512,000	512,000			
7	18	民生費	鞍手町人権・同和教育研究協議会補助金	教育課	1,280,000	1,280,000	1,280,000	1,280,000	640,000	640,000	640,000	640,000		
8	25	農林水産業費	農村青少年技術研修補助金	農政環境課	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000			
9	26	農林水産業費	農業後継者育成補助金	農政環境課	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000			
10	28	商工費	鞍手町商工会補助金	企画財政課	7,856,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	3,250,000	750,000	3,250,000	750,000		
11	29	商工費	元気まつり補助金	企画財政課	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000			
12	36	教育費	各種大会出場費補助金	教育課	200,000	500,000	500,000	500,000	200,000	300,000	200,000	300,000	九州大会、全国大会に出場した場合に発生	
13	39	教育費	青少年育成町民会議補助金	教育課	1,040,000	1,040,000	1,040,000	1,040,000	1,040,000	1,040,000	1,040,000			
14	40	教育費	子ども会連絡協議会補助金	教育課	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000			
15	41	教育費	自治公民館育成補助金	教育課	92,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000			
16	43	教育費	指定文化財保護育成補助金	教育課	144,000	144,000	144,000	144,000	144,000	144,000	144,000			
17	44	教育費	町文化連盟補助金	教育課	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000			
18	45	教育費	町体育協会育成補助金	教育課	1,040,000	1,040,000	1,040,000	1,040,000	1,040,000	1,040,000	1,040,000			
新規		福祉人権課	町鞍手町男女共同参画ネット	福祉人権課	0	0	0	0	0	0	0			
合計					22,321,000	18,781,000	18,781,000	17,016,000	1,765,000					
前年比より差額														

第5次行財政改革 PDCAシート(計画⇒実施⇒評価点検⇒見直し)

■ 計画⇒実施															
連番	27	主管課	建設課	その他担当課											
最終目標	健全財政を確立できるまちづくり(カネ)				●指標(実施に関する目標達成の状態)										
中間目標	徹底した歳出の抑制				(現在までの累積効果額) 0千円										
直接的な目標	適正な負担と支出														
具体的改革項目	受益者負担金徴収基準の策定				▲指標(検討または準備に関する目標達成の状態) 徴収基準の策定完了										
実施概要	<p>現在、農業用施設の新規敷設、修繕等の工事の受益者負担について、負担金を徴収している自治体は、福岡県農政部や飯塚農林事務所に確認したところ、県内では宗像市だけであった。</p> <p>当町においても、現在は負担金を徴収していない農業用施設について、重大な過失、維持管理の不備等による修繕等の工事の場合には、受益者に応分の負担を求めていく方向で徴収基準を定めることとする。</p> <p>※具体的実施内容 ①平成23年度に導入に向けての検討委員会(仮称)を設置 ②徴収基準の策定</p>														
■ 評価点検⇒見直し															
年度	検討及び実施期間(検討または準備:▲ 実施:●)							現在の状況	進捗率(%)	単年度効果額					
	23	24	25	26	27	開始年月	到達年月			合計	うち支出の削減	うち収入の増額	うち支出の増額		
平成23年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H25年03月	検討中	0%	—	—	—	—
	具体的取組内容 平成23年8月、行政と地元との農業用施設の維持管理区分及び負担金徴収要件を明確にするため、検討委員会に向けての受益者負担金徴収基準の素案を作成しました。														
平成24年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H23年04月	H25年03月		0%	—			
	具体的取組内容														
平成25年度											0%	—			
	具体的取組内容														
平成26年度											0%	—			
	具体的取組内容														
平成27年度											0%	—			
	具体的取組内容														

■農業用施設の修繕工事等に伴う受益者負担金の徴収について

①他の自治体で受益者負担を徴収している一般的な例

県や国の補助事業（県営土地改良事業や農地・農業用施設災害復旧事業など）の補助残に対しての受益者負担を徴収している。
あくまでも農用地（個人所有）の災害復旧事業の補助残に対して個人から徴収している。

②市町村単費で農業用施設を修繕、改修して受益者負担を徴収している自治体

・飯塚農林事務所管内での取組状況（飯塚農林事務所農村整備第1課調）

管内では、市町村単費での農業用施設の修繕工事等で受益者負担金を徴収している自治体はない。

・福岡県内で、農業用施設を修繕、改修して受益者負担を徴収している自治体

宗像市…土地改良事業等により利益を受ける者が2人以上であって、当該事業に要する経費が10万円以上のものに対して、10%の割合で徴収している。
（宗像市土地改良事業等分担金条例及び施行規則）

③課題

1. 福岡県内でも、市町村単費での農業用施設の修繕や改修工事に受益者負担を徴収している自治体は、宗像市ぐらいである。仮に本町でも徴収するという事になれば、農業者の理解、受益者負担をとる工事の基準の設定、受益者負担率など各関係機関等との十分な調整が必要になると思われる。
2. 受益者の選別を行う際には、受益の基準を明確にすることが難しいため、混乱や公平性を欠くようなことが起こると思われる。
3. 農業農村整備事業等補助事業を施行する場合、受益者全員の同意を必要とするが、負担金を伴う事から、同意が得られず事業の推進に支障をきたすと思われる。
4. 農業用施設（負担金徴収を必要とする施設）と公共用施設との明確な区別が難しい。
5. 負担金を徴収して施工した水路等については、受益者の意向が鮮明に反映されるため、付近住民が利用出来ない（し尿浄化槽等を設置しての雑排水の放流等）水路となる可能性が高く、将来、地域に悪影響を及ぼす恐れがある。
6. 現在、農業用施設の工事金額は減少傾向にあり、負担金徴収を行ったとしても収入は僅かであるため、財政的な効果が薄い。

■現行の農業用施設の負担金の徴収について

・災害復旧事業

農業用施設（ため池、水路等）	補助率…国 65%、町 35%、地元 0%
農地（田、畑等）	補助率…国 50%、町 0%、地元 50%

・土地改良事業

農業用施設（ため池、水路等）	補助率…国 50%、県 30%、町 20%、地元 0%
農地（田、畑等）	補助率…国 50%、県 30%、町 10%、地元 10%

・一般土木事業

農業用施設（ため池、水路等）	補助率…町 100%
農地（田、畑等）	該当工事なし

鞍手町農業用施設の負担金の徴収に関する基準（素案）

（目的）

第1条 この基準は、鞍手町における農業用施設の修繕及び改修等に関する負担金の徴収について必要な事項を定め、もって農業用施設の適正な運営を期することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この基準において「農業用施設」とは、ため池、井堰、頭首工、水門、農業用排水路及び農業用道路をいう。

（負担金の徴収）

第3条 鞍手町は、次の場合には、農業用施設利用者に施設の修繕費及び改修費等の一部若しくは全額の負担を求めることができるものとする。

- (1) 施設利用者が、通常すべき維持管理及び運営等を怠ったとき
- (2) 施設利用者が、施設管理者である町の指示に従わなかったとき
- (3) 施設利用者が、故意若しくは重大な過失により施設に損害が発生したとき

2. 前項（1）号に規程する通常すべき維持管理とは、以下のとおりとする。

- (1) ため池については、イビ栓の管理、水量の調整、防錆材の塗布及び草刈
- (2) 井堰、頭首工及び水門については、樋門の開閉、防錆材の塗布及び水量の調整
- (3) 農業用排水路については、浚渫、目地補修及び草刈
- (4) 農道については、砂利散布、不陸整正及び草刈

（負担金の免責）

第4条 鞍手町は、次の場合には、農業用施設利用者に負担金をもとめないものとする。

- (1) 農業用施設の老朽化及び自然の消耗にともなう修繕及び改修
- (2) 災害等に起因した修繕及び改修

2. 前項（2）号に規程する災害等とは、以下のとおりとする。

- (1) 風水害、ひょう害、雪害その他気象上の災害に起因するもの
- (2) 車両及びその積載物の衝突その他不可抗力による人的災害に起因するもの

（その他）

第5条 この基準の施行に関し必要な事項については、別に町長が定める。